

参議院商工委員会會議録第四号

平成五年三月二十九日(月曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 斎藤 文夫君
理事 菅掛 哲男君
松尾 官平君
吉田 達男君
井上 計君

委員

倉田 寛之君
下条進一郎君
前田 勲男君
松谷蒼一郎君
吉村剛太郎君
谷畑 孝君
峰崎 直樹君
村田 誠醇君
薬科 満治君
浜四津敏子君
和田 教美君
市川 正一君
古川 太三郎
小池百合子君

國務大臣

通商産業大臣

森 喜朗君

政府委員

通商産業大臣官

内藤 正久君

通商産業大臣官

江崎 格君

通商産業大臣官

石黒 正大君

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官
房審議官
通商産業省通商
政策局長
通商産業省立地
公署局長
通商産業省基礎
産業局長
通商産業省機械
情報産業局長
通商産業省生活
産業局長
工業技術院総務
部長
資源エネルギー
庁長官
資源エネルギー
庁石油部長
資源エネルギー
庁石炭部長
資源エネルギー
庁公益事業部長
中小企業庁長官
中小企業庁次長
中小企業庁指導
部長
常任委員会専門
員

清川 佑二君

岡松壯三郎君

堤 富男君

牧野 力君

坂本 吉弘君

高島 章君

松藤 哲夫君

黒田 直樹君

林 康夫君

稲川 泰弘君

荒井 寿光君

関 收君

土居 征夫君

三田 義之君

小野 博行君

河上 恭雄君

白取 健治君

梅野捷一郎君

説明員

文部省初等中等
教育局中学校課
長
運輸省鉄道局技
術企画課技術開
発室長
建設大臣官房審
議官

本日の會議に付した案件

○エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○不正競争防止法案(内閣提出)

○委員長(斎藤文夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に關する法律案並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に關する事業活動の促進に關する臨時措置法案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷畑孝君 森通産大臣に質問をしたいと思ひます。

本日に短期の訪米ということで、時差にもかかわらず非常に元氣な顔を見せていただきました。

本日に御苦労さまでございました。体格といい押し出しといい、さぞ日米構造協議の難しさをかでも相当いい会議がされたのではないかと、このように思っているところでございます。

まず、エネルギー需給高度化法案及び省エネ・リサイクル法案の審議に入る前に、少し時間をいただきまして昨日訪米から帰ってこられました通産大臣に訪米の報告を少しお聞きしたい、このように思っています。

一昨日や昨日の新聞によりますと、カンタム米通商代表部は森通産大臣との会議で、日本の巨額の対米貿易黒字はこのままでは日米間の政治問題になりかねない、こういう強い懸念を表明をいた

しまして、特に内需拡大の重要性を強調しながら日本の新しい景気対策に外国製品の大規模な政府調達を織り込むよう期待をする、このように述べたと報じられております。またブラウン商務長官は、日本の景気対策の一端として医療機器、スーパーコンピュータ、コンピュータの政府調達に努力をしてもらいたい、そしてまた輸入拡大の具体的な品目を明示したと、このように報道されておるわけでございます。

まさしくこれは、大臣がこれからの景気の浮揚策として従来の公共型だけでなく新社会資本をというところとちょうど一致をするといひましようか、言いかえればアメリカ自身がタイミシングをとらえてよく勉強しているというんでしようか、タイミシングよく通産大臣にこの問題に對して強く迫った、こういうように聞いておるわけでございいますけれども、そういう点についてお聞きしたい。

同時に、四月十六日には宮澤首相の訪米ということになります。そしてまた、四月末にはワシントンで定例のG7會議が開かれる。二つの非常に大きな国際的な會議がある、こういうところにおける通産大臣の前段の交渉であったということでございますから、非常に私は大事だし、また国民も注目しておる、こういうことでございいますので、答えられる範囲で結構でございますので、ひとつ御報告をお願いしたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 冒頭に、先般のこの委員会で皆様にお礼を申し上げましたように、急な渡米でございまして、大事な予算審議の最中でございまして、特に金曜日、私が出発をいたしました日はいわゆる委嘱審査が行われるということでございます。その大事なときに国会を離れておりました。大変諸先生方に御迷惑をおかけいたしました。しかし、委員長初め各委員の皆様いろいろな御配慮で、いろんな形で委員会の運営を

工夫してくださったようでございます。私も一日でございましたが、今谷畑先生から御指摘ございましたように、皆さんと十分なお話し合いをさせていただきまして、後ほどまた今の御質問に對してお答え申し上げますが、まずその前に皆様方に心からお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

今回の訪米は、今も委員からお話ございましたように、来月には宮澤総理が訪米をいたしました、クリントン新政権スタート最初の日米首脳会談が行われます。その大事な日米首脳会談の前に、経済担当、貿易担当の閣僚の皆さんと私との間で少し細かな問題のお話を申し上げ、意見の交換をしておくことが今回の訪問の一番大事な点でございます。特に、私といたしましては、日本とアメリカが世界のGNPの四割を生産している、負担を担っているといましようか、そういう経済国でありまして、この両国がさらに友好な協力関係を、またよきパートナーシップを構築していくことが世界の経済の発展、いわゆる世界の平和と繁栄にもつながることだ、こういうことを私は特に強く申し上げてきたつもりでございます。

もう一つは、日米がより協調をして協力をして世界的な課題、例えば環境問題あるいは当面ロシア支援問題などもございますが、そうした世界的な課題を両国が協調して克服していくことが大事だということです。

それから、二国間の通商問題につきましては、これはお互いによく話し合って、そして冷静な対応、そして良識的な良心的なやりお互いの議会も政府も対応していくことがより二国間にとってまた世界にとっても大事なことです。

この三点を私なりに強くそれぞれの閣僚に、関係者に申し上げてきたところでございます。そこで、今の御質問の中で今回の訪米におきましてはゴア副大統領、それからベンツェン財務長官、ブラウン商務長官及びカンター通商代表、この四人の方々と日米関係を中心に率直な意見交換

を行ってまいりました。日米関係の重要性を再認識をいたしますとともに、さまざまな問題についての日米それぞれの立場、考え方に關しまして相互に理解を深めることができた、このように思っております。これを一つの土台として、今後さらに日米関係強化のために、アメリカ新政権とも協力をしながら新しい関係を構築をしていきたい、このように考えておる次第でございます。

そこで、具体的なお尋ねがございまして、やはり今谷畑先生おっしゃったように、こういう時代ですからアメリカの方もよく勉強しておられまして、日本の国会でどんなやりとりをしておるとか、各大臣がどんな発言をしておるとか、そういうことについては非常にたくさん、みんないろいろな書類を抱えて来ましたが、その中にはいろいろ日本の新聞に出ておりますことなどをコピーしたものをたくさん、私も見ますとよく持っておられましてそれをもとにお話をしておられました。したがって、特に追加的な予算、景気対策を今自民党がまとめておりますよということを申し上げると、その中身はよく知っております、そういうの中に福祉とか教育とか、それに關連してくる施設、そういうものについては非常にアメリカ側も強い関心を持っておるといことがよくうかがうことができました。

ただ、ゴア副大統領、ブラウン長官あるいはカンター代表からは、新しい景気対策の中に外国製品の政府調達が増え込まれることへの期待はやはり強く出ておりました。特に、今谷畑さんがおっしゃったようにブラウン長官からは品目を細かに並べておられまして、医療機器、スーパーコンピュータあるいはコンピュータなどが示されておりました。

私もとしては、当然こうした景気対策は内需の拡大をまずやることなんです。内需の拡大がないということでは、逆にいえば輸入がふえてこないということでございます。ですからまず内需拡大をやります。そして日本の景気を回復させます。そしてもう一つは、やはり積極的な輸入拡大政策

をとらなきゃならぬ。こういうことも申し上げてまいりましたが、当然こういう新しい社会資本をやっていくということはそれだけに皆さんにもその参入できる土俵ができます。しかし、我が国は内外無差別であつて公正に透明的に調達をしていかなきゃならぬので、あなたの国からどれだけのうするかどうか、そういうことはこれは言うべきことではない。これは皆さんもよくおわかりでしょう。

問題は、そういう市場、マーケットができますからどうぞ皆さんも思い切って参入して、堂々とそういう通商貿易のやり運動してください。我々も、アメリカの製品が日本にたくさん入ってくることをむしろ期待いたしております。こういうことを申し上げておりました、今やっております検討中の追加刺激策の中に輸入促進策を当然考えていかなきゃなりませんけれども、まだ具体的にどういふふうにするかということは申し上げませんでした。したがって、現在関係方面と調整をいたしております。こういうふうに申し上げました。

特に政府調達につきましては、内外無差別、透明な手続で行われることは原則であります。ぜひアメリカ側の今回のいろいろな要請もあるもので、どのようなことができるだろうか、これからまた繰り返して事務当局とも検討をさせてみたい、このように政府調達の分野ではその程度のことには申し上げてきた次第でございます。

今委員から御質問いただきましたことは大体入っておるかな、こう思っておりますが、少し私の報告、所感も含めましてちょっと長くなって大変恐縮でございますが、答弁とさせていただきますたいと思ひます。

○谷畑孝君 今大臣の報告をお聞きしております、せっかく日本もこの総合経済対策を立てたり、また今回の予算を早期に国会を通過をしていく中で日本の景気を何とか引き上げていきたい、国際公約でもございまして、そういう状況の中で日本のとりわけ一般消費が非常に今落ち込

んでいるという不況の中で、落ち込んでしまった電機産業を含めてそれらを浮揚させていく一つの方策として、いわゆる新社会資本整備ということ非常に大きく脚光を浴びた。今大臣の報告のありますようにアメリカ側も、一千三百億ドルの日本のひとり勝ちの貿易の黒字、この世界に對する還元策としてぜひひとつ政府調達をしてほしい、こういうところの大きな綱の引き合いといましようか、これは非常にこれから難しい課題になつていくと思ふんですけれども、そのあたりは今後とも審議を重ねながら、どういふ形がいいのか含めてぜひひとつまた検討をしていただきたい。私もまたそういうことについての審議に参画をしたい、このように思っているわけであります。

そこでもう一つ、これは感想でいいですので、大臣にお聞きしたいんです。

と申しますのは、やはりクリントン新政権というのは一体日本との関係で従来のブッシュ政権とどう違うかということが、ようやく最近さまざまな発言だとかあいつの状況の中で見えてきておると私は思ふんですね。そういう意味でぜひひとつクリントン新政権の対日経済要求と日本政府の立場というものがどうなのかということについて感想を聞きたい。

それで、どういふポイントかと申しますと、例えば最近クリントン大統領がこういうふうな発言をされておられます。日本の対米貿易黒字をそれまでになく強く批判すると同時に、米国の貿易関係が変わらないのは日本だけであり、日本はいままでたつても差別なしに入り込むことのできない市場であると結論せざるを得ないというふうに非常に強い形で批判をしておる。日本に責任があるんだ、こういうふうに再三実は述べておる。その原因が日本市場の閉鎖性にある、こういうふういかに言い切つておられるというふうに思ふんですね。その中でアメリカ政府は、そういう状況であるからゆえにいわゆる目標を設定した貿易といましようか、例えば日米間の問題で日米半導体協定

に基づくシエラ目標というものが非常にうまく
いつている、そういう意味では今後ともう従来
の日米構造協議というように時間をかけた形での
やりとりだけではこれは進まぬ、ジャンルごと
にそういうシエラを決めてやっていこう、こうい
う動きは実はあるのではないか、こういうよう
に感じられるですね。

だから、そういうことで従来の日米構造協議と
いう形のあり方そのまま継続されていくのか、そ
れとも少しシエラが上がつてシエラごとに目標を
定めた中でやっぱり日本の市場の閉鎖性に対する
強い批判という形の中でそういう方向に出てくる
のか、各首脳と会った中でどう思われておるの
か、その感想で結構ですのでお聞きをしたいと思
います。

○国務大臣(森喜朗君) お尋ねは二つの柱があつ
たような気がいたしますが、最初の方はブッシュ
政権とどう違うのか、そういう面では先生の御感想
も含めてお話がございました。

私もゴア副大統領とお話を申し上げておりまし
た中に、ゴア副大統領、上院議員をなさっておら
れましたときから少し私も親しくさせていただい
たことがございまして、久しぶりでございました
ので割と腹藏なくいろんな話ができたわけです。
その中でやはりゴア副大統領が言っておられたの
は、日本の方をアメリカから見ると、科学技術だ
とか経済、通商というのは日本の方が今のアメリ
カよりも先輩だというふうに見ておる印象がやっ
ぱり非常に強かつたですね、聞いておりました。
我々から見るとちよつと意外なもので、やっぱり
我々はアメリカや欧州の方が経済先進国だと見て
いたわけですが、彼らは若いし、我々も世
代が一回りも違ふんですね。ですから、彼らの言
葉の中には全部日本が、あなた方が皆やってき
た、あなた方が先輩ですよというふうな、そん
な発言がございまして、本当に若い新しいアメリ
カの時代が始まっているんだなということを、副
大統領のお話を聞きながらそんな実感ももち
ました。

そういう中でアメリカはブッシュ政権と違うの
は何かというと、当然、自由主義経済あるいはそ
うした価値観というのは何ら変わっていないこと
はないわけですが、一つは大きなのは経済の立
て直しをしたい、アメリカをさらに強くしたいん
だという、これがやっぱり大きな柱でございま
しょうし、もう一つは我々日本からもよく言つて
いたことですが、産業競争力を、国際競争力を強
めていきたいというのを非常に前面に出してお
られる。そういう中で日本と協力して先ほど申し
上げたような環境問題を初めとした世界的な平
和、世界の繁栄のために努力していきましょ
う。そういう姿勢が非常に強く出ておしま
す。そういう面ではブッシュ政権のときと今のク
リントンさんとの基本的な考え方がそこにあるの
かなという、そんな感じを私は持ちました。

そこで、二つの問題点でございしますが、い
ゆるそういう目標を明示した通商的なことにつ
いての御懸念を先生からも御表明いただいたわけ
であります。半導体の問題あるいは自動車部品
の問題もかなりブ라운さんあるいはカンターさ
んそれぞれ出ておりましたけれども、半導体につ
きましては私は念を押して申し上げておきま
した。こういう数字的なものを設定してやるとい
うことは決していいことではないです。あくまで
も、これはこれから半導体業界がアメリカと日
本とがより協力をしてそしてデザイン・インを
やるとか、長期的な協力関係をつくり上げるとい
うこと、そういうものを総合的に判断することな
んです。したがって、そういう意味で今度のこの二
〇%というのは決してこれは絶対値でもなければ
ば、絶対これは最低値でもありませんよというこ
とは私はたびたび申し上げておきました。自動車
部品につきましても、目標はそれぞれあるにいた
しました。日本も大変な努力をしておりますよ
ということも申し上げてまいりました。
したがって、今御質問のように、人為的
な、数量的なターゲットを設定するということ
は、これは市場原理に反しますし管理貿易にもつ

なるということになりますので、日本としては
これは絶対に受け入れられませんが、日本としては
強く申し上げてまいりました。日本市場はアメリ
カと同様に企業の自由な活動がベースとなつてお
るものでありまして、ターゲットを設定してその
達成を政府として担保するというようなことは現
実問題としては不可能でございます。また、ター
ゲットが未達成になった場合にそれに対して報復
措置が伴うとかいうようなことになれば、ますま
す今度はまた相手側に対する報復を招くことにな
る、結果的には世界貿易の縮小という、そういう
事態を招くおそれもあります。そういう意味で
は米国の良識ある冷静な対応をぜひ望みたいとい
うことを申し上げてまいりました。

総合的な対日関係、通商政策はまだアメリカは
未定でございます。たびたび、この間も私申し上げ
ましたが、今回お話を申し上げたようなこと、
意見交換をしたことなどからまた新たな対日政
策、通商問題はアメリカとして出てくるんだらう
と思ひますが、目下は個別課題が多々ござい
まして、それぞれに対して国内で対応している状況
かな、そんな感じを持ちました。

ただ、私が絶えず申し上げてきましたことは、
日本のアクセスはいろんな意味で制限があるとか
高いハードルがあるとか、いろいろ言われており
ますが、いずれ先生方にもお届けをしたいと思います
ますが、今度の出発前に間に合わせて印刷物をア
メリカ向けにつくりまして、これをぜひ読んでお
いてください。日本というのはいかに関税が低
いか、アメリカの半分のですよ、それから数量的な
制限は全然ありませんよ、農産物いろいろ言
われまますけれども、あなたの方の国の農産物の方
の制限ははるかに数量的に、项目的に多いんですよ
というふうなことを何度も口頭でも申し上げまし
た。それから、そういう紙の印刷したものも実は
急遽つくりましてお届け申し上げまして、各官
僚、幹部、皆さんにお渡しして、よく読んでお
いてください、こう申し上げてまいりました。
最後に、最初の御質問のときに申し上げようと

思っておりましたが、私はこんなことを申し上げ
てきました。非常に皆さん感動深く受けとめてく
れましたのは、今本日は予算審議をやっておりま
して、その予算審議をしている間に我が党の政府
関係者などから、次の追加的な対策を考えてい
るんだというふうなことは、本来これは議
会でお許しをいただけないことです。しかし、こ
ういふ議論を野党の皆さんはお許しをくだされ
ました。私は衆議院の予算委員会から随時こんな
ことを言つて、多少遠慮しながら言つておしま
したけれども、そういうこともできた。

それから、私はあした帰りますが、いよいよ三
十日、三十一日と野党で御議論をいただいて恐
らく年度内にこの予算が成立するのではないかと
思ふ。こういうことはまさに二十二年ぶりのこと
です。私はたしか申し上げたような気がするん
ですが、これはいかに日本の今の景気は重要で、世界
全体が見ておるんだということと野党の皆さん
がそのことに大変な御協力をしてくださってい
る。この日本の国会というものがぜひ皆さんひと
つ理解をしておいてください、こう申し上げまし
たら、ペンツェン財務長官などは非常にそのこと
を感動深く受けとめておる、こういうお話がござ
いましたので、これはぜひ私はこの委員会でも御報
告しなきゃならぬことだな、こう思つておりまし
て、さつきちよつと言ひ忘れましたので、えらい
長い答弁になつて恐縮でございますが、御答弁に
かえさせていただきます。

○谷畑孝君 御苦勞さまでした。非常に丁寧なア
メリカ報告をしていただきました。また各委員が
それぞれ行方と思ひます。

それでは、時間の関係ありますので、訪米の報
告に対する質問はそれぐらいいまして、このエ
ネルギーの二法案について審議に入つていき
たい、このように思ひます。

そこで、今回の法案の出されていく背景とい
ましようか、やはりCO₂の排出ということが非
常に大きな問題になってきましたし、その結果地
球の温暖化問題ということで、聞くところにより

ますとシベリアの永久凍土が温暖化によって解け出して沼になったり、そういうような状況とか、非常に生態系そのものが大きな変化をきていて、この地球をぜひ後世に残していくためにそういうCO₂の排出の問題等を含めて非常に大事な問題だ、そういうことが昨年のブラジルにおける地球サミットで非常に論議がされた、このようにも聞いているわけでございます。

そこで、私、今国会でそういうことの趣旨を盛った環境基本法というものが提出をされる、このようにも聞いておるわけでございますけれども、そのときにどうしてもこの環境基本法ということになってきますと、常に出てきますのは、環境を守るといふことと、経済は成長していくといふこと、本来上手に整合しながら進んでいけばいいんだけど、技術開発とかさまざまなことによって進んでいきやいいんだけど、これが時には対立したり難しい問題が出てきます。それと同時に、その環境を守るといふのは、基本的にはただ単に口で守ると言っているだけではできないわけでございまして、やっぱり守るためにはお金が必要、技術を開発するにもお金が必要、そういう意味ではこの環境税という問題も、いろいろな角度から必要ではないかという話が出てきたり、そういう議論が行われている。

そこで、私はまず、この法案に当たって通産省としまして、今回提出される環境基本法、そのことについて通産省とのかかわりでどのように考えておられるのか。

例えば、聞くところによりますと、その環境基本法を取りまとめるに当たって、いわゆる経済的措置、環境税が問題となったと聞いている。環境庁の原案では、「経済的負担を課す措置を講ずるものとする」と、環境税導入などの布石であるというものが非常にちらちらとある。そこにおいて通産省としては、経済界にそういう形の熱していない中で環境税導入というのはいかなるものかという、そういうようなやりとりがあったと聞いておるわけですが、そこらも含めて、もし

も答えられる範囲がありましたら、政府委員でも結構ですし、大臣でも結構ですから少しお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 今回のこの法案の趣旨の説明は前回申し上げさせていたいただきましたが、基本的な通産省としての理念はどうかということも今谷畑委員の御質問の中にあつたような気がいたします。

我が国は、産業公害対策につきましては、官民挙げた協力をして今日まで取り組んでまいりました。その努力といえましょうか、そうした苦勞によつて今では世界でまさに有数な改善実績を達成してきたわけでございます。

地球環境問題、廃棄物問題等の新しい環境問題の対応に当たりましては、これまでの産業公害対策の経験を生かしながら、経済成長、エネルギー、環境保全、これを三位一体とした総合的な視点に立つて企業、国民の自主的な取り組みを促進するといふことが重要でございまして、そういう意味で、企業活動あるいは消費活動を長期的な視点から変革をしていくことが大事かと考えております。そういう中で環境と調和した経済社会構造の実現を図っていくことが極めて重要であるといふふうに考えておるわけでございます。

以下、環境税あるいは環境基本法の問題につきまして、政府委員から答弁をさせていただきます。特に環境基本法との関係で御説明をさせていただきます。

環境税につきましては、世の中でのいろいろな環境税という言葉を使うときに、私はどうも三種類ぐらい、どういふものをイメージするかということの違いがあるような気がしております。

まず第一に、環境のために税金を要する、財源が必要であるので税を課すといふのを環境税とおっしゃる方もいます。これを第一類型と申し上げます。

それから第二類型は、環境のためではなくて、例えばガソリン税のようなものをイメージしていただきますと、道路などそういう他の目的のために税を課す、ガソリン税ですとか石油税というものもそういう範疇に入ると思いますが、これも時々環境税の範疇に入るようなお話が出てくる場合もございまして、これを第二類型と申し上げます。

それから第三類型は、これが実は環境基本法上の環境税という概念になるわけでございまして、税を課することによつて排出あるいは環境に対する負荷をしないように抑制するといふことになっていくわけでございまして、これを第三類型と申し上げますが、環境基本法上の議論はすべてこの第三類型の話をもちつてこの環境税といふふうに、言葉は基本法上は別な言葉を使つておりますが、そういうものをイメージしているわけでございまして。

この第三類型といふのは、今までの日本の税体系の中ではまず見られない、環境の目的のために、とんだある一定の目的に達成するまで規制と類似した概念としてかけ続けるというふうな考え方でございます。したがって、これは非常に新しい形の税であるといふことをまず御理解いただきたいと思います。

したがって、これにつきましては環境庁あるいはその審議会、通産省の審議会でも随分議論いたしました、二つ大きな問題があるといふことになっております。

その一つは、どうしても排出をある一定限度に抑制することを目的としておりますから、財源については必ずしも興味が無いわけですが、したがって、税が非常に高くなるということでございます。これはOECDで計算いたしますと、約七二%ぐらいいかならないと石油原油に二〇〇年においては安定化と申し上げますが、安定化といふ目的は達成できないはずである。環境庁の中の研究会で計算いたしましたときには、原油に対して一〇%から一五%ぐらいいかならないと、金額にしますと六兆円とか九兆円という数字が出てくるわけ

でございますが、そのぐらいいかならないと安定化、二〇〇年に目標を達成するといふことにならないのではないか。非常に高率になるおそれがあるといふことをまず第一の問題としております。

それから、第二の問題といたしましては、一カ国のみで導入したのではうまくいかない。日本だけかけますと、例えばある産業は日本に高い税金取られるから、それじゃほかの国に行つてつくつてしまふ。行つて、より炭酸ガスを排出するようなものを省エネ型でないものをつくつてしまふといふことになりまして、日本だけよくなつても、昔公害の輸出という概念がありましたけれども、地球環境悪化の輸出をするといふようなことになりかねないといふような国際的整合性を欠くといふような点、二つ大きな問題がございまして。

その点について国民的コンセンサスを得る必要があるといふことで、審議会の答申において賛成論と反対論両論併記という形になっております。それを法文化する過程で御存じのように、よく調査研究をしなければいけない、それでやる決めた場合にも国民の理解と協力を求めなければいけない、ましてや地球環境にかかわる場合には国際的によく連携を保つてやらなければいけないといふことを趣旨とする基本法の法文になったわけでございまして。これは産業界とかそういうことだけを考へての議論ではございまして、国民全体から見ると本当にそういう高い税率あるいは国際的に整合性のあるものをかけるかどうかといふことの議論が必要であるといふ前提に立つた基本法案になったわけでございまして。

○谷畑孝君 環境基本法といふ問題とこのたび審議するこのエネルギー二法といふのは非常に密接につながっている問題である、むしろ環境基本法といふものがあつてそしてその中で日本としてどうしていくのかという、こういうことだろうと思ふんです。同時にまた、今のお話じやないけれども、やはり世界的にお互いが守つていくべきことも知つていかなければ、やはり環境そのものの自身が

地球的な規模での問題だ、こういうことを私、認識しているわけでございます。

そこで、この二法案の中で大きな目的である点ですけれども、西暦二〇〇〇年にエネルギーの需要を原油換算で三億九千万キロリットルに抑制している。しかし、今後何の対策も講じない場合は、三・五％の経済成長という形になっていきますと、三千万キロリットルから四千万キロリットルの過剰消費が予想される。そこで、今回の二つの法律を提案して、そして各部門ごとにおいて省エネをしていくんだ、こういうふうな法案の趣旨である、またそれを実行していく目的である、このように私どもは承っております。

そこで、過去二回のオイルショックの中で相当産業界におきましても省エネを達成してきた実績がございます。そういう状況の中で、さらに今回の三千万キロリットルから四千万キロリットルの省エネを実現していくということですから、これはなかなか並大抵のことではない。それぞれ本当に気合いを入れてやっていかないと、ない課題だろうと思ふんです。そこでそういうことが本当に実現可能なかどうか、そこらの点を本案の趣旨説明も兼ねながらひとつ答えていただけたらありがたいと思ふいます。

○政府委員(黒田直樹君) ただいま先生から御指摘ございましたように、大変難しいと申しますか、大変な努力を要する仕事であるというふうに私も思っております。

御承知のように、今先生からも御指摘があったわけでございますけれども、経済と環境とエネルギーの問題というのは三者鼎立させていくという観点から、平成二年の秋にエネルギーの長期供給目標を定め、かつ環境に関しましては地球温暖化防止行動計画という計画が政府で決定されたわけでございます。これに今先生から御指摘がございましたような三％の成長といったものを実現していくという上で、先ほどおっしゃいましたように、エネルギーにつきましては二〇〇〇年、三億

九千万キロリットル程度、原油換算でございますけれども、そのためには最近のエネルギーの需要、足元での伸びというものを勘案いたしますと、これから二〇〇〇年に向けては大体一％ぐらゐに抑えなければならぬ、こういうのが実態でございます。

それじゃそれができるか、こういうことでございますけれども、私どもこの二つの法案を御提案申し上げるに先立ちまして、この問題、単にエネルギーだけでなくということでございます。で、総合エネルギー調査会、産業構造審議会、産業技術審議会といったそれぞれの分野の三つの合同の部会を設けて、いろいろ御議論をいたしたい次第でございます。その結果ということでございます。

その御議論の中で大変難しい問題ではございますけれども、今回のこの提案を申し上げておりますように産業界、おっしゃる通りに過去非常に省エネが進んで、現在の産業界全体のエネルギーの消費量というのは実は第一次オイルショックのときの絶対量よりも若干下回っている。省エネを進めてきたわけでございますけれども、この分野におきましていろいろなシステムの投資を促進するとか、あるいは技術開発等を促進することによりましてまだ省エネの余地がないわけではなく。しかし、いわば乾いたタオルをまた絞るぐらゐの努力が必要かと思ふますけれども、そういうた余地も指摘されているわけでございます。また最近伸びてきております運輸部門あるいはビル等の業務部門、民生部門、こういったところを一生懸命やれば三千万キロリットル以上、原油換算にいたしまして、その程度の省エネの余地がないわけではございません。

ただ、そのためにはいろいろな政策の強化なり、国民の皆様あるいは産業界の皆さんの努力といたのが必要でございますけれども、そういうものが相まって必ずしも不可能ではない。しかし、先ほど先生が御指摘ございましたように並大抵の

努力じゃございませぬし、気合いを入れてやっつけなければならぬ、そういう大変な問題であるというふうに思っております。

○谷畑孝君 あとリサイクルもたくさん質問しようと思つてやっていますが、時間があれですのではして、あと限られた時間の中でまとめていきたいと思ふんです。

この二十年間を見ますと、一九八六年を境にして石油消費の状況が相当変わってきておる。オイルショックの中で省エネが相当進んだときには〇・二％、それが八六年以降は四・一％というふうな状況で相当大きく消費が進んでおる、そういう中における三・五％の経済成長を見越しての省エネということですが、相当な並々ならぬ決意が要る、こう思ふんです。

そこで、私がぜひ聞きたいのは、産業部門の努力というのは相当この間されてきておるわけでありますが、とりわけ運輸部門と民生部門がそれ以降相当大きく消費が伸びてきたんじゃないか、私はこう思ふんです。例えば個人の消費を見てもわかりますけれども、昔だったら朝いもシャワーをするというところはなかなか家庭ではなかったことですが、最近ではもうそれが当たり前のようになってきてますし、最近では朝シャンというのがはやりまして、時には一日に二回三回、コマーシャルに乗りましてしなきゃならぬ。そうなりますと、やっぱりボタン一つ押したら湯が出てくるというふうなことになるわけで、いろんな意味で民生部門における消費が伸びてきたと僕は思ふんです。

そういう意味ではいわゆる化石燃料じゃない、例えば太陽光エネルギーとか電力といふまじょうか、過日ある研究機関の太陽光の研究のヒアリングを聞いたんですが、びっくりしました。私はこの商工委員会で電力会社の太陽光の現場を見に行ったんですけども、非常に大きな敷地が必要と。曇りの日もあるし、なかなか難しいと。しかし、最近技術がよく発達しまして、個人の家で言えば屋根がわらに上手に張りつけたら十分既

存の電力とコジェネしながら上手に生きるんだと。余った電力は売ることができると、それで太陽が沈みますと電力会社の電力を使う、こういうことです。

しかし、そこで聞きましたら結局はコストである。それをつけてやっぱ普通の電力よりももうかるということになれば、非常にそれが普及する。しかも、研究部門はやはりコストと上手にかみ合っていないと研究してもむだになると、ロマンだけではなかなかこれはできませんわね。だから、そういう意味ではぜひそういうところについて、新エネルギーに対してどしどしと大きな力で支援をしていく。そして、それを普及することによってまた省エネを広げていくことにつながっていくんじゃないか、こういうふうに私は思ふんです。これはもう時間がありませんのでその点一つ、民生部門と運輸部門は管轄が違ふけれども、もう一つ、運輸部門については私自身長年思つておるんですけれども、通勤のときによく見ていますと、一人が乗用車に乗っての広いスペースをずっと一時間かけて工場へ通う、CO₂を出しながら、こういうことになるんです。できましたら会社までの間は、郊外に公的駐車場を配置して、そして家からそこまではずっと車に乗って、それから公的機関の地下鉄なりいろいろな乗っていく。この間でも運輸部門で相当省エネができるんじゃないか。車に乗るなど言ってみたらこれはもう無理ですから、一たん車に乗り出すと、もうたばこを買いに行くのも車に乗りたいというぐらゐなことになるわけでございまして、だからこれらの点は一つどうだろうなというふうに運輸部門についてはそう思ふんですが、どうかというふうなことでもございまして、一言だけ、もしもありませんでしたらお願いいたします。

○政府委員(黒田直樹君) 運輸部門の現在のエネルギー消費の中の八五％というのが自動車によるものでございまして、したがって、時間がございませぬので簡単にさせていただきますが、私ども自動車の燃費の向上というのをこの省エネ法

では対象にし、それを推進してきているところがございます。

ただ、今先生おっしゃいましたように、自動車の単体の燃費が幾らよくなってもそれに一人で乗っていたらという、台数が多くなっていけばまたエネルギー消費もふえるわけでございまして、したがってそういう面から、物流の効率化であるとか、あるいは自動車から大量輸送機関へのシフトと申しますか、いわゆるモーダルシフトと申しておられますけれども、この法律の枠外ではございませうけれども、そういった省エネルギー対策については今後とも私も関係省庁とも相談しながら有効な実行策があればそれを実施していくように努力をいたしたいと考えているところでございます。

○谷畑孝君 時間の関係で申しわけないです、質問してありましたが。

次に、もう時間が来ましたので、最後にリサイクルの問題について少し質問して終わりたい、こういうふうにしてあります。

リサイクルというのは省エネを含めて進めていくに当たっても非常に大事なことで、こう思います。特に、リサイクルというだけで実に年間二千五百万キロリットル相当のエネルギーが節約になるといふことで、すばらしい大きなものだと思います。

そこで、リサイクルを進めるに当たって、例えば一番優等生であるという古紙、これも最近回収業者がもう本当に少なくなつてまいりました。というのは、古紙の値段が暴落しましてバーンパルプの方が安い、こういうことになって経済的には機能しない、こういうことではなかなか難しい状況があるということですね。そういうことで最近では地方自治体の方が多少安定をさせるために補助金を出して、その古紙を安定させよう、こういう動きもあるということなんです。

そこで、私質問ですけれども、リサイクルを軌道に乗せていこうと思つたら幾つかの観点を、本当に真剣にリサイクル型社会を実現しないと私は

実現できないと思うんですね。その一つは、やはりそのリサイクルに携わる業者ですね、この業者の育成が非常に大事だと思うんですね。この業者は社会的には差別されたり何かパタ屋と言われてみたり、いろいろな意味で廃品回収業みたいな感じになったりというふうにして、こういう業者自身が非常に大事な仕事をしておられ、また我々の社会にとつて大事だということ、こういう業者の育成が要るのではないかと、こう思ったのが一つです。

それと二つ目は、個人のニーズといひましようか、そのニーズとリサイクルというのは相対立する場合がございませう。中でも、例えば過剰包装紙などは特にその典型だろうと思ふんです。ニーズによつてはもっとたくさん包装できれいということにならうかと思ふんですけども、これも考え方によれば、省エネから見れば非常に反社会的なことだろうと思ふ。あるいはまた、昔だったら一升瓶とかそういうもので大体規定の瓶でございませうけれども、最近は大々さんいろいろな瓶が出現してございませう、これも回収のリサイクルからいへばなかなかしにくい状況がある。こういうことで、ぜひひとつニーズの問題とリサイクルという問題はどこかで調和して、時にはリサイクルを優先する、こういう点を一つ思ふんですけれども、その点について質問して、もう私の質問を終わりたいと思ふ。

○政府委員(堤富男君) リサイクルの重要性はおっしゃるとおりでございまして、しかもそのリサイクルを実際に推進する場合には、回収、利用、販売というところ、三位一体という言葉を使つて申しわけございませうが、大事な点だと思つております。この法案におきましては、その利用面のところを拡大することによって全体として回収量が上がり、それが回収に携わる方たちにも大変大きな影響があるということを一つの大きなねらいにしておる次第でございませう。

それから、もう一つの消費とリサイクルの問題がコンフリクトを起こすケースというのが、相反する場合があるわけですが、これはそれ

ぞれに対応していくということが大事だと思つておりまして、過剰包装は過剰包装としての対応、それから回収は回収としての対応というふうな形でやっていく必要があるかと思つております。余り消費に対する規制とかいう形をとり出しますと非常に厳しいわけですが、消費者の選択がだんだん賢くなる中で再利用がさらに進んでいくという形をぜひとりたいと思つておる次第であります。

○谷畑孝君 どうもありがとうございました。

○藤科満治君 まず最初に、資源エネルギー庁長官に二、三御質問をいたします。

経済、エネルギー、環境の三位一体的な推進、これは口で言うのは簡単ですが、なかなか容易ならざるものがある、このように考えております。例えば新経済五カ年計画でGNPは実質たしか三・五％の伸び、一方で地球温暖化防止行動計画では炭酸ガスの排出量を九〇年レベルで安定させるという相矛盾する大変難しい問題が併置されておりますけれども、この二つの目標を同時に達成するためには少なくとも、まず第一に省エネルギー対策の積極的な推進、そしてもう一つは石油にかわる代替エネルギーの開発、これが不可欠の条件だといふふうに考えます。そういう前提に立つて三つの御質問をしたいと思います。

まず第一は、現状のままで三・五％成長をしたとき、ここまでは二〇〇〇年というにしておきましよう、その最終消費需要と石油代替したときのエネルギー最終需要目標とのギャップはどの程度か。それから二つ目は、ちよつと時間の関係ありますので三つ引き続き質問をさせていただきますけれども、その際の代替エネルギーとはどのようなものを構想されているのか。それから三つ目は、炭酸ガスの九〇年レベルの安定化についての産業界を初めとする各界の反応はどんなものか。この三つをまずお尋ねいたします。

○政府委員(黒田直樹君) 今藤科先生から御指摘ございましたように、三位一体を実現していくためには一方で省エネルギーを実施していかなく

いかぬ。他方で、先生今石油代替エネルギーとおっしゃったわけですが、恐らく化石燃料代替といった意味でおっしゃったのではないかと、いふに拝察しているところでございます。

まず省エネにつきましては、今回こういう二つの法案を御提案して徹底的に進めなさいかぬというふうにご考えているところでございます。先ほども御指摘ございましたように第一次のオイルショック以降、日本の場合には八六年度ぐらいまで、八〇年代半ばまでは経済成長が年平均で三・七％でございましたけれども、これに対してエネルギーの伸び率というのは大変な省エネルギーの結果、〇・二％に年平均ではおさまっているわけでございます。これはまた先ほどお話ございましたが、主軸となつていたことと考えるわけでございます。

この八〇年後半以降最近まで、一九八六年度から九一年度までの実績を見ましますと経済成長が四・八％、これに対して最終エネルギーの消費というものが四・一％ということで、経済の非常に好調な側面もございませう、国民生活が豊かになつてきたといふような要因があるかと思ふますけれども、またエネルギーの伸びが非常に大きくなつてきたわけでございます。

そんなところから先ほど来御指摘ございましたように、石油代替エネルギーの供給目標あるいは地球温暖化防止行動計画での目標、こういったものを整合すると相当低く二〇〇〇年までに一％ぐらいいくつかないかぬか、こういうことでございませうけれども、その中で一方で需要が伸びるのに対応して当然のことながら石油代替とかあるいは化石燃料に代替するエネルギーというものをふやしていくなければ、需要が伸びる分に対して化石燃料がふえていけばその分は炭酸ガスの量もふえていくわけでございますので、両面から対策をとっていくかぬかというところでござい

私ども、いろいろこの政策を立案する過程におきまして、関係の産業界ともいろいろニーズについてヒアリングをいたしたわけでございますけれども、こういったものに対するニーズも非常に強いわけでございます。そういう意味で一層こう

した施策によって産業界での省エネ効率の向上というのを期待をいたしている次第でございます。

それから、その他の最近伸びている部門、特に最近の五年間をとりますと業務部門というのが非常に伸びているわけでございまして、これはビル関係でございまして、全体のエネルギーの伸び率が四・一％のところ、六％の伸びを示しているわけでございまして。この辺、ビル関係の省エネというのは今回の法律で一層強化しようということで改正の御提案をいたしているところでございまして、またビル関係の中でも例えばOA機器等の需要というのは非常にふえているわけでございまして。

それから、民生部門でも家庭電気製品の大規模等々によりましてエネルギー需要というのは非常にふえているわけでございまして、こういったものにつきましましては今回の法律の中で改正を特にしていませんけれども、特定機器ということで燃費、エネルギー効率の向上のための判断基準を示し、それを推進していく制度がございまして。こういったものの対象品目の拡大等を通じて全力を挙げてまいりたい、こういうふうに考えているところでございまして。

それから一つということでは省エネというのはなかなか難しいわけでございまして、いろいろなことを総合して成果を上げていく、こういうことで努力をいたしたいと思っております。

それから、地方自治体との連携でございまして。確かに、最近非常にいろいろな意味で地方自治体独自に計画をつくったりいろいろされているところがあるわけでございまして。あるいは、低公害車の導入等についても率先してやっておられるところもあるわけでございまして、今後とも私も、特に国民各層ということになりますときめの細かい対応が必要かと思っております。そんなところから関係省庁及び地方自治体等ともよく連携しながら省エネ対策の推進に努力をしていきたい、このように考えております。

○薬料清治君 そのトリレンマへの挑戦について

ある専門家は、文明の転換であるというようなことをおっしゃっておりますが、私もよく理解できます。そういう意味では行政も地方自治体も産業界も、そして生活者としての国民も、文明の転換に挑戦しなきゃいかぬ、このように考えるわけでございまして。

そこで、その一つの試みとして、教育システムの中にこういった考え方を組み込む必要があるんではないかというふうに考えているわけでございまして、この文明の転換は見方によれば人と物として地球を大事にする、こういう哲学に置きかえてもいいと私は思うわけでございまして。そういう意味では幼児を対象とする家庭教育、それから学校教育、それから企業の教育、その他社会の教育などを含めた生涯的な教育システムの中にこういったテーマを組み込んでいくということが必要ではないかというふうに考えるわけです。

私はかつて生涯学習審議会に参加してございまして、そういう意見を数回提起したことがあるのですが、きょうは文部省の方にも来ていただいておりますので、今たしか中学、高校の教科書の改訂期というふうに関心しておりますので、どういう状態になっているものなのか。

それから、関連して、森通産大臣は文教の経験豊かでございますから、ぜひこういうときにひとつ力を発揮していただいてこれからの大きなテーマについての御努力をお願いしたい、このように思っております。

○説明員(河上泰雄君) エネルギーあるいは環境の問題、これからの二十一世紀に生きる児童生徒にこれについて正しい理解を深めさせるということ、そしてそれに基づいて責任ある行動がとれるようにするということは非常に大事なことでございまして、思っております。そういう観点で学校教育におきましては従来から例えば社会科とか理科、そういった教科を中心に指導をしているわけでございまして。

今御指摘の教科書の問題でございまして、平成元年の三月に改訂しました新しい学習指導要領、

これがこの四月から中学校で実施されますし、来年の四月から高等学校で実施されるわけでございまして。教科書もこれに基づいて編集されまして、また学校のカリキュラムもそれに従って編成されているわけでございまして、各教科等でエネルギーの問題あるいは環境の問題が取り扱われております。

例えば、中学校におきましては社会科の「公民的分野」というのがございまして、ここで例えは「公害の防止など環境の保全、資源やエネルギーの有効な開発・利用などが必要であること」を理解させる。ことという記述がございまして、これについては我が国における高齢化や都市化あるいは産業構造の変化などの社会の変化と関連させて指導をすることというふうに、幅広い分野での関連を考慮させて指導するように配慮しております。また、高等学校におきましても「公民」という教科がございまして、この「政治・経済」のところでは「経済の発展と福祉の向上との関連について理解させるとともに」、「資源・エネルギー、環境保全と公害防止」など「経済生活に関する諸課題について考察させる」というふうになっております。

今後とも、経済、エネルギー、環境問題に関する教育の一層の充実が努めてまいりたいというふうに思っております。

○国務大臣(森喜朗君) どうも薬料さん、私のテストをしているんじゃないかと思うんですけども、私は昔から、昔からというか私の時代の物の考え方というのは、文明というのと文化というのは全く違うものであって、文明社会がどんどん進んでいくと文化は破壊されていく、私は常にそう思っている。

かなり共通した部分はございまして、文明というのは便利になり、例えば飛行機になり車になる。これは非常に物を速く運ぶことにおいて便利にはあります。が、仮に車がひっくり返れば、逆に言えば殺人ということになる、人が死ぬということになる。飛行機が一週に三百人、五百

人、ジェットでばつと運ぶ。しかし、これおつちりや五百人の命が一週になくなっていく。これは昔のように馬だとかかごだったら転んでもけがする程度で終わるわけですから、命という文化を破壊するということになる。便利になって、車をどんどんつければ排気ガスが出てくる。飛行機だって同じことであって、地球社会のいわゆる文化を破壊してしまふ。その調整というのは非常に難しい。これはまさに永遠のテーマだろうと思っております。

今、堤局長が私に、ちょっと困ってどう答弁しようかなと思っておたらこういう図をかいてくれました。私なるほどと思つたのは、一九九二年で、CO₂で換算しますと百三十三億トン、これだけ今排出しているんだそうです。このままの勢いで行きますと二一〇〇年で三百四十五億トンになるそうです。これは完全に地球は壊れちゃうわけですね。そういう意味からいうとこれを五十億トンに抑えろというわけですね。二一〇〇年までに百三十三億を五十億トンにしろということとは百分の四十にしろということです。こんなことはどうやってできるんだらうか。このまま推移すれば三百四十五になるものがこれを五十億トンにしろなんというふうなことは、まさにこれはいろいろな技術をどんなに入れても難しいことで、むしろこのことが実は文明論だ、こう言われているゆえんはここにあるということなんです。まさに薬料先生がおっしゃっておられることです。

つまり、そうすると、結局国民生活のスタイル、これをどう変えていくかということがやっぱり基本的に大事なことで、先生がおっしゃるとおり、まだ中学校課長、河上さん遠慮しておられますけれども、教科書などにかなりこういう点は強く打ち出していく。人間が豊かになって便利になつてサービスを求めれば求めるほど、逆に言えばそうした文化を破壊することを人間がやっておるんだということをよく教育の中で、先生おっしゃるとおり家庭、社会そして企業、すべてがそのことを知ることが大変大事だと思います。

先生方もよくいらなところへ旅行されますが、私は、谷畑さんおられて恐縮ですが、大阪のあるホテルへ泊まって、ああ、これはすばらしいことだと思つたのは、かぎをドアの入り口のところに置かないとその部屋の電気が動かないんです。それで時々、人の家なもので電気が消し忘れ、テレビも消し忘れて出ていくことがあるわけですが、外へ出る以上はかぎを持っていかざるを得ないわけですから、かぎを持っていくとその部屋の電気のシステムが全部消えてしまうわけです。これなんか非常にいいことを考えているホテルだと思つて表彰しなきゃならぬなと思つたんです。

ところが、同じホテルが、朝新聞を見ましたら全部一枚一枚をビニールの袋に入れて、そしてドアの下に差し込んであるわけですね。これは私だけにしてはいるサービスかなと思つてずっと廊下を歩いてみたみんなそうなんです。新聞なんぞは汚れるのはわかつているわけであつて、これはサービス過剰だと私は思ひました、このホテルは非常にいいことで省エネをやっているけれども、片方ではまたくだらないことをやっているな、これだからやっぱり企業の教育というのは本当に大事ななんだというのを思ひました。

余計なことを申し上げたようですけれども、大変意地悪な質問だと思ひますので今の程度のことしか申し上げられせん。御理解をいただきたいと思ひます。

○薬料満治君 それではちよつと話題を変えまして、地球規模のエネルギー環境対策について若干質問をいたします。

この問題の一つのネックはやっぱり南北問題ではないかというふうに考えておりますが、格別日本の場合で言えばアジア地域の対策が極めて重要ではないかというふうに考えております。

二月七日に国立環境研究所の観測報告が出されておりますが、これによりますと、日本海の上空で西寄りの風が吹く日には中国からの酸性雨の原因となる汚染物質の飛行濃度が高い、こういう科学的なバックデータを背景に報告がなされているわけでございます。

そこで御質問したいのは、今回の提案の中に環境と開発の両立に取り組む発展途上国に対するグリーンエードプランの推進が明記されておりますが、この具体的な内容についてもう少し詳細に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(堤富男君) グリーンエードプランというものを通産省としては、この数年発展途上国の環境問題を解決するための一つの大きなかぎというところでやらせていただいております。

まず、このグリーンエードプランの第一段階といひますのは、発展途上国と政策対話をいたしまして、その際には、例えば四日市の昔の写真と最近の写真を見せ、その間においてどれだけの損失があつたかということをお話ししていただくことによって、公害というものは早く対処しないと後で大変なツケが来るといふようなことを御理解いただくような場面、環境問題の重要性、公害問題の重要性を言つておるわけでございます。

さらにそれに加えて、このグリーンエードプランの中では研究を一緒にやる、あるいは調査と一緒にやる、あるいは環境にあるいは公害問題に対応する人員を養成するための人づくりに協力するといふようなことをやらせていただきます。今、今回の法案にも入っておりますが、最終的には実証プラントを先方につくつてこういう形でやれば公害というものはうまくいく、その場合の技術協力もまたグリーンエードプランの中でやっています。

最終的には四倍額を使ったような形での環境協力といふことも可能になるわけでございますが、ただ大変金額が大きくなりますので、むしろグリーンエードプランをやりますから、魚を一つ一つ差し上げるのではなくて、魚の釣り方を教えることによつてむしろ発展途上国みずからの力で公害問題を防止できるようなそういう形をつくり出していくことが最終目標ではないかと思つております。第であります。

○薬料満治君 この問題をめぐる国際的な情報交流のネットワーク、こういったものがどの程度形成されているんでしょうか。極めて不十分なんではないですか。

あわせて、この対策をめぐると特にアジア地域の対策会議とかあるいは国際会議とか、そういうようなものを想定されているんでしょうか。

○政府委員(堤富男君) 環境という問題は非常に幅が広いございまして、公害問題あるいは森林の問題、それから最近の炭酸ガス問題、非常に多岐にわたつております。いろんな場面で情報交換をしておりますが、一方で、炭酸ガス問題のような場合には、むしろアメリカですとかECとかそういう先進国で地球を分担しながら観察をし、情報交換をする必要があると思ひます。

それからアジアにつきましては、APECあるいはそういう多国間の場合、あるいは個別にお話をするバイラテラルの交渉の場というのもございます。そういうことを通じて日本のグリーンエードプラン、あるいは国際機関がそういう場面で活躍できるような協力をしながら、日本と国際機関が協力しながらアジアに対する環境協力をやつていくといふような形で非常に多岐にわたつた対応が必要かと思つております。

○薬料満治君 それでは最後に森通産大臣に、アメリカから帰つた直後の立場で御質問をさせていただきます。

先ほどの谷畑議員の御質問にも関係いたしますが、景気対策との関連で新社会資本構想という問題が浮上しております。アメリカではゴア副大統領の構想としてマルチメディアの対応といふことがもう具体的に動き出して大変な注目を集めているわけなんです。我が国でも、今急浮上した課題であるといふふうに考えておられますけれども、けさの新社の社説でも取り上げられております。

この新社会資本整備に向けての構想、格別通産省としての構想、こういったものについて現段階でわかる範囲について少し話をしたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 幾つかアメリカの方の私への御質問も前提にございまして、その前に通産省としてはどういふことを考えておるのかという、その構想といふことでございまして、最初にちよつと事務方からその説明をさせていただきます。

○政府委員(石黒正夫君) 先生、新社会資本整備といふものについて通産省でどういふことを考えているのかという御指摘でございますが、簡単に御説明をさせていただきますが、現在我が国経済が、設備投資を初めとしまして民間需要の落ち込みによりまして極めて厳しい状況にあるといふことは御案内のとおりでございます。早急に効果的な景気浮揚策といふのが必要といふことで、予算審議等いろいろ御苦労いただいておりますので、ございまして、特にその際に、直接に需要を創出いたします公共事業、公共投資、この役割といふのは非常に重要であるといふふうに考えられておるところでございます。

公共投資といふのは最終需要の中で政府投資といひますか七%、あるいは政府需要を入れますと一五%程度の大きなウェイトを占めている分野でございますけれども、この分野につきまして、少し従来と変わった視点での検討をしてみたらどうかという大臣の御示唆も踏まえまして通産省の中で検討しているところでございます。

具体的に申しますと、一つは、土木系の公共事業から建築系の公共事業という方にウェイトを移していつてはどうかと。土木系自体、それも重要なことは当然でございますけれども、建築系の公共事業といふもののウェイトにも着目をしていつたらどうかというのが第一でございます。

二つ目は、いわゆる不動産中心の公共事業の中に、少し設備機器的な概念といふのが新たに入らないものかどうかといふことが第二の着目点でございます。

それから第三は、公共事業と申しますと政府関係が主体となつてやるものがございますけれども、政府が主体になるものだけではなくて、

民間あるいは公益的な事業、事業体、そのあたりが主体になるものについても、その事業活動を中長期なこともにらみながら大いに促進していつてはどうかというのが第三点目でございます。

こういう三つの分類につきましていろいろ内部でアイデアを募り、検討しているというのが現状であらうかと思ひます。

○國務大臣(森喜朗君) ただいま事務当局から申し上げた点、これは先生も十分御承知のとおりでございます。もう一つ、よく国会の予算の論議で与野党の中から出てくることですが、やはり財政再建というのが十五年ぐらい続いたわけですね。そのためにそのシーリング、これはマイナスシーリングのときもございました。そうしますと人件費の多い官庁というのは、例えば厚生省そうですが、文部省もそうです。法務省なんかもうそうですが、そういうところはどうしても人件費はふえてくるわけで、それも同じ省の予算の中でやれということになれば、結局政策経費がどんどん削られていくということで、研究施設や学校や病院というのが私は非常にやっばりおくられた理由だらうと思ひます。

私は文部大臣やっております、本場にちよつと恥ずかしい思いをするのは、地方へ行きますと、最近自治体は体育館をつくらたり野球場をつくるのを文部省に頼まないんです、お金が全然つかないんですから。むしろ、建設省にお願いした方が運動公園という規模ではるかに大きな予算がおりてくるわけです。私は、もう文部省に体育局なんて外しなさいよと言ふんです。金も持たなくて政策官庁と言へますか、こう言ふんですが、やっばり役人は押さえておきたいわけでしょう。

ですから、そういうことを考えてみますと、この新しい公共事業というのは、いろんな理由は今申し上げましたけれども、従来のものは大事ですけれども、でき得れば、例の四百三十兆円という将来の日本全体の投資額を考えてみても、もう少しやはりそういうおくれた研究施設や福祉や学校や、そういうところにむしろ公共事業を持っ

ていく。その施設そのものは確かにもう公共事業としては対象になつてはいるんですが、それがどうしてもおくれるのは中に入れた設備機械がおくれる。そのことに金がかかる。もう一つは人件費がかかるということもございまして、この問題は別にしましても、少なくともそういう設備に対してやはり国がかかわつていけるというふうにしてあげることによつて、社会資本そのものが完成化していくんじゃないかというのが一つのねらいであります。

通産省としては今申し上げたように、全産業の新しい需要が沸いてくれるということが何といても景気浮揚になるだろう。その中で私は、先生は特に御関心も多いと思いますが、これだけハイテクが進んでいく、こういう中で国もそうすけれども地方の市町村、都道府県なんというのはコンピュータの配備が一番おくられてるんですね。ですから、そういうことを進めていけばもっと行政官理というのはいくまうかと思ひます。つまらないところに金を使わなくて済むんじゃないかなということもございまして、そうしたことも含めて公共事業の対象として国が社会資本の中に入れて進めていくということは、極めて私は今の時期にかなつてはいるのではないかと、こう思つております。

特に、今お話しございましたが副大統領がいわゆるハイパフォーマンス・コンピュータ・アンド・コミュニケーション計画というのを打ち出した。いわゆるHPC計画というのを打ち出したわけですが、この柱は、大学と国立研究機関のスーパーコンピュータ、それらを高速で結ぶ情報通信を整備しよう、こういうことでございまして、アメリカもそういう考え方を出したということも、また私も日本もそういう形で光ファイバー化を進めていく、情報基盤というものを国がやつていくというところは、やはりこれは世界的な一つの政策として私は大変注目されていくことだろう、こう思ひます。

た点は、やはり基本的には民間の企業がやつていくこと、その基盤を国がバックアップしていただくこと、その基盤をどうもなつていくようにございまして、効率的な観点というふうにも考えますと民間の通信事業者が行うべきだということで、アメリカは大体そういう意見が大勢を占めているということとだそうでございます。そういう面では我が国もやはりそうした民間企業が進めていくこと、そのことを国ができるだけバックアップしてあげるといふことがやはり今度の社会資本整備を進めていく上において留意をすべきやなところではないか、このように思ひます。

か。また、地球レベルの課題ではあります、資源エネルギーの大量消費に伴つて発生している地球温暖化、酸性雨、オゾン層破壊などの諸問題に直面いたしております。これらに的確に対処するには、環境保全、経済成長、エネルギーを三位一体とした総合的観点から取り組むことが不可欠であると思ひます。本日提案されている二法案はまさにこれらの社会的経済的要請にこたえるものであり、その成立と施行の一日も早からんことを願うものであります。

まず、基本的なことからお尋ねいたします。今後、国際的なエネルギー需給の逼迫は避けられないものと思ひますが、我が国の今後のエネルギー需給の見通しをどのように考えているかお尋ねいたします。

○政府委員(黒田直樹君) ただいま森喜朗先生から御指摘ございましたように、エネルギー情勢、まず国際的な情勢でございますけれども、全般的に今のところ表面上はバランスがとれてはいるのか、安定しているというふうには推移しているわけでございます。今後のエネルギー需給の動向、これはいろいろな見方があるわけでございますけれども、例えばIEAでの予測によりますと、二〇〇五年までの間に大体世界全体で一・五倍ぐらいにエネルギーの需要がふえる。この中心は、やはり何といたしても発展途上国でのエネルギー需要が爆発的にふえるということをや大きな要因としてい

他方、従来世界で最大の産油国でございました旧ソ連、この石油生産というものの数年の間に激減しているわけでございまして、そういったところから今後の動向をよく注視していかなければならないわけでございます。

ただいま申し上げましたIEAの見通しでは、やはり今後世界の石油の需要がふえていきますと中東への依存度というのがまた再上昇していかざるを得ない。ちなみに、第一次オイルショックのございましたときには中東依存度というのが世界じゅうで三六%であったわけでございまして、第二次オイルショックのときには三四%であったわけでございまして、今の二〇〇五年のIEAの予測によりますと、中東依存度がまたそれに近い三三%になっていくというふうな見通しもあるわけでございます。

一つの地域に依存度が高まっておりますと、社会的あるいは経済的に不安定要因がございまして需給問題にも大きな影響が出てくるという面もあるわけでございます。したがって、今のは石油の一例でございまして、エネルギーの七キュリティーという観点から見ますと今後全般の国際エネルギー情勢というの厳しくなっていくというところをやはり予想して少なくとも私も政策当局としては考えておかなければならない、こういうふうな思っているわけでございます。

それで、お尋ねのように我が国の場合には一次エネルギーの八四%を海外に依存しているわけでございまして、従来に引き継ぎまして一つのエネルギーへの過度の依存というものをできるだけないようにしていく。つまり、石油依存度を引き下げていくというのを従来オイルショック以降基本的なエネルギー政策の一つとしてきたわけでございまして、今後ともその点はやはり推進していかなければならない。

ただ、また先生御指摘のように地球環境問題という要請からいいますと、ただ石油を下げていくということだけではなく、今度は非化石エネルギーへの依存度を上げていく必要があるわけでござい

まいまして、そういった意味から、原子力であるとかあるいは新エネルギーといったもののウェイトが上昇するように今後供給面では対応を考えていかなければならないというふうな考えているわけでございます。

○省掛哲男君 次に、エネルギー消費の約半分を占める産業部門については相当の省エネルギー努力は行われており、さらに省エネルギーの余地はかなり小さいものではないかというふうな懸念いたしますが、産業部門における省エネ対策の現状及び今後の課題はどのようなものか。

また、この消費部門では、民生、運輸部門もございまして、それについても通産省として特にこういうことをやるんだということがあれば簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(黒田直樹君) 御指摘のように、産業部門、これまでに相当の省エネを実施してきているわけでございまして、エネルギーの総量では第一次オイルショックのときよりまだ産業部門全体のエネルギー消費量というのは若干下回るような状況にあるわけでございます。したがって、私どもも、産業部門での省エネの余地というのは従来に比べれば相当小さくなってきていることは事実だと思っております。先ほども申し上げましたように、工場全体のシステムとしてとらえた省エネ投資の促進という点ではまだ相当の余地もあるというふうな考えているわけでございます。かつ、産業部門は何といっても我が国エネルギー消費の五三%を占めているわけでございまして、ここにももう一段の御努力をお願いしたい、こういうふうな考えているわけでございます。

他方、最近伸びているのは、先ほどの御議論にもございまして、運輸部門あるいはビル部門、家庭の部門という面があるわけでございまして、これらにつきましても、今回御提案申し上げております法律的確な運用あるいはいろいろな広報対策等々を通じて、最大限の省エネ効果があるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○省掛哲男君 私のような昭和一けた生まれは物のとうとうと身にしみておりますけれども、今の若い世代は消費は美德と思っているのでしょうか。一般消費者に単に省エネをやらせようだけではその実現にはなかなか難しいものもあるうかと思っております。しかし、先ほど来もお話がございましたが、昭和四十八年の第一次石油ショックの際には政府も国民も一体となって、省エネ、特に省石油に取り組み、相当の効果が上がったというふうに思います。もちろん、あのときのようなドラッグチックなものまでは私は求めませんが、例えば省エネ国民運動等を起こすとか、そういうふうな何か有効な方策があれば実施すべきだと思っております。それについて通産省として御意見があれば教えていただきたいと思っております。

○政府委員(黒田直樹君) 御指摘のとおり、省エネを推進するためには国民各層の御理解と御協力を得ていくことが重要であるというふうに考えております。そういう意味で、やれやれという一般論だけではなかなか難しいかとも思います。かつ、最近私どももいろいろ消費者の方あるいは学識経験者の方と御議論を交わしますと、そういう意味で具体的にこうすればこうなるといふことをもつと明確にやれ、広報をしろというふうな御意見もございまして、いろいろな御意見があるわけでございまして。私も今回この法案を運用していくに当たりまして、やはりそういった広報面と申しますか、国民あるいは産業界の皆さんの啓蒙といふのを非常に重要だというふうに考えておりますので、広報予算の充実等も行っているところでございます。

皆様方のいろいろな御意見を伺いながら、そういった面での国民の皆さんの理解と協力を得るような方策をどうやってやっていったらいいか、一層検討し、勉強してまいりたいと考えているところでございます。

○省掛哲男君 新エネルギーについてお尋ねいたします。

昨年の夏、私の郷里の石川県の能登で、国際的

なソーラーカー大会を盛大に催していただき、大変有意義であったというふうに思います。世界各国から、特にソ連からは親子でこれに参加していただいて、坂になるとほかの国は蓄電とかいろいろなものを使うんですが、ソ連の人は一緒にペダルを踏み出すんですね。大変ユーモアを交えながら有意義な大会だったと思います。しかし、これを一度で終えてしまおうではなくて、例えば三年置きぐらいに同じところで繰り返し実施していただくことによって、これは国際的にも理解されるし、その効果も大いに上がると思っております。ひとつ今後ともこのソーラーカーは石川県の能登でということでもよろしくお願いしたいというふうに思います。

ところで、新エネルギーについては燃料電池、太陽光発電の実証テストが一部行われておりますが、そういう実証テストの拡充を行うべきではないかというふうに思っています。また、これらについて、実際の導入の見通しとかあるいは普及のための方針があればお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(黒田直樹君) 太陽電池、ソーラーエネルギーについての御質問でございまして。

今、太陽電池でこの世の中のエネルギーは全部賄えるんじゃないかというふうな極論も一方にあるわけでございまして、私もこの二十年ばかり技術開発その他、大変努力をしてきていて、ところでございまして、おかげさまでこのコストというのも相当安くなりました。しかしまだ残念ながら、これ使い方によるかと思っております。通常の電気として使うためには、やはりコスト的には今の大容量の発電所で発電するものに比べますと十倍から二十倍のまだコストがかかるわけでございまして。それから供給の安定性という意味でもまだまだという面があるわけでございまして、こういった技術開発あるいはコストダウンの努力というのは今後も一層努力をしていかなければならないと考えているわけでございまして、ただ、同時に並行いたしまして、高いから全然

使わないんだというのでは実用化への素地というのはなかなかできてこない、こういう意味で今年度から公共施設に太陽電池を導入する場合に補助する制度というのを開始いたしまして、来年度の予算におきましてもその拡充をお願いをいたしているところでございます。

そういったところからこの技術開発と、それを實際に入れていく活動というのをやや並行して行っているのが現時点の状況でございます。

それと同時に、この太陽電池というものの能力とまたその限界というのがあるわけでございまして、先ほど香掛先生からグラッド・ソーラー・チャレンジの能登でのお話が合ったわけでございます。テレビ放送もされまして、大変皆様御関心を呼んだことも私承知しておりますし、私自身もあそこへ行きまして、石川県の皆さんが地元で大変な熱狂の中で見ていただいた、私自身も感激した次第でございます。

ああいった催し、大変ある意味で太陽電池というものがここまでできているんだ、しかしまたここまでが現状なんだということもおわかりいただくと非常にいい機会だったと思っております。今後ともそういったものの、例えばソーラーカーレースの問題等につきましても、おっしゃるよう一回だけで終わらせるといふのはもったいない問題でございますので、今後ともその再開につきましてよく勉強してまいりたいと考えております。

○香掛哲男君 今御答弁もいただきましたが、省エネルギー、新エネルギー導入は大切ですから強力に進めなければなりません、それだけでは今後の我が国のエネルギー需要を賄えるものではないと思います。特に、電気はクリーンで安全で使いやすい便利など長所も多く、家庭でもオフィスでも生産部門でも欠かせないエネルギー源ですが、今までの主役であった石油をたく火力発電所は増設しないことがIEAで決められておる。今後、原子力発電への依存度が高まることと思えます。現在でも発電電力量で言えば二七％のシェア

を占めておるわけですし、長期エネルギー需給見通しによれば、七年後の西暦二〇〇〇年には電力量で四〇％の依存度がこの原子力発電に見込まれておるところでもございします。

現在、原発は核分裂の際に熱と放射線が出ますが、その熱を利用しております。将来核融合の際に発生する熱を利用することになると私は思いますが、この場合は放射能物質は出ないわけでございします。核融合は、原子核と周りの原子が分離したプラズマ状態で原子核同士を高速で衝突させることにより起こるもので、その際に出るエネルギーを発電に利用しようとするものでございます。

先週の三月二十四日の新聞各紙は、日本原子力研究所で世界最高のプラズマ状態を達成することができたということをお知らせしております。しかし、これが商業用の原子力発電に用いられるにはどれぐらいかかりますかと質問したいところなんです。また通産省の商業用の段階でなくて科学技術庁または大学の研究段階だと思っております。まあ私の個人的なことから申し上げれば、まだやっぱ三十年や四十年近くは実用にはかかるのではないかとこのように思っています。とすると、この三、四十年間は核分裂を利用した現在の原子力発電に依存しなければなりません。

その際、原発の立地を進める上で一番大切なことは、原発の安全対策であり、また同時にそのことを地域住民に理解してもらう努力と方策にあると思えます。私の選挙区である珠洲市での状況をみてその感を強くするものですが、原発の安全対策についてお伺いいたします。

○政府委員(黒田直樹君) ただいま香掛先生のおっしゃったこと、全くそのとおりだということに私も思っております。原子力発電所の立地、現在設備規模で申しますと三千四百四十万キロワットということでございますけれども、先ほど来御議論になっております長期の需給見通しでまいますと、二〇〇〇年には五千五十万キロワット、二〇一〇年には七千二百五十万キロワットというふうな形でふやしていくことが必要となって

いるわけでございます。現在運転しているものを含めまして二〇〇〇年までに確実という観点で申しますと、現に建設をしているものを考えますと四千五百万キロワット、これに準備中のものを加えますと四千六百万キロワット、こういうのが現状でございます。私も一層この推進に努力をしなければならぬと考えているわけでございします。

安全対策につきましては、当然もう大前提でございまして、私も原子炉等規制法あるいは電気事業法に基づきまして設計、建設、運転の各段階で厳重な安全規制を実施すると同時に、電力会社においても自主保安の強化を行っていただくように厳しく指導、監督をいたしているところでございします。今後とも国民の皆様方の、あるいは地域の皆様方の御理解と御協力を得ていく上では、もう安全性の徹底というのは大前提でございしますから、その確保に万全を期してまいりたい、このように考えているところでございます。

○香掛哲男君 原発の立地促進を図るための地元対策を講ずるに当たっては、真に地元が何を望んでいるかという観点が必要であると思えます。地域の特性によって違うと思いますが、ただいま申し上げました私の郷里の珠洲市の場合、この十年間で総人口は二万七千三百五十人から二万三千四百人と四千人減っておりますが、六十五歳以上の人は三千九百六十一人から五千五百人と千人もふえております。若い人たちは都会へ流出する過疎の地でもございします。お年寄りの方は、子供や孫に珠洲市にいてももらいたい、さらには都会へ出ていった子供や孫にもUターンしてもらいたいことを一番願っております。それには、雇用をつくり出し、てくれるよい職場が必要です。そういう地元の切実な要望にこたえる対策もお願いしたいと思えます。

○政府委員(黒田直樹君) この点につきましては先生おっしゃるとおりでございます。従来から電源地域の振興を図るために、電源三法に基づきまして電源立地促進対策交付金の交付等を通じて

公共施設の整備を図ってきいているところでございしますけれども、このほか地元の御要望に応じまして、企業立地の促進であるとか地元地域が行う産業育成支援事業等への支援というものを、ハード、ソフト両面にわたって実施してきいているところでございします。

特に、平成五年度予算案におきましては、企業の立地促進のための補助金につきまして所要の金額を確保すると同時に、原子力発電施設周辺地域に所在する企業あるいは個人の方々への実質的な電気料金割引の大幅拡充というのを五年間の措置として御提案申し上げているところでございします。また、少し時間がかかるかと思いますが、原子力発電所から発生する蒸気とか温水とか広大な敷地であるといったような原子力発電所が有するいわば資源、これを活用していくようなプランづくり、そしてそれを実行することへの補助制度等も要求をいたしているところでございます。こういった施策と相まって、おっしゃるような地元での振興という問題が解決されるよう、今後ともいろいろ施策面あるいは実行面で努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

○香掛哲男君 エネルギーの問題を解決するには技術開発の果たす役割が大変大きいと思えますが、通産省としてこれへの取り組み方について御答弁願います。

○政府委員(堤富男君) 先ほど大臣の方から御説明がありましたように、炭酸ガス問題は結局百分の四十にしないという温暖化がとまらないという状況の中にあつて、最近環境グループの中では、江戸時代の生活というのはどうであったかということに非常に関心を持っております。確かに、百分の四十に生産活動、生活レベルを落とすということ、もしこのままいきますと三百四十五億トンになるといふことになりまして百分の十五ぐらいにするということになってくるわけでございしますから、生活レベルをどう下げていくかということは大変な重要な問題になってくるわけでございします。

す。

ただ、これだけが選択肢ではございませんで、もう一つ大事なものは、今御質問いただきました技術開発によって炭酸ガスを除く技術というふうなものも、もし可能になれば、もし革新的なエネルギーの技術が可能になれば、これをそういうふうにしなくて済むというわけでございます。

通産省としては、かねがね地球再生計画というのをしておりますのは、そういう背景がありまして技術によるブレイクスルー、それから既存の技術を日本だけではなくて発展途上国に移転することによってこれが全体として解決できないだろうかと、いうことを百年かけてやるという計画を出しているわけでございます。従来から、省エネルギーにつきましては千四百億円、それから新エネルギーについては四千四百億円、それから炭酸ガスの固定・有効化のための技術開発に約二百億円を投じておりますし、今後も予算措置としてこれを我々としてはぜひやっていきたいと思います。

今回の法律に関連しましては、政府だけの措置ではなくて、民間におきましても省エネルギーあるいはフロン対策技術あるいはリサイクルの技術という、そういう技術開発を進めていただくための法律上の措置を書いてございますが、これらの官民の協力が相まってこの技術開発が少なくとも進むことを考えております。百年後を考えた場合にも、将来日本が技術開発によりいかに国際貢献をできるということが非常に重要であり、大臣が今回アメリカでゴアとお話いただいた中にもその話が入っておったわけでございます。

○省掛哲男君 リサイクルのことについても質問したかったのですが、時間がございませんので、最後に大臣に御質問させていただきます。

エネルギー・環境問題については、我が国が世界のリーダーシップをとって解決に当たることが環境対策先進国としての責務であるとともに、また国際社会への貢献が重要な課題となっております。このとき、我が国にとって大変前向きに進めるべき

方策ではないかというふうに思いますが、大臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 我が国は、昭和四十年代以降産業公害問題あるいはエネルギー問題を経済発展を達成しながら克服してきた、そういう意味では大変貴重な世界でも有数の経験を有している国、こういうふうな申し上げていいのではないかと、思います。こういう経験と高度な技術力や経済力を生かしながら、人類共通の課題でございまして地球環境問題の解決に向けてまずから率先して一層の省エネルギーの推進やエネルギー・環境技術の開発に取り組むとともに、さらに発展途上国に對しましてこの日本の得た技術の技術移転などによつて地球環境の保全に努めると、これは、これは国際貢献の観点からいっても極めて重要であるというふうに認識をいたしております。

このような観点から我が国がいたしましては、エネルギー・環境技術の開発、その発展途上国等への移転により、長期的かつ地球規模での経済発展と環境保全の両立を目指すべく、そのための具体的なプログラムでございまして地球再生計画につきましましてサミットなどの場所で開催してきておるところでございます。

我が国がいたしましては、環境・エネルギー対策先進国として、先ほど省掛先生おっしゃっておられますように、また各委員の皆さんが話になつておられますように、かけがえのない地球を将来の世代に引き継いでいくという大変崇高な思い、いまいちやうか大きな責任を我々は持っているわけでございまして、今後ともエネルギー・環境分野における国際的な貢献に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

大変大きな目標と同時に大変大きな予算も必要になつてくるかと思ひますが、省掛委員は昨年通産政務次官としてこうした問題に大変積極的にお取り組みをいただきました。御郷里でソーラーカーのいわゆるイベントをなさったわけでありまして、私にとりましては郷里でございまして、あれはあのまま一年で置いておくというのは

ちよつともつたないいな、こう思っております。

さつき長官から申し上げておりますように、こうした太陽熱の研究はさらに推進をしていかなきゃなりませんが、その地域全体が取り組んだ協力に對して通産省は十分心にとめておられるということであらうと思ひまして、私からさらに引き続き石川県でやたらどうかというところはやっぱり言ふべきことではないわけでありまして、従来のことを十分考えてこれから取り組んでいただけるのではないかと、このように期待をいたします。

○委員(斎藤文夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時一分開会

○委員長(斎藤文夫君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

○峰崎直樹君 私は、日本社会党・護憲民主連合の峰崎委員でございます。森通産大臣とは初めての委員会の場でございます。今後とも、新米でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

私も同僚の谷畑委員の質問に對しまして、アメリカへ行つてこられました、日本が先聲国だ、これからは日本に見習わなきゃいけないという御発言があったということをお聞きしました。実は私は、北海道でまだ国会議員になる前に旧ソ連邦の国際関係研究所の研究員の方と議論をしたことがございます。そのときにソ連邦として、ゴル

バチョフの時代でございましたけれども、市場経済化を目指すに当たつて本当に日本の経験というのは大変重要な、ぜひともこの経験に学びたいんだ、こういう実は提起がございました。

改めて先ほど、アメリカでも実は日本の産業政策、経済政策に学ばなきゃいけないということをお聞きして、かつて米ソの二超大国と言われていた国々が、いずれもやはり今経済の問題で本当にどうしたらいいんだらうかということで大変大きな問題に直面している。そのことを考えたときに、私は一面、日本のこれを経済大国になつたその大きな成果というものを、これ決して外国に對して自慢をするということではなくて、何とかこの戦後日本の経済政策に果たした通産省あるいは各省庁の経済政策というものを本当にやばりある程度抽象化しながら一般化をしていく必要があるんじゃないか。

つきましては、実は私の先輩議員は対馬孝且参議院議員でございました。実はこの日本の経済発展の中で、今これから議論になりますエネルギー問題、石炭から石油への大転換というものがございました。その過程において働く炭鉱労働者の大変大きな苦痛があつたわけでございまして、それらのことも踏まえて私たち自身、これからエネルギー問題に對処していかなきゃいけないんじゃないのか。これからの通産政策あるいは産業政策に当たつて、私も、ぜひとも世界に通産国家として生きる日本としてそういったものをつくり上げていかなきゃいけない、こんな思いを冒頭申し上げておきたいというふうに思つてござい

さて最初に、エネルギーの長期需給見通しの問題がございました。もう今さら午前中の質問を繰り返す必要は、私はないかなというふうに思つておられるわけですが、いざいかにせよ、一九九〇年に策定をいたしました政府の長期エネルギー需給見通しというものはこれはもう大変困難な状況になつておる。しかし、通産省の御意向ですとこれを全力を挙げて実現をしていくんだということで、改定す

るといふような意向はまだ示されていないわけ
でございます。

そこで、私は供給面の問題について最初に
ちよつと質問してみたいと思ひます。

供給面において実は原子力、長期エネルギー需
給見通しによれば、西暦二〇〇〇年には原子力を
三千三百億キロワットアワー、単価にしますと五
千五百億キロワット、そして二〇一〇年には七千
二百五十億キロワット、こういう目標を立ててお
られるわけでございます。この見通しについて、
実現の展望という問題について最初に御答弁をい
ただければ幸ひでございます。

○政府委員(黒田直樹君) 原子力発電所の目標に
ついての御質問でございますけれども、現状では
稼働しております原子力発電所、全体の設備規模
では今三千四百四十億キロワット程度でございま
す。それで、現在これに建設中のものを加えます
と大体四千五百億キロワットになるわけございま
して、さらに建設準備中のものを加えますと四
千六百億キロワット、この程度が今確保されてい
るもの、こういう状況でございます。

それで、今おっしゃいましたように、私どもと
しては二〇〇〇年にはできれば五千五百億キロ
ワット、二〇一〇年には七千二百五十億キロワッ
ト、こういう見通しを持ち、かつ努力目標として
設定いたしているわけでございます。先生御案内
のように、原子力発電所の立地につきましては相
当長いリードタイムがかかるというのが過去の実
情でございます。そういう意味で二〇〇〇年と
いう七、八年後の時点を考えますとかなりこの五
千五百億キロワットというのは難しくなっていく
ことは事実だと思ひます。ただ、二〇一〇年の七
千二百五十億キロワットについては、これはまだ
相当時間があるわけでございます。

いずれにいたしましても、私どももいたしまし
ては、今後とも地球環境問題を考えますと炭酸
ガスを排出しない非化石エネルギーのウエートを
高めていくことが重要であるといふふうに考えて
おりまして、午前中の議論にもございましたけれ

ども、経済性といった意味あるいは量的な供給力
としての確保の必要性等を考えますと、やはり原
子力というのが今後とも主力になっていくことに
なるだろうといふふうに見通されるわけございま
す。確かに二〇〇〇年という時点をとって考え
ますと、この目標というのは非常に難しい状況に
なつてきていることは事実でございますけれども
も、ただこの二〇〇〇年が一年超えたらすべてが
終わりの問題ではございませぬので、そういう
意味で私どもは、この見通しの達成に向けてぎ
りぎりの努力をしていくことがまず先決であろ
う、こういうふうにご考慮いただければございま
す。

○峰崎直樹君 日本で最初に原子力発電が行われ
ましてはば二十年か三十年とか言われておるん
ですが、これについてそろそろ寿命の尽きたとい
いますか、そういう原発は二〇〇〇年までにどの
くらいあるんですか。

○政府委員(黒田直樹君) 今先生原子力発電所の
寿命が二十年から三十年とおっしゃつたのです
が、私どもは三十年から四十年ぐらいといふふう
に考えておりまして、したがって廃炉の問題が具
体化してくるのは二〇〇〇年以降であらうといふ
ふうに考えております。

それで、恐らく一番古いものからといふふう
に考えれば、その段階ではやはり非常に小規模なも
の、要するに立地の初期の時点のものであらうと
思われますので、そういう意味からいふとそれほ
ど大きなウエートではないものといふふうに考え
ております。

○峰崎直樹君 しかし、いずれにしても二〇一〇
年になりますとそろそろ廃炉が出てくる。そうす
るとその後には、じゃ同じ敷地の中に原発をつく
るといふことを考えておられるんでしょうか。こ
の点はいかがですか。

○政府委員(黒田直樹君) 廃炉の問題につきま
しては、今の原子力開発利用長期計画におきまし
ては、当面まず密閉管理をいたしましてその後には
解体撤去するといふような方向が示されているわけ

でございます。恐らくそういう形にならうかと
思ひますが、その後には新しくまた同じものをつく
るのかどうかという点については今後の課題であ
らうといふふうに理解をいたしております。

○峰崎直樹君 どうも私は、二〇一〇年、こうい
う将来の先のことでございませぬけれども、これか
らの技術開発あるいは廃棄物の問題等なかなか厳
しいんじゃないかなと。

実はきょう、これは所管は通産省ではございま
せんけれども、総理府の「原子力に関する世論調
査」というのが一九九〇年九月に実施されており
ます。その間いの中で、実は「我が国では、現
在総発電能力量の約二六％が原子力により賄われ
ており、それは我が国で使用する全エネルギーの
約九％に相当します。今後、我が国では原子力発
電をどうしたらよいと思ひますか。」と。かなり
事実を書いているといふ感じがするんですが、こ
ういふ質問をした上で、答えの中で、積極的にふや
していく方がよい四・八％、慎重にふやしていく
方がよい四三・七％、これを合わせますと四八・
五％でしようか。あとの答えはやめますけれど
も、どうも慎重にふやしていく方がいいという
きに、その「慎重に」という表現が果たして答え
として適切なかどうかと。

じゃ、おまへはどういう答えならいいのかとい
うことについて、いい案持っているわけじゃあり
ませんけれども、これでいくと慎重にやってもら
いたいなどという意味は、原子力の問題は国際的に
見てもチェルノブイリもあつた、スリーマイルも
あつた、そういう意味でどうも総理府の設問とい
うのはもう少し何か工夫が要するんじゃないかな
といふ思ひをしているわけです。しかし、いずれに
しても安全性という問題はこれからやはりしつ
かり組み立てていかなければいけないんじゃない
のか。そういう意味でこういう設問内容、世論が
どういふ状況にあるかといふことをつかむに当
たって少し工夫をしていただきたいといふふうに
思ひます。これは直接答弁は要りません。

さて、今原発のお話を申し上げましたけれど
も、もう一つ我々がエネルギーの将来的な供給問
題を見たときに、水力発電の問題をちよつと触れ
たいと思ひます。

水力につきましては、同じ長期エネルギー需給
見通しの中で、八八年度の実績が二千三十億キ
ワット、そして二〇〇〇年が二千二百七十億、そ
して二〇一〇年が二千六百二十億、約二十年間の
間に五百億キロワット以上の増設をしようといふ
ことなんです。どうも最近の情報によりますと、
一、二億キロワットの設備をつくるのもう大変
厳しいといふような状況を聞いているわけであり
ます。このような点について、特に私は労働力問
題というのがネックになるんじゃないだろうかと思
ひますが、この水力発電の見通しについてもし
てあります。お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(黒田直樹君) 炭酸ガスを排出しな
い、かつ本当に純粋の意味での国産エネルギーと
いう意味での水力発電の重要性、先生御指摘のと
おりだと考えております。私どもとしてもこれ
でできるだけ推進したいといふことで、今おっしゃ
つたような二〇一〇年に二千六百二十億キロワッ
トという設備容量を想定いたしているわけござい
ます。

水力発電につきましては、先生御案内のよう
に、我が国では昭和三十年代の前半までは水力主
体であつたわけでございますけれども、電力需要
の非常に大きな伸び、あるいは石油の出現といふ
ことでその後大きくウエートとしては落ちてきて
いるのが現状でございます。今先生御指摘ござい
ましたように、最近では、やはり経済的にいいと
ころといふのはもうかなり開発し尽くされてきて
いる感があるわけございまして、私どもの感覚
では大体七割弱が開発されている、こういうのが
現状でございます。

それで、今申し上げましたような数字になつて
いくためには大体五、六億キロワットの水力を
開発していく必要があるわけでございますから、
一年当たりで単純に計算いたしますと二十五万キ
ロワットぐらい開発していかなきゃいかぬという

計算になるわけでありませうけれども、この数年の実績という意味におきまして大体年間七、八万キロワットぐらいというのが現状でございます。かつ、今先生おっしゃいましたように、一つ一つの地点の容量というの数千キロワット規模というのが平均的な規模でございます。そういう意味でなかなか難しい状況になっていることも事実でございます。

ただ、今申し上げましたようにやはり非常に炭酸ガスのないクリーンなエネルギーであり、かつ国産のエネルギーでございますのでできるだけこの建設を促進するように、私どもいたしましては、卸売の電気事業者であるとかあるいは公営の電気事業者等が行います中小規模の水力開発につきましても、建設の段階で一定の補助をするなど促進策を講じてきています。

かつ、たまたま我が国で水力発電所が初めて運転を開始しましてからちょうど去年で百年になるわけでございます。ことは百一年目に当たるわけでございます。そういうところから、私ども水力新世紀計画というのをつくらうということで現在いろいろ勉強をいたしているところでございまして、そういう中で今後も促進策というのものにも力を入れていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○崎崎直樹君 一つ一つ挙げていくとちよと時間なくなるんで、何が言いたいんだというところ早く持っていかなきゃいけないなと思っているんですが。

今原子力の問題も、非常に厳しいけれどもこれからは頑張る。今水力の問題も、なかなか過去の趨勢からいくとこれから伸ばすの大変だな。そして私は、新エネルギーという問題についても、実は先ほど谷畑委員もおっしゃいましたように、太陽光とかあるいは風力だとか、これから頑張らなきゃいかぬし、またクリーンなエネルギーだということも期待をされているものもあるわけでございますが、しかしこれとても恐らく将来二〇一〇年まではまだ見通しとしては構成比でいって約

五・二％、まだ全体のエネルギーを賄うに足りない。恐らくもう石油はこれ以上ふやせない、あるいは石炭もこれも非常に排出するガスの問題だとかいろいろ問題が出てくる。

そうすると、天然ガスというものが私はもっと重視をされ活用されてしかるべきではないのかなと。もちろん、これが全くCO₂を出さないとかそういうことを言っているわけじゃないんです。が、しかし従来の石油や石炭などに比べればいわゆる排出するガスの問題も比較的少ない、こういうふうにならざるを得ない。しかも、実は私北海道におりますけれども、サハリン沖の天然ガスの問題を含めて大変これは有望なんではないだろうか。

そして、これは大臣にもお聞きしてみたいんですが、今日日本列島を第一国土軸から第二国土軸というところで日本を進展させようというときに、エネルギーの問題、特にパイプラインをサハリンから北海道、そして本州を縦断させ、やがては朝鮮半島にまで回そうかというふうな、そういう壮大な展望もあるやに聞いているわけでございます。で、この長期エネルギー需給見通しの中でそういう観点で今後どのように考えておられるか、少し御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(黒田直樹君) 今先生おっしゃいましたように、従来天然ガスというのは硫酸酸化物を出さないという意味におきましてクリーンなエネルギーということであったわけでございますけれども、最近の地球環境問題等に関連いたしまして炭や石油に比して炭酸ガスの排出量は少ない。ただ、生産段階での排出量というものをいれるとどうかという議論もございまして、少なくとも消費段階、燃焼段階ではおっしゃるよう相対的に炭酸ガスの排出量が少ないエネルギーであろうというふうに考えております。

そういう意味で化石燃料の中ではクリーンなエネルギー、こういうことで言われているわけでございますが、私どももいたしまして、長期エネ

ルギー需給見通しの中でそのウェートの上昇をうたっているところでございます。現実には発電所の問題等におきましても、このLNG発電所というのは近年計画としてもまたふえてきているのが現状でございます。

ただ、いわゆる可採年数といえますが長期的な埋蔵量と申しますか、そういう観点から申しますと石油が今四十数年に對して天然ガスの場合には五十数年、こう言われているわけでございます。まず、日本の場合御承知のように国内では余りないわけでございます。ほんの数％が国内でガスが生産されている。世界的な状況を見ますと、今先生御指摘のような有利性もございまして、需要も非常にふえていく状況にあるわけでございます。

それで、この天然ガスというのは例えば価格の面で申しますと、従来油とリンクしてきているというのが現状でございますけれども、そういう世界的な需要の高まりの中で、日本が導入していくような地域につきましてはだんだん条件が厳しくなってきたりもする現実でございます。ただいま先生御指摘にございましたサハリン、いろいろなプロジェクトが検討されておりますけれども、ここではないわゆる水解技術というのが非常に重要になってくるわけでございます。かなり厳しくなってきた。

あるいは、今日の日本のLNGの半分はインドネシアに依存しているわけでございますけれども、日本に供給しているガス田というのは今世紀末までが大体今の能力でできるけれども、二十一世紀に入りまして急減してくるわけでございます。例えば、今現在それにかわるプロジェクトとして、ナツナというところでのLNG開発のプロジェクトがいろいろ検討されているわけでございます。が、この場合には炭酸ガスが七五％ぐらい含有されているわけでございます。したがってガスを取り出すときに七五％分の炭酸ガスをまた海の中に埋め戻してやらなきゃいかぬといったような技術も必要になってくる。これ一例でございます。

けれども、かなり天然ガスというものの供給条件が厳しくなっていることも現実でございます。

それから他方で、今先生おっしゃいましたように、サハリンから日本へパイプラインというのはこれは一つのあり得るあれでございますけれども、日本の場合は何と云っても島国なものですから天然ガスを送ってくる場合にはLNGという形で持ってくるのが今まで常態でございます。したがって天然ガスの液化を生産地で行い、需要地日本ではこれをまた気化して使うといった大規模な投資もまた必要になってくるわけでございます。そういうコスト面の問題もあります。

いずれにいたしまして、そういうことでいろいろ問題はあられるわけでございますけれども、一つのクリーンなエネルギーでございますので、今後ともその導入の促進に努力をしていきたい、このように思っているところでございます。

○國務大臣(森喜朗君) 私にも、いわゆるロシアの天然ガス、石油、どう思うかということでございます。

今回アメリカへ参りましたときにも、ペンタゴン財務長官に申し上げたことでございますが、やはり今のロシアの一番大事なこととはルーブルの価値が全く下がってしまった。したがって、諸外国への返済をしなければならぬお金もほとんど返済できない状況になっている。そういう中でさらに援助をしろ、食糧を出しなさい、お金を出しなさいと言っても、果たしてそれが実効が上がるのかどうか。

そういうことを考えてみますと、先ほど先生がきょうの御質問の冒頭に申されましたように、我が国の戦後の発展というのは最初は何だったんだろうか、やっぱり最初は食糧をいろんな国々が援助してくださったことだ。その次は、やっぱりエネルギーというものを完全に備えたということだろうと思えます。

そういう意味で、サハリンのお話も今黒田長官との間に出ておりましたけれども、やはりソビエトは、今一番私ども心配するのは、いわゆる外貨

を獲得するその半分ぐらいだという石油と天然ガスの開発がどんどんおこなわれているわけだ。おこなわれているというよりも、恐らく非常にその採掘能力が落ちてしまっているようであり得る。ですから、そういうところを日本が援助することによってロシア自身もまた外貨を獲得することにもなる。財政的にもよくなる。そして、日本がいかなる意味で信用を保証してあげる。これはアメリカ、日本と協力して石油や天然ガスの採掘の協力をし、あつてあげることが、今日の日本の国がロシアを支援する意味では一番いい方法ではないだろうか、まあこんなことも考えながらアメリカにもそのようなお話を政府にも申し上げてきたところがございます。

○崎崎直樹君 もう時間が十分なくなりました。ロシアの安定というのは、恐らく世界の平和にとつて、あるいは世界の経済にとつても、日本のこれからの発展にとつても大変大きいことだと思いますので、ぜひともこの点における御支援の強化をお願いしておきたいというふうに思っております。

さて、供給問題ではなくて、実は今回のエネルギー需給構造高度化ということで、需要面における省エネなどについて、リサイクルなどについて法案が提起されているわけでありまして、若干法案に即してお話を聞いてみたいと思っております。

実は今回、省エネルギー努力の強化ということで、工場なり建築物なり機械器具なり、ある意味では改正をされているわけです。

これまでの省エネルギー法、そのことによつてどのような成果があつたのか。ついでに、ここで書いてあります、例えば今までありました勧告だとか、そういうものはこれまで一件も省エネ法のもとではなかったというふうに聞いているわけですね。なかったから全く効果なかったというわけじゃないんです。そういう成果についても、もし簡単にわかりましたら、そういう成果について少し簡潔にお願いしたいと思います。

○政府委員(黒田直樹君) 省エネ法の過去の実績あるいは成果でございますけれども、五十四年にこの法律が制定されて以降、この法律に基づきまして、今のカテゴリー別に申し上げますと、まず工場につきましては、この法律に基づきまず事業者の判断基準の策定、公表を行い、かつ事業者に対していろいろな指導、助言等を行っているところでございます。また、一定以上のエネルギーを使用いたしております指定工場につきましては、エネルギー管理者等が置かれていたわけでございます。この判断基準の内容がどれぐらい遵守されているかという状況につきましては、これ項目によつていろいろ違うわけですが、全般的に申し上げまして、八、九割程度は守られてきているというのが今までの状況でございます。

それから、建物につきましては、やはり建築主の判断基準を策定、公表するというところで、住宅、事務所、店舗、ホテル等についてガイドラインが策定されてきておりまして、必要な指導、助言等が行われております。これにつきましても、建設省の調査で、建設省の求めに応じてデータを提出してきたところを見ましたところでは大体九割方が守られているというのが現状のようでございます。

それから、特定機器につきましては、過去にガソリン、乗用車、エアコンと電気冷蔵庫について判断基準が策定されてきたわけでございますが、これはすべて判断基準の目標が達成されているというところでございます。

これを踏まえまして、現行法の運用の中でも例えば昨年、住宅についての基準を変更するとか、あるいは自動車につきましてもさらに二〇〇〇年の目標を設定するとか、いろいろな運用が行われてきているところがございます。

こういった省エネ法の運用、それからこのほかいろいろな低利の融資であるとか、税制等の措置も省エネ関係で講じられてきているところがございます。こういった成果、そして産業界等での御努力が相まちまして、我が国のいわゆるGN

Pの原単位、GNP一単位を生産するのに必要なエネルギーの消費量というのがちやうど第一次オイルショックの一九七三年から一昨年度の一九九一年度までの間に約三八%、原単位という形で改善されてきております。

ちなみに、国際的に見ますと、エネルギーのGNPの原単位、あるいは一人当たりのエネルギー消費量というものをとてみますと、OECD諸国平均を一〇〇としたしまして日本の場合このGDPの原単位は六六、それから一人当たりのエネルギー消費量は七三というところでございます。OECD平均よりも総じて三割方立派な省エネをやっている。要するに世界に冠たる省エネ国である、こういうふうになっているのが現状でございます。

○崎崎直樹君 いろいろ聞いてみたいわけですが、部門別に一つ一つ聞く中で特に運輸部門についてちやうどお聞きしてみたいと思っております。

エネルギーの原単位のお話をなさいましたけれども、省エネルギーの実績を見たときに、例えば自動車の燃費の問題も含めてやはり運輸部門の成績がいまいち進んでないんじゃないかなというふうなイメージを持つわけでございます。実は、交通機関別のエネルギー効率を見たときに、鉄道、船舶というものが非常に効率が高くて、そしてトラックとかあるいは乗用車というのはエネルギーの効率が非常に悪いというデータが出ています。

この点について、俗にモータリゼーションというふうによく言われているんですが、これ日本全体なべてじゃなくて大都市において、私は、乗用車あるいはトラックというのは、もちろん必要なトラックの輸送、物流というのは不可欠の分野がありますけれども、もっと大量交通機関というものはやはり大都市の場合にはもう依存せざるを得ないんじゃないのかというふうに考えておりますが、この点はどうでございますでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) 運輸プロパーの問題と

いうのは私どもの所管ではございませんけれども、エネルギーの効率という面から考えました場合には、おっしゃる通りに、大量輸送機関という方が効率がよいわけでございます。したがって、私も事務次官ベースで省エネルギー・省資源対策会議というのを設けておりますけれども、毎年夏と冬の省エネルギー対策というのをそこで決定いたしているわけでございますけれども、そのような決定がなされているわけでございます。

ただ、今のような旅客にしろ荷物にしろ、これからそういったものを進めていくためには、もちろん公共輸送機関の整備ということも重要でございますし、そういった今おっしゃったような形で、の啓蒙というのにも必要かと思っております。そういう意味で、今後とも関係省庁と協力しながら、私もエネルギー効率の向上に努力していきたいと考えております。

○崎崎直樹君 ちやうどここで、省エネという観点で妥当かどうかからいって来たいわけですが、きょうは運輸省の方にもちやうど来ていただいているわけでございますけれどもお聞きしてみたいんですが、かつて大深度地下利用ということがうたわれたことがございますね。一九八八年ごろじゃなかったかと思うんですが、それはもう技術的には可能な状況になっているんじゃないでしょうか、ちやうどお聞きしたい。

○説明員(白取健治君) 大深度地下鉄につきましては、いわゆる技術的な点につきましてはいろいろ検討を行いましてははば間違ひはない、できるといふ状況に至っております。ただ、いろいろ調整の問題等がありますので、現在具体的には進んでおりませんけれども、技術的にははば間違ひなくできるということになっております。

○崎崎直樹君 その話をちやうど私がしましたのは、今申し上げましたように大都市、特に東京とか関東近辺において今大変交通、通勤地獄でございますし、私も時々利用させていただく高速道路に至つては、これは高速道路じゃなくて、何か渋滞をしていると巨大な駐車場になっているん

じゃないのかというふうによく批判されることがあるわけだ。

その意味で私は、やはり省エネということを考えたときにも渋滞をするというのはエネルギーを大変多く使ったのでございませうけれども、そういう自動車輸送の効率性ということだけじゃなくて、いわゆるモーターシフトというものを考えていくときに、そのような大深度開発、もちろん地下鉄もそうでしょう、道路もそうでしょう、そういうものもつとやはり進められてしかるべきではないかというふうに考えるんですが、この点、いかがでございませうか。今技術的なお話を聞いたんでありますけれども、ちょっと質問を事前に十分伝えていなかったもので、もしどなたか答えていただければと思うんです。

○説明員(白取健治君) 鉄道の立場で言いますれば、大深度を利用するというのは非常に効率的でもありますし結構かと思いますが、地下の利用につきましては、鉄道のみなならず、道路でありますとかその他のいろいろな部門での利用が考えられますので、その辺の調整あるいは法制的な問題、これらが解決されれば利用されるのではないかと、あるいは利用するのが適当ではないかというふうには思っております。

○峰崎直樹君 事前に十分な通告をしてないで大変恐縮だったんですが、しかし今のお話を聞いてみますと、どうもこれは運輸省だけでなく建設省にも絡んだり、あるいは通産省に關係するのかわかりませんが、そういう省庁間の中はまだ意思統一ができていないからそういうものが進んでいないんじゃないのかというふうにも言われたりしているんです。

実は大臣、こういうことを今新社会資本という概念で見たときに、私は北海道の出身ですが東京にも十何年間住んだことがございますが、本当に今こういうものをつくっていくべきときに来ているんじゃないか。しかも、これはエネルギー対策上も大変重要なんじゃないかということを考えたときに、もっとそういった点に政治はこたえてい

くべきじゃないかと思うんですが、その点、意見を伺いたいと思います。

○政府委員(堤富男君) 大深度の利用というのは各省庁かなり熱心に研究した時代がございまして、それで、技術的には解決できたもの、地下鉄のようにはできなかったものもありますし、まだその下で発電を行うとかあるいは蓄電を行うとか、そういうような議論もしたこともございまして。ただ一方で、これは民法の土地所有という制度の問題とか、天は天心、地は地心まで所有権という考え方の中で、どこまでを制度的な例外とするかというようなこともございまして、私の記憶が間違いないでなければ、内政審議室でこれからの制度論も含めまして検討をしているということだと思っております。

○峰崎直樹君 ぜひともそういうものは本場に必要なものというか、二十一世紀を前にして今ややはりやるべき時期だというふうに思いますので、解決をする必要があるんじゃないかと思うんですが、もう一点ちょっと関連してお聞きしてみたいと思うんです。

これは財源の問題なんですけれども、道路財源というのは御存じのように特定財源になっておるわけなんです。これはしかし、今このように大都市部において道路というものをこれ以上中心になつてふやすことができないときに、本場に交通運輸体系という全体を考えてみたときに、今のエネルギー問題とも絡むんですけれども、そういう特定財源化していることについて、鉄道とかあるいは地下鉄もそうでございまして、そういうものにもやはりそういう財源から使えるようにしていかなくやう財源的にもなかなか大変厳しい状況になつていくんじゃないか。そんなふうにするので、この点はこれは事務方の方よりむしろ大臣の方に、そういう今後のあり方についても見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(森喜朗君) 財源をどうするかというのは、これまたセクショナリズムで言えば私の判断をすべきところではないわけでありまして、この委員会でも私が御答弁申し上げたし予算委員会

でも申し上げたんですが、公共事業の財源というものの方、配分というものはやはり検討していかなければならぬ時期が来るといふふうに私は思います。私は、そう言いますと従来の公共事業の予算を持っております建設、農水、運輸などは何を言おうかと、こうなりますから、今までのものは今までのものとして大事だけれども、新たなものを考えていく必要があるでしょう、こう申しているんです。

先生は選挙区選出でいらっしゃるわけですが、北海道の御出身。北海道の皆さんには、大変大きな課題は新幹線問題。私も北陸線抱えているわけですね。そうしますと、鉄道整備基金という制度をつくり上げたわけですが、ここへの財源がないわけですね。いろんなことを今考えております。

実は、ヨーロッパの方もECは、自動車道路よりもこれからやっぱり域内は鉄道だろうというところで、新幹線構想が俄然クロスアップしているんです。私は昨年ドイツへ参りましたときに、これは与野党皆さんで行って伺ったんですが、その財源どうするんですかといまして、今まで無料であったドイツのあのアウトバーンから実は通行料を取ろうとしているんですね。そのお金を鉄道へ回すというんですが、これは日本ではなかなか考えられないことなんです、全く所管が違ふものなんです。

しかし、そこまでドイツなどは考えているということを考えてみますと、そういう意味では新しい鉄道整備基金という制度をつくった以上は、そこに対する資金をどう充当していくか。公共事業の新しい仕組みの中に、今我が党の方は整備新幹線の建設促進を少し早めようということなども考えているところでありまして、いずれにしても公共事業の財源というものをどのようにしていくかというのは、これはやっぱり大きな政治的なテーマだろうというふうに私は思います。

○峰崎直樹君 どうもありがとうございます。実は、もう残された時間五分しかございませんで、ちょっとまた飛んでしましますけれども、

サマータイムの問題についてお伺いしたいと思います。

サマータイム制度の導入について、これは審議会等では検討して議論すべきだということになっているようでございます。国際的にもOECD各国ではほとんどサマータイム制度が導入されているやに聞いています。日本でも戦後、サマータイム制度が導入されたこともございまして。それらの経験を踏まえて、ぜひその点についての評価をお聞きしたいなと思っております。

○政府委員(黒田直樹君) 今御指摘のように、我が国に昭和二十三年からサマータイムが実施されました、二十六年までで廃止されているというのが事実関係でございまして。サマータイムの導入を省エネのためにすべきだというふうな御議論もございまして、結論的には先生おっしゃいましたようにもう少しよく勉強していきたいということでございます。

若干今までの議論等を御紹介いたしますと、平成二年六月に先ほどの長期エネルギー需給見通しをつくる過程で、やはり省エネルギー部会というところでサマータイムについてもいろいろ勉強したわけでございまして、省エネ効果という観点からいいますと、これ直接的なものはかりと減るものから、例えば冷房需要がどれだけ減るだろうとか照明需要がどれだけ減るだろうというような計算をしてしましますと、実はそれほど大きな量にはならない。その当時の計算では原油に換算して三十万キロリッターぐらいだろうというふうな試算も行われているわけでござい

ます。ただ、いろんな御議論の中には、先ほど来国民の皆さんを啓蒙する必要があるという議論との関連で、そういうことが行われることによって省エネマインドもまた出てくるのではないかとというふうな御議論もあるわけでございまして、そういう議論も本場に重要な御指摘ではあるというふうな思っております。ただ、この問題、エネルギーの需給だけの問題ではもちろんないわけござい

まして、例えば労働強化につながるんじゃないかというような御意見も一面にはありますし、あるいは国民生活のいろんなところで影響してくるわけでございます。したがって、広い視野に立って引き続き検討をしてみたいと考えております。

○峰崎直樹君 世界のサマータイム制度を導入している中で、アメリカとカナダとオーストラリアは、実は州によっては導入しているところと導入していないところがある。そういうところで例えば交通機関なんかは、時間飛んだときに一時時間遅いところと本間にうまくいっているのかな。サマータイム制度を導入すると社会的にも大きな影響を与えようと思うんですが、そういうある一地域だけサマータイム制度が入っている入っていない、そのことに伴う弊害は十分克服されているんですか。そこら辺もしあればお願いします。ありませんか。

○政府委員(黒田直樹君) もう少しその辺はよく勉強したいと思っております。
○峰崎直樹君 と申しますのは、どうもこのサマータイム制度というのは高い緯度のところが非常に有効というふうに、私も北海道に住んでいてまして、朝早く明けるんですね。夏場ですとゴルフなんか三時半ぐらいからできるということ、夜中の七時過ぎまで四ラウンド回ったという、これは女性の方でいらつしやるんですけれども、ギネスブックものだと思うんです。しかし、それぐらい実はこの北海道の場合は大変光といますか、エネルギーをたっぷり受ける時期があるんですね。

そうすると、その一地域だけでもサマータイム制度を導入したかどうかという北海道庁が大分検討したんです。どうも省エネ効果という点では少ないのじゃないのかというのが実態だったんです。ただ、第二次世界大戦直後に労働強化になるとか、特に酪農家にはちよつと大変なのかなというふうによく言われていますけれども、しかし今やはり余暇の時代、こういう時代ですから

ひとつ北海道だけでもこのサマータイム制度を導入したらどうなんだろう、そういう声が上がってきているのでございます。今申し上げました三つの国はたしか州ごとに違うシステムをとってますので、もし調査をしていただいで教えていただければ大変幸いかなというふうに思います。

何か地域的な要望になつちやいましたけれども、もう与えられました時間も終わりに近づいたわけですから、いろいろところでエネルギーの需要供給をずっと見てまいりまして、私はかぎは何だろうかなどというふうにも思つたときに、一つは大規模に大量にこれまでにエネルギーを供給するというような、そういう仕組みだけではもう不十分じゃないかな。実はコジェネの問題も聞きたかつたし、スーパーこみ発電の問題とか、いろいろたくさん今工夫が凝らされていると思います。ですから、私はそういう分散型のエネルギーというんですか、そういうものがあるのは新エネルギーというものにやはりもっと力を入れるべきじゃないかな。予算を見ても、原子力関係の開発に関する予算というのは随分投下をされているんですが、非原子力力といいますが、そういった分野における開発というのは非常に少ないんじゃないかなというふうにも思っています。そこら辺私はもう少し力を入れた方がいいんじゃないだろうかというふうに思っています。

最後になるんですが、私はこの二法案、恐らく通産省を中心にしてもう本当に努力をされてつくられたものだということに思いますが、しかしこれは大変厳しいということもまた先ほどいろいろなやりとりの中で出てきたところなんです。そうした場合に、やはりもっと引き上げていくときにいろいろ考えてみると、実は第一次オイルショックの後に、あるいは第二次オイルショックを経て非常に省エネが進んだわけです。それだけに経済的なインセンティブといいますが、先ほどCO₂の問題は私も非常に高くなるということはよく存じていますが、あるいはまた世界的にもやらなきゃ

いけないということもよく存じているんですけれども、ぜひともこういう問題についてやはり国民全体がああこれは大変だなという意識を持つにはそういう経済的なインセンティブというものが、インセンティブというのは支援だけじゃなくて、いろいろ必要だということに思っています。

この点についてやはり将来的にぜひそういうことを採用してもらえないだろうか、採用すべきじゃないだろうかということについての御意見を伺って最後にしたしたいと思います。
○政府委員(堤富男君) 環境税の問題につきましては先ほど御説明しましたように非常に高率になる、国際的な関係があるというようなことがございまして、通産省三審議合を合同でやりました結論といましては、今後引き続き十分かつ慎重に検討を続けるという考え方になっておる次第でございます。

○国務大臣(森喜朗君) いろいろと新しい御提案をいただきました。非常に参考になります。それからまた、今堤局長申し上げましたけれども、太陽にいたしてもやはり地熱にいたしても、まだ不確実性もございまして、それからやはり経済的に非常に多くの研究費をかけなきゃならぬという面もございまして。
先ほど午前中の御質問に出ておりましたけれども、いわゆる核融合なども、実を言うと私は自民党の核融合の議員連盟の会長というのをやっています。あんまりわからぬうちにやっています。あのです。いつも人に説明をするときには、あのすごい太陽をみんなの力で地上に一つつくろうよと、その金なんですよ。それは相当先です。それから、それは百年かかるか二百年かかるかわからぬが、それを二、三十年でやろうやというのを申し上げているんですが、こういうものに對する科学研究費というのは非常に私はやっぱり重要だということに考えております。

先ほど地下のお話もございましたが、我が党の中にも原子力発電は地下にしたかどうかというふうな意見の研究も、まあこれは余り通産側は

喜んでないんですけれども進めておるわけでございます。

それから、きょうはサマータイムがよく出る日だな、こう思いましたのは、実はさつき私、お昼、いつもの日程なんです。が政府・与党首脳会議というのがございまして、自民党の政調会長が、実は一番お金のかからない景気対策は幾つかあるがその中の一つにサマータイムがあるということをお話をされておりました。私は、そういう意味で余暇をつくっていくということも非常に大事なことであります。それがまた新しい需要を創出していく社会の一つの転機にもなるんじゃないかな、こう思っています。サマータイムももちろん北海道だけではなくて、私はぜひ早急にみんな検討していく大事なテーマだということに考えました。

○峰崎直樹君 ありがとうございます。
○浜四津敏子君 一九九〇年に策定されました地球温暖化防止行動計画に基づきましてこれまで政策的対応を進められてまいりましたが、二酸化炭素排出量抑制政策の手法としては三つの手法が検討されてきた経緯があると思います。総量規制によるもの、あるいは税、課徴金によるもの、あるいは融資、補助金によるもの、この三つの方法のうち、それぞれ一長一短があるかと思っております。でも、それが適切なものかをめぐりまして各省庁間で意見が分かれていたというふうに理解しております。

今回結論としては、融資、補助金による手法に落ちついた、その背景と経緯についてお伺いしたいというふうに思います。
○政府委員(堤富男君) まず、おっしゃった意味での三つの手法ということで、規制による手法あるいは税金、課徴金による手法それから助成による方法という三つのカテゴリーがあったことは事実でございます。それぞれにつきまして、一九九〇年のレベルを二〇〇〇年に達成させるための安定化の施策としてどれがいいかという議論を審議会等でやりました。

必ずしも、各省の間で意見の差があったというふうには私は理解しておりませんが、規制につきましても、いずれにいたしましても排出する人の数が大変多くて、これを規制いたしますと一体幾らにしたいのか、守っているかどうかをどのように監視したいのかということ、法律上の執行自体が非常に難しいということに加えて、コストが非常に高いということがあつたわけでございまして、規制による方法は各国ともなかなか難しいという考え方が基本的にあつたかと思ひます。

一方で、規制ができないのであれば税金はどうかという議論があつたわけですが、税金をかける場合にも、先ほど申し上げましたとおり目的が達成できるほどにかなりの量をかけますと非常に率が高くなる。それから、各国が足並みをそろえてやる必要がある。しかも、現在各国のエネルギーに対する課税は非常にばらつきがございまして、それをどうしたいかという点について、この点につきましてはOECDで今勉強しているところでございます。三月末で一応の報告書がまとまつたという報道がございますけれども、実はさらにこれから二年間勉強をしないといけないほどいろいろ実際の税、課徴金についてのやり方は影響が非常に多いのではないかと。

例えばOECDで七二%かけた場合、日本の成長率は恐らく一%ぐらいダウンするおそれがあるのではないかとというふうな試算もございまして、成長と環境とをどういうふうに考えたいかという点にまで入って大変重要な問題だろうという気がしております。そういう意味で、結論的な考え方としては、税については今後も検討するということを再三申し上げておりますが、そういう考え方で将来の検討課題にさせていただきますというところでございます。

最後に、今回の二つの法案の基本的な考え方でございますが、助成ということだけではございませんで、まず第一に明確なガイドラインをしつかり示してどちらに向かうかいいんだ、悪いんだということをまず示すということが第一点でございます。

それから第二点は、その中でガイドラインに示された方向に向かっていく場合には助成策、しかもそれと並行に大変恩恵度の高い助成策を講じておる次第でございます。

一方で、全体が努力している中でその努力を無にするような場合には、従来公表、勧告というふうな考え方がさらに命令までいけるという意味の管理強化という点もございまして、あわせて、こういうことをやっていく上ではどうしても民間の自主性が非常に重要だということ、昨年十月、八十七団体に對しまして省エネあるいは環境問題についての各企業の取り組みを計画的にやっていただきたいということをお願いした、自主的な取り組みをベースにしたということでございます。

ガイドライン、それから助成、それから管理強化、あわせて自発性の強化ということで、全体として省エネルギーを進めていくという体系になっている次第でございます。

○浜四津敏子君 平成二年に掲げられました目標の一つとして、先ほどから出ております非化石エネルギーへの依存度を高める、こういう目標が掲げられております。そのうちの一つ、原子力発電、この原子力発電所の立地が大変厳しい状況にあるというふうな理解しておりますが、その原因はどこにあるというふうにお考えでいらっしゃるのか。

安全性等につきまして情報公開がなかなかされない、国民の側からいたしますと何か非常に情報については閉鎖的である、こういう印象が強いわけでございますけれども、こうしたことがその主要な原因の一つではないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) 原子力発電所の立地を推進する上で、当然もう安全確保に最大限の努力を払うということが重要であることは御指摘のとおりでございます。また原子力発電所の立地を促進していくためには、そういった国民の皆様方の御理解と御協力を得ることが不可欠であるというふうな考えております。そういう意味から、私どもも、原子力発電所の安全性など原子力関係の情報の適切な積極的な提供に努めているところでございます。

具体的には、故障、トラブル等の情報については迅速に公開すると同時に、広く国民の皆様方が原子力発電所の安全性の問題等につきまして直接アクセスできるようにということで、例えばパソコン通信ネットワークを設置したり、あるいはパンフレット等によっていろいろな広報するなど、情報提供に最大限の努力をいたしているところでございます。今後とも一層の情報公開に努めまして、原子力発電所に対する国民の皆様方の理解と御協力が得られるように努力をしてまいりたいと思ひておるところでございます。

○浜四津敏子君 今回示された対策につきましては、主として工場及び事業所等の産業部門が中心であるというふうな言われております。産業部門における今後の省エネにつきましては、大変困難さが増しているということが答申でも指摘されておりますけれども、殊に中小企業の中でもエネルギー管理指定工場にならない中小工場におきましては、そのエネルギー消費全体の三五%を占めているというふうな言われております。そうした中小工場におきましては省エネについても余り関心が高くない、技術や情報もそれほど多くない、あるいは資金力が乏しい、こういったような事情からなかなか省エネが進んでないというふうにも言われております。まだまだこうした分野で余地があるのではないかとこのようにも思ひます。

こうした産業部門における対策として、本法律案による対策というのはどの程度の省エネの実現を目標とされておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(黒田直樹君) 御指摘のように、オイルショック以降、大変この産業部門の省エネが中心となつて日本のエネルギー消費の需要の抑制に貢献してきたわけでございますけれども、今なお五三%は産業部門でございまして、一層の省エネを進めなければならぬということでございます。ただ、おっしゃいましたように従来とは違つて、午前中も申し上げたところでございまして、例えば単体の機械という意味では大きな主要な省エネ投資というのは一巡してきているわけでございます。そういう意味でシステムの取組みに對して今回は助成の重点を置いておるというふうなことも考えているわけでございます。

また中小企業の支援につきましては、省エネ・リサイクル支援法でいろいろな支援措置を、中小企業につきましてもいろいろな特例措置を設けているところでございますが、このほか中小企業の場合に工業炉とかボイラーといったような汎用の機械の中で非常に古いものがたくさん使われているのが現状でございます。これにつきましても、この法律とは別でございまして、予算措置をもちましてそういった古い旧式のボイラー、工業炉等のリプレースにつきまして超低利の融資を今回、平成五年度予算案の中でお願いをいたしているところでございます。

○浜四津敏子君 具体的に今回の対策でどの程度省エネが実現されるのか、その目標としておられるところを数値で示すということはいかがでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) 目標ということではございませぬけれども、この法案を御提案するに先立ちまして、産業構造審議会等の通産大臣の諮問機関においていろいろな御検討をいただきました。その段階ではいろいろな政策的な努力を傾注し、かつ実際に省エネをしていただくエネルギー消費者、つまり国民の皆様方あるいは産業界の皆さん、こうした方々の努力が相まれば全体として石油換算にして三千万キロワットぐらいの省エネの余地はあるのではないかと、その中で産業部門

については大体千三百万キロリッターぐらゐの省エネの余地があるのではないか、こういうふうな御指摘を受けているところでございます。

このとおりいくかどうかは、これからこういった制度をお使いいただくいろいろな事業者の方々等エネルギー消費者の御努力もあるわけでございまして、また、今回の対策がそういった省エネの余地を埋めるにすべての政策手段を網羅しているかどうかということは、これからまた実行状況を見ながらよく検討してまいりたいと考えているところでございます。

○浜四津敏子君 昨年十一月、通産省は「今後のエネルギー環境対策のあり方について」という産業構造審議会等合同部会の答申で、環境保全、経済成長、エネルギーは三位一体である。この三位一体という言葉は何度かいろんなところで使われておりますけれども、何かもう一つちよっとぴんだきたいというふうに思います。それが第一点。

それから、これらの三つのものを同時に実現するというのは大変難しいのではないかとこのように思われます。一説ではこれはジレンマではなくてトリレンマというふうなことも言われておりますけれども、さらに規制的な方法がなく単に助成によるいわゆる自発性に基づいての政策というところで誘発する程度では三位一体で三つの目標を同時に到達させるというのは何か難しいのではないかと印象を受けますが、これについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 今浜四津さんから御指摘がございましたように、産業構造審議会の合同部会によりまして、地球温暖化問題は人間の経済活動に伴って不可避的に発生しているものであつて、また二酸化炭素を吸収する等の技術の実用化が当面期待できない現状から、環境保全、経済成長、エネルギー需給安定の調和を図るため、これに三位一体として取り組むことが必要である、こういうふうな趣旨を提言したものでございます。こうした考え方は、いかにも三位一体ですと

いつて、少し環境問題に何かエクスキューズを挟むというか、あるいは少し自制する、ブレーキをかけるというふうな、そんな印象にとられやすいこともございます。しかし、何といましても経済成長というものがやはり順調に発展し得るその中でこうした問題を解決していかなきゃならぬという点では、この三位一体論というのは私は極めて妥当な答えだろう、こういうふうに見ておるわけです。

国際的には、昨年六月に開催されました国連環境開発会議におきましても、持続可能な開発の考え方のもとに環境保全と経済成長の両立の重要性がこれも合意をされているわけでございます。したがって、環境保全と経済成長、エネルギー需給安定化を同時に達成するということは非常に困難な目標であるということ、これは十分認識をいたしておりますし、その点については今委員から御指摘になったとおりだろうと思っております。

しかし、そのために今御審議をいただいているこのエネルギー関連二法案を提出しているわけでありまして、この二つの法案を有効的に活用していただいて、そしてこの法案の効果的な運用も考慮しながら最大限の努力をしていく、こういうふうな申し上げていくところでございます。もちろん政府も努力をするわけでございますが、同時にいわゆる企業あるいは国民全体がこうしたこの二つの法案を一つのものとしながら、効率的に運用しながら何とか目標を実現するようにみんなが努力をしましょう、こういう趣旨であらうかと思っております。

○浜四津敏子君 それでは、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案、長いものですから以下高度化法案というふうに省略させていただきます。この法案について少し伺いさせていただきます。

この中の、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正、第三条四項では、通産大臣は基本方針を定めようとするときは、各部分によつて

ですが建設大臣あるいは運輸大臣に協議しなければならぬ、こういうふうな定められております。本法律案提出の背景をいたしまして環境保全ということが大きなテーマとして掲げられている以上は、その所管大臣である環境庁長官との協議ということが抜けているのはどういふことになるのでしょうか。これは環境庁長官との協議というのは当然必要になってくると思われませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) 御指摘の今回の改正法の第三条で、基本方針というものを定めることとされているわけでございますが、今先生の御指摘のございました第四項の第三項で「通産産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならぬ」と書いてあるわけでございまして、つまり、今この法案の審議あるいは省エネ対策につきましても、政府一体として取り組むべきものという趣旨でこの閣議決定を経て基本方針を定めるということとされているわけでございまして、したがって、閣議でございしますので、その過程で当然環境庁にも協議することになるわけでございまして。

じゃ、なぜその四項で、部分的に建設大臣あるいは運輸大臣に協議するというふうなわざわざ書いてあるのかということでございますが、これは建築物についての規制についてはこの法律案の中でも建設大臣、あるいはその特定機器の中で例えば自動車につきましても運輸大臣というのは、通産大臣と同じような個別分野のエネルギー使用の合理化については主務大臣としての立場になっているわけでございます。そういうことで、この法律案の中で主務大臣として出てまいります通産大臣、建設大臣、運輸大臣、この間の協議をあらかじめ法定したものでございまして、実質は当然閣議決定でございしますので環境庁にも協議する、こういうことにならうかと思ひます。

○浜四津敏子君 同じく十五条の二の第二項でございしますが、これは特定建築物に係る措置について

の規定でございまして。この十二条では工場について大変厳しい制約が規定されております、公表、措置命令など厳しい制約が課せられているのに比べて、建築物に関しては公表とまりというふうなされているのは何かバランスを欠くように思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(梅野捷一君) お答えいたします。

今回の法律案におきまして、従来建築物につきましては指導、助言という規定でございまして、それがそれにつきまして新たに指示、公表という制約のないしは指導の内容の措置の強化を図ったわけでございまして。一般に、建築物の場合には建築主がいれば今回の省エネルギー努力の対象者でございまして、必ずしも直接エネルギーを最終的に消費するという立場とは必ずしも言いがたい、やや間接的な立場の方であるというふうなこともございまして、今申し上げましたように現在の体系が指導、助言という体系でございしますので、それを指示あるいは公表という段階に強めたということとでございます。もちろん、命令等のより制約的な措置を外すということ自体が目的ではなくて、一般的な省エネルギー化に対する御努力を広くやっていただくというところがございますので、私どもはそういう環境ができた上では公表という手段を背景に指示ということが相当有効に機能するであらうというふうにも考えているところでございます。

○浜四津敏子君 同じく十八条の一項でございしますが、ここで規定されております特定機器というのは、政令で定められております特定機器の内容と違ひがあるのでしょうか。今回の改正で何らかの追加を予定しておられるのでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) 十八条の特定機器の具体的な機器というのは政令で定めることとなつていくわけでございまして、今回この条文自体は改正法案の中では変えておりません。したがって、こういった要件の中で今後やはり特定機器の対象を拡大していくことが私どもとしても必要であるというふうに考えているわけでございます。

現在のところは冷房専用のエアコンとガソリン乗用自動車対象になっているわけでございますけれども、今後よく検討いたしまして、この法律の改正とは直接はリンクいたしませんけれども、運用の問題といたしまして拡大に努力したいと考えております。

○浜四津敏子君　そうしますと、政令で定める特定機器の内容は、どんなものが具体的に追加されるのかについてはまだ検討中ということでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君)　そのとおりでございます。ただ、今後やはりこの要件にございますように「大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具」ということとございますので、家電製品とかOA機器とかいったようなものが検討の対象の大枠としては考えられるわけでございまして、また自動車につきましても今はガソリン乗用車だけでございまして、これを広げていくというようにも検討してまいりたい、このように考えております。

○浜四津敏子君　それでは、今回新エネルギー開発等につきまして、新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOがその業務を拡大してこうした業務を行うということにされておりますが、なぜNEDOが行うのか、そのあたりについて御説明いただきたいと思います。

○政府委員(黒田直樹君)　従来、NEDOというのは石油代替エネルギーの技術開発というのを主たる事業に、エネルギー関係ではこのほかに石炭等もございまして、そういったものを中心的な事業としてきていたわけでございますが、累次の御議論でも御理解いただけますように省エネルギーにつきましても、エネルギー使用の合理化につきましても、やはり技術開発の必要性あるいは技術導入の必要性というのはいくつかあると考えているわけでございます。

省エネルギーにつきましては、広報とか調査とかいったような意味ではいろんな団体、例えば私どもも財団法人の省エネルギーセンターというの

を所管しているわけでございますけれども、そういった団体もございまして、技術開発という意味で中核的な役割を担っていく団体というのはないわけでございます。そういう意味で、政策的に中核的にこれを推進していく機関として何が適当か、いろいろ考えられるわけでございまして、今申し上げましたようにNEDOというのはこれまで石油代替エネルギー技術という極めて専門性が強い分野に関して幅広く経験あるのはノウハウを有しているわけでございまして、個々の業務を拡充して省エネルギーの技術開発あるいは技術導入についての中核的な機関とすることとした次第でございます。

○浜四津敏子君　今回の高度化法案の中で一部改正が予定されております石油代替エネルギーの開発及び導入促進法についてちょっと伺いたいと思います。

ニューサンシャイン計画が平成五年度より新たにスタートするということとされておりますが、従来のサンシャイン計画とムーンライト計画、これを一本化した理由あるいはねらい、そして効果、またその計画の概要についてまず伺いたしたいと思います。

○政府委員(松藤哲夫君)　通産省といたしましては、今まで新エネルギー技術開発についてはサンシャイン計画、省エネルギー技術開発についてはムーンライト計画、それから環境技術開発につきましましては地球環境技術研究開発ということで三つの計画を推進してきたところでございます。

しかし、地球温暖化問題を初めとする地球環境問題とエネルギーの問題というのは表裏一体の関係でございまして、かつ技術的に見ても、新エネルギー技術、省エネルギー技術及び環境対策技術というのは互いに重なる分野あるいは共通的な分野が非常に多いわけでございます。そういうことで、こういったエネルギーと環境というものを総合的、一体的にとらえ直しながら進めてまいらなければいけないということでございまして、そういう意味で平成五年度からサンシャイン計画、ムーンラ

イト計画及び地球環境技術研究開発を一体化いたしましたして、ニューサンシャイン計画として総合的、一体的に運営してまいりたいと考えております。

こうした計画におきましては、従来の新エネルギーあるいは環境技術を推進するとともに、新たに例えば広域エネルギー利用ネットワークシステムでございまして、あるいは水素利用国際クリーンエネルギーシステムといったように、新エネルギーにも省エネルギーにも、それから地球環境にもかかわりを持たせる総合的なプロジェクトをこの新しいニューサンシャイン計画の中で諸外国とも協力しながら、鋭意取り組んでまいり所存でございます。

○浜四津敏子君　今の促進法の一部改正案の中で、第三十九条の第九項の中で、海外における石油代替エネルギー等の導入促進業務、「海外における実証」、こういう言葉が出てまいりますが、これは具体的にどのようなものを予定されていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君)　御指摘のように、この改正案が通りました場合には、平成五年度からNEDOで海外におきまして省エネルギー技術であるとか、あるいは石油代替エネルギー技術の有効性を実証する業務を行うということとこの条文を設けているわけでございまして、当面、平成五年度予算案におきましては、エネルギーの消費の著増が見込まれますアジア・太平洋諸国におきまして、製鉄所の廃熱回収技術であるとか、あるいは石炭ボイラーの効率向上技術であるとか、産業用大型ボイラーの効率向上技術、こういったもののモデル的導入のプロジェクトを一つのカテゴリーとして考えておりますし、また石炭脱硫技術等の普及基盤整備のためのモデル事業、こういったものも考えているわけでございます。また、これらのプロジェクトの前提となります国ごとの調査あるいはマスタープランづくりについても新規業務として予定をいたしているところでございます。

これは当面平成五年度の予定プロジェクトということでございまして、その後の問題につきましては、そういった今申し上げましたようなプロジェクトの進捗状況等を検討して、よくそれを見ながら考えていくべき問題だと思っておりますけれども、一般論として申し上げれば、モーターとか工業炉であるとか小型ボイラー等の省エネ技術対応とか、あるいは太陽、風力、小水力等の石油代替エネルギーの技術、そういったものが対象として考えられると思います。

○浜四津敏子君　また、石油代替エネルギーの開発に関連してございまして、こうした国のエネルギー技術開発プロジェクトで得られた成果に関連して、特許権あるいは実用新案権等現在は一〇〇％国に帰属するということになっているというふうに理解しております。これをほかの、例えば大型工業技術とかあるいは医療、福祉技術と同じように企業も五〇％取得できる、こんな方向で現在考えておられるということ伺いましたが、それはいつごろから実施されることになるのでしょうか。

○政府委員(松藤哲夫君)　先生御指摘のとおり、産業技術のプロジェクトにつきましては国と企業とが五〇％ずつ特許権等を共有する、シェアすることになっておりますが、このエネルギー関係の技術に關しましてはいろいろ経緯等もございまして一〇〇％国に帰属することに実はなっております。ただ、そういったしますと、特に外国企業にとってはこれは非常にわかりにくいございまして、参加して知的所有権を取得できないんじゃないや余り意味がないんじゃないかということで、国際的な共同研究がなかなか進みづらいことになっておるわけでございまして、私もそういったしましては、エネルギー関係につきましても産業技術と同様の扱いにせひしたいと思っております。

しかし、一方では日本人の人的な知恵を使つて、国の貴重な資金を使つてせっかく開発したものを外国にそう簡単に渡してもいいのかという非

常に難しい議論がございまして、そのところは政府部内におきまして鋭意、現在検討を詰めておるところでございまして。

○浜四津敏子君 それでは、次にエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案、省略して省エネ・リサイクル法案というふうに言わせていただきますが、建築物における省エネについてはビル全体で一定水準以上の省エネを図る、そういう措置等を考えているというふうに聞いておりますが、本法案による助成策というのは建築物にどの程度の省エネを行った場合に適用されるのか、また具体的に対象となる建築物の規模としてはどの程度のものであると想定しておられるのか、お教えいただきたいと思っております。

○説明員(梅野捷一郎君) お答えいたします。

今回の御提案している中で、建物につきましては先ほど来お話ございまして、全体としての基準がございまして、一般的な御努力をいただくレベルというものがあられるわけでございまして。その場合に、外壁の高断熱化でありますとか、空調設備あるいは照明、給湯というようなものの効率化を図っていただくわけでございまして、これも、現在はその基準から比べてかなりの高い水準を目指される場合ということで技術的な検討をしている最中でございます。

また、建物の規模でございまして、そういう誘導、助成という観点でございまして、必ずしも規模の面で一定の規模ですと切りをしようというような考え方を今持っているわけではございません。効果から考えていきたいという状況でございまして。

○浜四津敏子君 この省エネ・リサイクル法案第三条で言われます「事業者等の努力指針」というのは、具体的にはどのような内容、そして効果を考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(堤富男君) 大きく分けまして一般的事項と、それから幾つか事業の中でも分野がございまして、それぞれございまして。

一般的事項といたしましては、企業がこの計画をつくる場合、目標を定めることをぜひお願いしたい、そのためにはどういふことをやると確実性があるかどうか、計画性を持っているかどうか、あるいはその実施体制はどういう形のものか、いかというようなことを定めます。一般的なこととはそういうことが中心でございまして。

分野別には、工場、事業場におけるエネルギーの使用合理化の方法、あるいは建築の場合、それからいろいろ分野ごとにリサイクルの場合にはどういふ計画がいかにいうようなことを定めていくわけでございまして。

○浜四津敏子君 通産省は、本年二月二十五日に「再生紙の利用のお願い」を発表されました。その中で、市町村での再生紙の使用が進んでいないというのを指摘されておられまして、それとともにその利用促進を呼びかけておられますけれども、市町村での再生紙の利用促進策について説明していただきたい。

それから、市町村だけではなくて、本来国の官公庁においても再生紙の利用を促さなければならないというふうに考えておりますけれども、国の官公庁における再生紙の利用状況は進んでいるのかどうか、再生紙の利用率はどの程度になっておられるのか、お教えいただきたいと思っております。

○政府委員(高島章君) 政府と地方公共団体が率先をいたしまして再生紙をどんどん使っていくというところは、これは今後の再生紙の利用を図るためにもどうしても大切なことでございまして、これからでも政府の中でも申し入れをし、そして地方公共団体にもいろいろと呼びかけをしてきたところでございまして。

今御指摘ございましたように、地方公共団体で申し上げますと、都道府県では再生紙の利用がもう全部入っておりますが、全都道府県で使われているわけではございませんが、市町村では必ずしもまだ進展をしていないというのが現状でございまして。したがって、今御指摘ございましたけれども、今般改めて全市町村に再生紙を一層使って

もらうように呼びかけをしたところでございまして。具体的な内容といたしましては、市町村みずからがもちろん使うこと、これが第一でございまして、そのほかに域内のあらゆる方面の人たちに広報誌等を使って再生紙の利用を呼びかけていただくということもございまして、いずれにしましても、この古紙の利用が大きな国民運動にまで盛り上がるように我々としては関係方面に引き続き強い呼びかけをしているところでございまして。

それから、政府の方ではどの程度使われているのかという御指摘でございますが、平成二年に省エネ・リサイクル・省資源対策推進会議というところでみずから率先して使おうという申し合わせをしたわけでございまして、その後ほとんど利用が広がっております。現在全庁的に再生紙は利用されております。少し具体的な数字で申し上げますと、トイレットペーパーはもうすべて全庁で再生紙が利用されておりますし、コピー用紙についても六割は再生紙、封筒は七割が再生紙というところになっております。例えば、コピー用紙で申しますと全国平均が一五％程度でございまして、そういう意味では政府が率先して再生紙の利用に取り組んできたということが言えるかと思っております。

ただ、今後ともこれだいいいことでは決してございまして、引き続き関係省庁に一層の再生紙の利用を呼びかけ続けているところでございまして、これからのこともいい成果が上がるように期待をしているところでございまして。

○浜四津敏子君 行動計画の中では、「環境マークの活用等により二酸化炭素の排出の少ない製品等の普及促進を図る」とあります。

まず第一点、エコマークとかあるいはグリーンマークはなかなか普及しないというふうな言われ方をしておりますが、この普及に關してどのような具体策をお持ちされるか、そしてまた再生資源を原料とする商品市場開拓についての支援策を何か考えておられるか、また再生紙利用促進の一環としてすべての紙製品に古紙混入率を明示した成分表示を義務づける等の指導をなさる御予定がござい

かどうかについて伺いたいと思っております。

○政府委員(高島章君) 再生紙の利用が進むためには、古紙がうまく回収できますこと、それからその古紙がメーカー段階でうまく使われますこと、そしてそれに増して重要なのは、今グリーンマーク等で御指摘がございましたようにいかにして再生紙の利用が図られていくかということでございます。特にこの最後の点、再生紙がたくさん使われていくということが非常に大事なことでございます。

その一環といたしまして、グリーンマーク制度というふうなものをつくっております。これは小中学校で再生紙の製品を購入いたしますとついておりますグリーンマークを集めますとその小学校に苗木を贈って、その木をその小中学校が育て、いかに古紙を大切にすることが結局は資源を大切にすることかということをお願いいたしたに教えている制度でございまして。この利用も非常に実はふえてきております。約四千に及びます小中学校がこのグリーンマーク制度を活用して再生紙利用の大切さの理解を今深めている状況でござい

ます。いずれにいたしましても、いろいろな段階で国民運動にまで高まる状況で再生紙が使われるようになることが重要でございまして、それに加えてただいま御指摘がございましたように紙以外の用途に古紙が使われるようになること。具体的に言いますと、包装資材がその一つの例でございまして、こういうものの技術開発につきましても、現在我々としては精いっぱい努力をしているところでございまして。

○浜四津敏子君 重なりますが、ちょっと一点お答えが抜けておりましたので、もう一度お尋ねをさせていただきます。

各市民団体、主婦のグループあるいは消費者団体は一生懸命古紙等の回収に努力しているわけですが、また、できれば古紙がなるべくたくさん使われた製品を買いたい、こういうふうに願っている

人が多数いるわけですが、どの製品にどれだけ古紙が含まれているかというのは必ずしも明確でないというのが現状でございます。そこで、古紙混入率を何とか製品に明示していただきたい、こういう声が強いんですが、それについてはいかがでしょうか。

○政府委員(高島章君) 説明が漏れまして御無礼をいたしました。

実は、古紙はいろいろな段階でいろいろなパーセントで使われておりまして、全製品に古紙を利用することにつきましては現在難しい状況でございますが、御指摘の点は今後検討させていただきます。ただ、最近名刺等にもこれは再生紙でございますというように各メーカー、各企業の人たちが使われているような状況でございます。ありとあらゆるところで古紙が使われていることをPRさせていただいていくわけでございます。

今後とも、それぞれの段階、すなわちすべての職場、すべての家庭で古紙が使われるということが重要でございますので、御指摘のことも踏まえまして、あらゆるところで古紙の重要性を訴えるようないろいろな方策の厚みをつけてまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 また、古紙のリサイクルにつきましては、その価格の下落がリサイクルの足を引っ張る結果となっております。殊に、たくさんの方が無償でボランティアで古紙の回収に努めておりますけれども、これが逆に回収になりますと集める気力もなくなってしまう、こんなことになってしまふものですか、こうした再生資源価格、古紙回収、あるいはこの再生資源価格を下支えする何か支援策を考えていただけないでしょうか。

○政府委員(高島章君) 先ほど申し上げましたことのちよつと繰返しになるのでございますが、古紙の回収、それから古紙の利用、さらには再生紙の利用のこの三つの要素がバランスをとってうまく促進されていくということが重要でございます。

す。古紙回収をしている人たちに對する支援としての一基本で重要なことは、再生紙の利用がどんどん広がっていくこと、古紙の利用がどんどん国民各層で広がっていくことが重要でございますので、先ほど来申し上げておりますけれども、グリーンマーク制度といったような普及啓蒙活動を進めること、それからリサイクル法を着実に運用していくことが必要でございますし、またこれも繰返しになりますが、新たな用途の開発も必要であろうと思っております。また、これも冒頭申し上げましたように政府あるいは地方自治体での活動を一層活発にすることも必要でございます。

いずれにいたしましても、実は古紙の利用は日本は世界最高の水準でございます。今五二%の古紙の利用率になっておりますが、これは世界どこもこのように高いところはございません。こういった高い率を達成いたしました知恵というのは国民各層の中にはいっぱいございまして、御指摘のようによつて今後とも再生紙の利用拡大を図る、そのことによつて回収の人たちにもそれなりの下支えが実現できるようにしてまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 それでは、もう時間がありませんので、最後に一点伺いたいと思います。地球温暖化問題を初めといたします地球環境問題は、通産省の審議会の答申でも指摘されておりますように、一國のみの対応では問題の本質的解決といふのはとても不可能だといふふうに考えられます。どうしても国際的な取り組みが必要だといふふうになつておりますが、通産省といたしまして環境分野における国際協力に関する施策としてどのようなものをお考えになりますか、また実施されておられるのか。特に、支援の面では対中、対ロシア、また国際協力の中で対米についてどのようなことになつていらっしゃるのか、簡単に答えただきたいと思つております。

○政府委員(堤富男君) おっしゃるとおり、地球環境問題でございますので日本一カ國の取り組みだけでは十分でないと思つておりまして、もともとを申し上げれば、国連の会議の場でも現在専門レベルでの会議が行われておりますし、これから開発委員会等の中でも議論が進んでいくと思つております。

それから、各國に對する考え方でございますが、先ほど申しました二國間ではグリーンエードプラン、あるいは対口支援のような形で個別に一つ一つやっていくわけでございます。それから、先進國間ではOECDを初めサミット等の場において、今後地球環境の問題についての議論が進んでいくものといふふうに考えております。

○市川正一君 最初に、今回の森通産大臣の訪米に關して一言伺いたいと思います。アメリカは、半導体協定の結果を踏まえて目標値を設定して、その実行の保証を迫る交渉手法を他の通商協定などにも拡大しようとしております。こういう理不尽なやり方を認めるわけにはいきませんし、大臣も午前の谷畑委員に對する答弁の中で、ターゲットを設定し政府がそれを担保する通商政策は絶対に拒否すると、語気を強めておっしゃいました。まさにその言やよしであります。

しかし、アメリカにこういうやり方に自信を持たせ、私をして言わしめれば増長させている、そういう結果になつたのはなぜかという点についてどうお考えでしょうか。

○國務大臣(森喜朗君) アメリカが増長しているといふふうには私はそういう見方はしないんですが、それだけ日米の貿易バランスが非常に不均衡になつていっているというアメリカ側のやっばり焦りが過去からきているものだ。こういう協定を考えた当時は、私はもちろん所管大臣ではなかったわけでありまして、かならずアメリカ側にとりましては対日貿易が進まないといふことなども焦りとして出てきていたものだろうと思つております。もちろん必要がございましたら、通商局長がおりますから、当時の経緯を、先生も御存じだろうと思つております。

らあえて申し上げません。ただ、こういう数値を設定して、そして数量的にこの程度入れなさいといふようなことをやっていったとしたら、これは世界の國は日本とアメリカだけじゃないものでありますから、当然ECを初めほかの國からもそうした問題出てまいります。結果的にそういう数字を挙げれば、午前のこの委員会でも申し上げましたように、結局そのことは最終的には管理貿易につながつてしまふといふことになると思つておりますので、私どもはこういう考え方はできないんだといふそのことだけはきちんとしてアメリカにも申し上げてまいりました。

もちろん、カンター氏にとつてもブラウン長官にとつても当然そういうことは百も承知のことなんだらうと思つておりますが、今のアメリカは新政権ができたときもあり、また選挙当時いろいろな角度で、選挙のときというのはやはり公約をしたいろいろな方からいろいろな要求や要望が出てくるわけでありまして、まだ、選挙が終わつてからの時間というものが経過してございまして、そうしたことをさらに強く日本側に見えさせようという姿勢を見せなければならぬといふ点もあつたのではないかな、そういうふうに見えるわけでございます。私としても今回の訪問では、そういう数字的なものだけは絶対に今後あつてはならぬことだといふことだけは強くきちんと申し上げてきたつもりでございます。

○市川正一君 私は率直に申しまして、これまで日本政府が自由貿易とか市場原理などと言いつつ、実は日米通商問題の協議の中で、自主規制という名のもとに結局はアメリカの管理貿易、アメリカの理不尽な要求に迎合する態度をとつてきたところに根源がある、こう見ております。こうした政府の対米従属的な通商協定という姿勢を今根本的に転換することが必要となつていふ時期だと思つております。そうでない限り、例えば内需拡大をアメリカは求めておりますが、これも数字で約束せよといふ

ようなことになりますと、仮に成長率を三・五％あるいは四％、こう書き込んだ場合にそれを公約として実行を迫ってくる。現下の経済状況では、バブル経済の再来は不可避と言わなければなりません。こういうような事態に対して、大臣は先ほど述べられたような態度をいわずに堅持し貫かれるのか、認識を伺いたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 対米追隨的であるのかどうかという点は、それぞれ政党の見方も違うだろうと思います。ただ、戦後、これは先輩に対して、市川さんより私の方が若いんですが、敗戦になつてから今日の日本の経緯を見ますと、やはりいろいろな意味で日本は閉鎖的国家であつたことは、これはもう私は事実だと思います。そういう中で、日本の国に対していわゆる当時の先進諸国がいろいろな角度で支援をしてきてくれたことも事実だろうと思います。

そういう面で、三・五％の経済成長あるいは三・三％の経済成長は、何も諸外国に対してこういうことをやりますよということを見せるために申し上げていることではなくて、あくまでも日本の経済成長、日本の経済政策として設定をした数字でございます。外国から見ますと日本の経済はどの程度のことを考えておるんだろうか、その都度その都度時代によって違うと思いますが、世界が今景気全体が低調な時期にあつて、特にドイツなどはいわゆる東ドイツと一緒にたつたという大きなリスクを背負い、あのECの域内でも大変苦惱していることを考えますと、日本がどういう経済成長をするのかということは世界が目注しておる。そういう意味で、やはり外国に対して約束するということではなくて、日本の国民全体がそういふいう経済成長で安定的ないわゆる持続可能な経済成長をやりましようよということを一目標として立てたものだということに私どもは認識をしておるわけです。

したがいまして、ただどの国も皆景気で苦しんでいるわけでありませうけれども、しかし一方で、は、現実には昨年度の貿易収支にしても経常収支

にしてもやはり一國のみが大変な黒字を抱えておるわけでございますから、外国のためだけで物を作るのじやありませんが、日本のそうした黒字というものを世界にどういう形で貢献をして理解を得るようにしていくのかということも一つ考えてみると、経済成長をその程度の数字に定めて、その目標に対して進んでいく経済運営をしていかなきゃならぬということもやはりこれは国際的な我が国が置かれてゐる今の立場から見れば妥当な考え方ではないだろうかというふうに私は考えております。

決して、アメリカに追隨したり従属をしたりという、そういう考え方ではないということは恐らく先生も御理解をいただけるのではないか、
 こう思います。

○市川正一君 大臣から従属しているというよう
な答弁の期待をあなたがちしているわけじやありま
せん。実態を申し上げているんであつて、例えば
今度の半導体協定の目標がクリアできたのは、半
導体の需要減退で外国製半導体の輸入がそれほど
ふえなくても相対的なウエートが高くなっただけ
のことだったわけですね。ですから、アメリカ側
は瞬間風速ではなしに、年間通して二〇％あるい
はそれ以上を要求しようとしております。しか
し、景気が回復して需要が増加すればまたものと
もくあみになってしまふ、そういうおそれ多分に
なしてせぬのです。

ですから、私は問題はまだ解決してないんだということの例証で言うているのであつて、まことに恐縮ですが、半導体論争をお聞きするつもりは時間の関係でないんですが、もし簡潔におっしゃっていただければ……。

○國務大臣(森喜朗君) 済みません。私の答弁が長いので私にするなという意味かなと思います。

しかし、要は今おっしゃった数字のことは、逆に分子分母の計算いろいろございます。結果的に二〇%を超えたということは、こんなものは実に余り意味ないじゃないかと……。

○市川正一君 相対的なものだと言っている。
○国務大臣(森喜朗君) そうおっしゃっているん
だろうと思います。

そこで、私も申し上げていることは、この数字は何も絶対的なものじゃないんです、むしろ大事なことは日本とアメリカの半導体業界がお互いにチームプレーをとっていけるような環境をつくる、それで結果的に市場アクセスのマーケットがふえているということであればいいんじゃないのかな、こういうふうには私は申し上げてきております。要は、一番大事なことは、やはり長期的な協力関係が両国でできるということ、それからデザイン・インというような、そういうお互いに関係のものをつくるときに協力を技術的に交換してやっていけるという、こういう関係ができたということが私は今度の協定で一番最も意義のあったことであり、これからもそのことを念頭に置いて進めていくべきだ、こう思います。

○市川正一君 森通産大臣とやるときは倍の時間をもらわなくちゃならぬ。

それで、きょうは法案審査なのでそっちに入りたいんですけれども、大臣の提案理由の説明を拝聴いたしましたして、この法案が結局地球環境の保全に役立てるといふ観点から提出されたことが非常に明らかにになりました。地球環境の保全という立場に立ちますと、世界でも第四位ないし第五位にある大量の二酸化炭素の排出国である我が国が、これを可能な限り削減することは国際的な責務ともなっております。

そこで、政府が一九九〇年の十月に閣議決定をされた地球温暖化防止行動計画、これもそうしたた国際的な要請にこたえるものと理解しておりま
す。そういう観点から見ますと、この法案は九〇〇年の行動計画の目標達成に資するものであり、それを確実にするためには、高度化法に基づいて通産大臣が定める基本方針に行動計画の目標達成とすることが明記されなければならないのであり、また主務大臣が定める事業者、建築主や製造業者の判断基準、また支援法に基づいて主務大臣が定

める努力指針などが行動計画と相互に関連し、その達成を保証するものということがやはり明らかにされる必要があると思いますが、その点はそういうことでよろしいでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) 御指摘のように、平成二年の十月につくられました地球温暖化防止行動計画、この段階では、一人当たりの炭酸ガスの排出量を二〇〇〇年以降おおむね一九九〇年レベルでの安定化を図る、こういうことなどを目標としたしているわけでございます。先ほどからいろいろ御議論になっておりますエネルギーの長期需給見通しあるいは石油代替エネルギーの供給目標といたうのもほぼ同じ時期に閣議決定を経て改定されたわけでございまして、そういう意味で実態的には目標は地球温暖化防止行動計画と整合性のとれたものとなっているわけでございます。

今、明記とおっしゃったわけなんですけれども、基本方針自体はこれから検討をいたすわけでございます。この省エネルギー法の目的、今回改正の一つの大きな要因として地球温暖化防止行動計画と申しますか、地球環境問題解決への寄与というのがあることは当然でございますけれども、現法律自体、これはまた一方で日本はエネルギーを海外に非常に多く依存している脆弱なエネルギー供給構造であるということから、省エネルギーを推進していくということもこれまた一方で重要な省エネルギーの要請でございます。したがって、地球温暖化防止行動計画だけではないわけですから、でございますので、そういう意味で先ほどからでございますように環境の問題とエネルギーの間題、基本方針の策定に当たっても、整合性をとれた形でそういったことは当然頭に置きながら考えてまいりたいと思っております。

○市川正一君　だけという言い方じゃなしに、やっぱりそれぞれがリンクしているというつかみ方をすべきじゃないか。

私は、そういう意味で九〇年の十月に改定された長期エネルギー需給見通しも、また石油代替エネルギーの供給目標も、そして行動計画も、エネ

ルギーの部門別、分野別、業種別に必要な対策を積み上げてリンクし整合性を持ったものとして本末つくりだしているはずで、そうでしょう。だとすれば、行動計画の目標を達成するために各部門や分野、業界でとらなければならない対策も明らかになっていくはずで、私が強調したいのはどこでどれだけ削減しなければならないか、数量的にも明らかにしているはずだと思えます。そうでなければ、見通しも供給目標も具体的な数字あるいは数値として積算できないと思うんですが、その点はどうか。

○政府委員(黒田直樹君) 省エネルギーというのは、この数値目標、定量化というのが大変難しい問題でございます。と申しますのは、省エネというのはほうほうでいたるところにわたる水準にいったであらうところからの省エネということになるわけでございまして、そういう意味で定量化というのは非常に難しい問題であるわけでございします。

したがって、その長期エネルギー需給見通しの問題も、一応先ほどから申し上げておりますように、今の需要の見通しというのは二〇〇〇年時点であれば三億九千万キロワットくらいである、こういうふうに申し上げているわけでございします。省エネの、ほうほうでいたるところにわたるのかというのがその時点ではわからないわけでございまして、既に省エネ努力をいたした後の結果として出てくるわけでございしますので、そういう意味で省エネの量というのをあらかじめ規定するというのはなかなか難しいかろうと思えます。

ただ、できるだけ私どもも、先ほどから申し上げておりますように、長期需給見通しの数字というものは当然この法律にも書いてございしますように勘案して基本方針等は定めることになっておりますし、したがってそれは当然頭に置いて考える必要があると思えます。また先ほど先生がおっしゃいましたように、地球温暖化防止行動計画等の他の政策についても当然頭に置いて整合性のとれたものとして考えていかなければならない、こ

ういうふうな考えております。

ただ、工場の判断基準とか、先ほど来ございすような個別分野の判断基準につきましては、そこに幾らを割り当てるといのはまだ難しいわけでございまして、これにつきましては、もちろん今申し上げましたような全体としての省エネの要請は当然に頭に置きながら、個々の具体的な行動についてできるだけ定量化できるものは定量化するという方向で考えてまいりたいと思っている次第でございます。

○市川正一君 角度を変えて伺いたいんですが、省エネ法第六条に定める指定工場のエネルギー消費量ですね、これを部門別、分野別、業種別に見たときに、私はそのウェイトとか問いませんが、それなりの資料は相互に共通の認識に立っていると思えます。エネルギー転換部門で膨大なロスをを出している電気事業を把握し、また最終消費の半分を占める、産業部門の大部分を占める製造業の七五％を把握するということは、この部分で具体的な対策をとってこそ成果が上がると思うんです。そうでなければ私には絵にかいたもちになると思ふんですが、そういう面からも数量的にも明確にする必要があると思ふんですが、どうでしょうか。

○政府委員(黒田直樹君) おっしゃるように、指定工場のエネルギーウェイトは七割ぐらい占めているわけでございします。これを幾らにするということではなくて、この判断基準におきましては、現行でもそうでございしますけれども、実施すべき行動としての例えば燃料の燃焼の合理化、これについては例えばボイラーとか工業炉の空気比をどれくらいにするとか、あるいは廃熱についてはどうするか、こういった個々の具体的な活動について決めていくものでございします。一律に単に幾ら省エネしろということとはなかなか難しい、こういうふうな申し上げているわけでございします。

しかし、先ほど申し上げましたようにそういった個々の行動については、ボイラーの熱効率の向上とかいう観点から今申し上げましたようないろ

いろな定量的な目標というのを決めていく。その成果が積み重なって先生がおっしゃるような全体としての省エネがこれぐらいになる、こういう感じになっていくかと思うわけでございします。○市川正一君 私が言っている意味は、大臣や担当の各責任者も御理解いただけると思いますが、要するにそこをあいまいにすると、そこそこの省エネさえやっておれば新エネ法によって助成措置が受けられる、となれば結局助成措置の俗に言う食い逃げですね。そういうふうになるおそれがあるから、やっぱりそれを防ぐためには最小限、政府みずから国際的に公約した行動基準を担保するために数量的にも具体的な基準を設けるべきだということを書いてあるわけで、そこはひとつこれからの行政の上で生かしていただきたいというふうに思っています。

今実態を見ますと、省エネのベースというのは横ばいなし効果がやや落ちていっているんですね、ダウンしている。これは確かに製造業がこれまでのコマースベースで進めてきた省エネ対策が限界にきて、新たな省エネ投資を実施するためにはみずからの利益の部分に食い込まざるを得なくなっているという側面も確かにあります。

そこで、緩やかな判断基準ではあるが、これを義務づけることと引きかえに省エネのための設備投資資金を国が助成することになる、つまり省エネをしきの御旗に大企業に新たな利潤追求を保障してやるといのがこの法律の一つのねらいであるということも、私は率直に指摘しなければならぬのです。今盛んに私数値のことを言っているのは、そういう食い逃げをさせてはならぬという意味からも申しているものであります。

そこで、行動計画の達成ということを考えてみた場合に、新省エネ四条で、確かにエネルギーの使用の合理化という面はありますけれども、二酸化炭素を削減するための措置については触れてないんですね。私は、これは片手落ちになりかねない。だから、二酸化炭素を排出しないエネルギーの転換も明確に位置づける必要があると思ふんで

すが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(黒田直樹君) まず、先ほど市川先生の御質問、ちよつと私趣旨を若干取り違えていたかもしれないが、この省エネ法の判断基準に基づくガイドラインの数値が即支援をする基準であるというように私は私どもは考えておりません。ガイドラインの判断基準の方は、平均的なケースもございまして、そういう意味で支援法の方は支援法として、人よりも相当立派な水準の省エネ投資を実施する人たちに對して支援をしていく、こういう考え方をとっているつもりでございます。

それから、今おっしゃいましたこの省エネ法で炭酸ガスのことを考えていないということなんですが、これは、定義におきまして、今回これは改正いたしておりますけれども、化石燃料とそれを熱源とする電気あるいは熱ということになっておりまして、そもそもここで言っている省エネ率というのは化石燃料に基づくエネルギーを減らしていくということになっていくわけでございします。そういう意味で、全般的に当然ここで言う省エネ率が達成されればCO₂も減っていく、こういう効果を期待いたしておるわけでございします。

ただ、支援法の方では、「エネルギーの使用の合理化」という言葉の中で石油代替エネルギーの利用というのも含めて考えているわけでございします。先生おっしゃいますように、炭酸ガスを減らしていくためには化石燃料に基づくエネルギーの使用を減らしていくか、あるいは供給の方のサイドとして化石燃料を使わないと、どちらでもそれは効果は同じかもしれません。そういう意味で、支援法の方では石油代替エネルギーの利用も、いわゆる「エネルギーの使用の合理化」という言葉の中に含めているわけでございします。

○市川正一君 前者の問題で言えば、私は新省エネ法の第四条で定められている判断基準について申し上げたんです。そこは誤解のないように。

時間が追ってまいりましたので、支援法に入っていきたいと思っておりますが、これによりまして、第三章で中小企業の特定事業活動について定めております。中小企業といえども地球環境に配慮した事業活動が求められているのは当然であります。しかし大企業と異なつて経営基盤が脆弱である現実を見ますと特別な配慮が必要だと思ひます。その際、助成措置を厚くすると同時に、事業計画の承認に当たっては振るい落とすという観点にやなしに、省エネ効果が上がるような具体的な指導と援助のもとに可能な限り広く助成する特段の配慮が必要だと思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(堤富男君) 中小企業関係におきましても大変大きなウェイトを占めておりまして、御指摘のように第三章において特に中小企業を別記し、しかも手厚い保護ということになっております。

ただ、これは環境問題でございますので、特にそのメリットを受ける基準を甘くすることということでは何のために助成するかということがわからなくなりますので、クリアする基準のレベルについては大中小皆同じ、ただしそれを受けるためのメリットは中小企業に手厚くする、そういう考え方でつくつておる次第でございます。

○市川正一君 私は言葉を選んで振るい落とすなという言い方をしているのは、その含みは、要するに引き上げてそして合格させるようにいろいろ指導、援助をしてほしいという意味ですが、そういう理解でよろしゅうございませう。

○政府委員(堤富男君) おっしゃるとおり、この中には幾つかの特例がございます。その特例の中で特に指導をするということも、引き上げる方向でやりたいと思つております。

○市川正一君 最後に大臣にぜひお聞き願ひたいんですが、この支援法による助成措置は、その対象が事業者に限られているんですね。なぜ消費者である一般国民を対象にしないのかという問題提起なんです。高度化法では、「エネルギーを使用

する者は」という言い方で国民すべてに省エネ措置を義務づけておられますが、助成措置がないんです。現在あるとすれば、個人で住宅を建てる場合、省エネ努力に対する対策として住宅金融公庫から借り入れに当たつて五十万ないし百万が多目に借りられる程度なんです。金利が下がるわけでもありません。

午前中の大臣の御答弁で、国民のライフスタイルということをおっしゃいました。私も国民生活にこそ助成という誘導対策を実施して、省エネを図る対策は多々あると思ひます。例えば、一般家庭で屋根に太陽電池のパネルを取りついたり、太陽熱温水器をつけたり、自然エネルギーを組み合わせたエネルギーの供給設備を取りつて相当量の省エネや環境対策を実施した場合、仮に一戸について百万円の補助金を出すというふうなことも考えられないか。百万ということに固執するつもりはありませんが、こういう分野に思い切つた助成をすることは直接的な効果が上がるのではないかと。これは決して石川だけの問題じゃございませんので、ひとつ大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 今市川委員から御指摘ございましたように、一般家庭の省エネの促進に関しては住宅の断熱化を推進するとか、家庭用機器の効率向上というふうなことが大変重要になっておりまして、住宅の断熱化をいたしますと、省エネルギー法に基づきまして基準を策定してこの基準に適合する住宅に対して住宅金融公庫による低利融資を実施しているわけでございます。家庭用機器につきましましては、省エネルギー法に基づきましてエネルギー消費効率の基準をこれまた策定をいたしまして、その旨表示徹底を図ることによつて消費者による適切な機器の選択を促進しております。

今いろいろお話しになりましたように、これからこうした法律が通つて産業界も全体にそういう方向にいけば、家庭の方でも家を建てるときに、建てるだけではなくて家庭の中のことでも省エネに

対する意識は強まります。

この間新聞見ておりましたらなるほどと思ひましたが、前にへいをつくる、そのへいの一歩上の部分で、今おっしゃつた屋根のときのような太陽熱を使つてお湯を何かつくる、そういうのを新聞広告でやっていまして、なるほどなど、いろんなところに企業というものは働くものと思ひました。だから、そういうようなことを企業もいろんな形で検討していけば、やはり一般住宅の家庭の中でもそういった意識がだんだん高揚していく、そういった高揚していることに対して、施策としていろんな恩恵あるいはそれが促進されるような制度をやはりこれからは重要に考えていくことが大事だというふうには思ひます。

○市川正一君 終わります。

○古川太三郎君 民主改革連合の古川です。先ほどのマクロでどれだけ省エネができるかというふうな話がよくわかつたんですが、この法案で建物というふうな表現もございまして、この建物の部分で申しますと、二千平方メートル以上の大きな建物についてはこの法律が適用されるということなんですけれども、例えば今普通に建てれば一〇〇要るところを、この法律によるとそういう助成とかそういうことができるような基準というものは、どのぐらいまで下がったときにその助成とかそういうものをなさるおつもりなんです。

〔委員長退席、理事松尾官平君着席〕

○説明員(梅野捷一郎君) 一般の住宅とその他の建物がございますけれども、一般の住宅につきましては、判断の基準に従つてやっていただくというものは、従来の基準は義務化をしたわけでございまして、さらに、昨年末基準を上げてまいりまして、その上げた基準をベースにいたしまして、そういう努力をしていただいているものについて、個別の設備あるいは断熱構造化というふうな項目に従つて金融公庫の融資をするということでございます。

○古川太三郎君 指導、助言とかあるいは助成をする部分がございませうね。その建物というのは二千平方メートル以上のことを言っているんでしょ、この法案では。

○説明員(梅野捷一郎君) 基準そのものは全体を対象としているわけでございまして、担保措置としての指導、助言、あるいは今回の改正に盛り込まれておりますような担保措置については二千平方メートルというものを考えていきたい、従来もそういうものを一つの目安にしていきたいというふうなことを一つのこととしてございませう。

○古川太三郎君 例えば二千平方の建物がどれほどの熱量を使うのか、基準があるんですね。そして、この助成とかそういうものをいかにしていくためには、どのあたりまで下がればこういう助成の適用があるのか、こういうことです。

○説明員(梅野捷一郎君) 一般の建物についての助成につきましては、必ずしも建物の規模という問題で切つていこうという考え方は今のところはございませう。あくまで効果があらわれるものについて助成をしていきたいということでございます。

〔理事松尾官平君退席、委員長着席〕

なお、どの程度の効果があるのかということにつきましては、現在の基準となつておりますレベルから相当程度高いものという考え方でございまして、現在具体的な水準そのものについては検討している段階でございます。

○古川太三郎君 そういう基準がないのに省エネ努力の強化を役所がする、そしてまた基準がないのにそういう支援をしていく。これは非常に不確かなものであつて、やはり相当の基準があつて積算できて初めてこういうことでの適用があるはずだと思ふんですが、その基準も何もない。ただ役所がそう判断するだけで助成したりあるいは罰則を設けたりとかいうふうなことに依つては、私どもは今までの役所の態度から見ていてなかなかこれはちよつと難しい法案だなというふうに感じられますけれども、どうですか。

○説明員(梅野捷一郎君) 一番基礎になります判

断の基準につきましては、現在の技術的な知見等を活用いたしまして、あるいはいろいろ普及しており、ます設備等を活用いたしまして、大半のものが省エネルギーに関心をもち、努力をしいただければ当然に達成されるであろう水準というものを基本に考えてまいりたいと考えているところでございます。

したがって、その点から見ますと今回の助成を考える対象というのは、そういう一般的な御努力をかなり超えてやっていたらいいもの、そういう考え方の組み立て方になっているところでございます。

○古川太三郎君 一つの基準を設けて今一〇〇とすれば、こういった法案の適用をすれば例えは二平方メートルの建物ならばどのくらいまで下がるのか、その目録値というのはいないんですか。

○説明員 梅野健一郎君 現在、具体的な数値として申し上げるところまで作業が進んでいないということでございます。例えば二割下がるようなものであるとか、先ほど申し上げました全体に適用される判断の基準から見るとそういう省エネ効果があるものを対象に絞っていききたいというふう考えているということでございます。

○古川太三郎君 大臣に申し上げますけれども、答えをいただきたいと思ひます。

この法案そのものの趣旨はよくわかるんです。しかし、今の答弁のように何の基準もなくただ努力目標だ、努力するということについてこの法案の適用があるということになれば、これはもう指導や助言という、とにかく本来ならば自由であるべきところも非常に役所の関与が大きくなってくる、そしてまた国民の税金である税制をいじつたりする。こういうことになる、今大きく国民から問われている行政の関与の排除という問題について逆行する法案だと私は見ておるわけなんです。

確かにこれは個人個人の問題じゃなくて、ある一定程度の大きさのある事業体あるいは工場、そ

ういったものであるからそう心配はないと思うんですけれども、とにかく関与すべきところでないところまで行政が関与していく、こういう方向が大いいたではないか。規制だとかあるいは許認可、そういうものの排除すべきが今の社会の要求です。それが今度は、物すごく通産大臣であり建設大臣でありそういう役所が一般の経済界に関与していく、こういうことはなるべく排除していかなくちゃならぬ。そういう意味から世論から逆行する法案ではないか。

確かに、平和だとかあるいは環境という問題については、これは大きな大切な、重要な価値観なんです。だけれども、そういう平和だ、環境だということに真っ向から反対する人はだれもいない。いないが、幸いに行政がもっと関与できるといふような考え方というのは、私は是正しなきゃならぬと思うんです。

だから、ここまでの基準があるんだ、これだけよくなるんだ、そういうものの基準の策定というものを国民が納得しない限り、若干今の政治状況からは逆行するものではないか、こう思うんですが、御答弁願ひます。

○國務大臣(森喜朗君) 今古川先生いろいろ例を挙げながらおっしゃったわけですが、今回の一連のこの措置は、事業者等による自主的な取り組みを基軸といたして省エネルギーの推進を図るといふ、ここをよくしたことが基本的な考え方でございます。

今回の省エネルギー法の改正は、各事業者等の省エネルギーに対する自主的な努力が空洞化することがないようにしよう、そのための実効担保措置の強化を行うということでございまして、これによって事業者等の省エネ努力が一層進展することを期待いたしておるものでございまして、最終的に命令を発動するよう場合にはございまして、審議会の意見を聞くなどして透明性を確保していきたいと考えております。

先生の最初の方の質問の御趣旨は、むしろいわゆる行政が余り介入するなというふうなそういう

御意思もあつたというふうな今受けとめさせていだきまして、本法の運用に当たりますしては、行政の簡素化という観点も十分踏まえて行政の過度の介入にならないように、そういうふうにしてまいりたいと考えております。

具体的には、必要がございましたら事務方の方で答えていただきます。

○政府委員(堤富男君) 支援関係で承認制度を取り入れるときに当たりまして、先生のおっしゃるような意味の行政コストがたかさんかからないようにというお話は、十分我々も理解をしております。その観点から、私たちとしては二つのことをこの法案に盛り込んでございまして、一つは中小企業関係の非常に件数の多いものにつきましてはすべて都道府県に任せをするという形をとっております。

それからもう一つ、大企業関係につきましてもすべてを承認にかからしめるということではございませんで、一部の機械につきましては機械を特定することによって、その機械がどういう機械であるかということさえ確認できれば承認を不要にするというふうな形で、行政コストを最大限最小にするという努力を法案に盛り込んだ次第であります。

○古川太三郎君 いや、私の申し上げるのはそういう行政コストだけの問題じゃなくて、行政が本当に民間に関与する、そういうものを少なくしたい、こういう考え方です。

例えば建築物あるいは機械器具また照明に至るまでいろいろと細かく規定していく、こういったことは本当に経済的なインセンティブだけで十分場合だつてあり得るだろうと思ふんです。それを行政が関与していく。これはちよつとそこだけ読むと、戦時中の統制経済に戻ったんじゃないかなというふうな気持ちもしないではない。自由社会を、自由経済を標榜する今の政府であるならば、これはちよつと逆行しているんじゃないか。そういう意味で行政の権限だけがひとり歩きして大きくなっていく。本当に環境問題を真剣に考

えるんならば、これは環境税、先ほど午前中にちよつとおっしゃった三つの類型がございませうけれども、環境税というふうなものを本当に真剣に考えていく。それでも、その基本法自体が行政省庁でいろいろと問題になってなかなかまとまらなかったというところも聞きます。また、きょうの新閣なんかも出ておりましたけれども、環境アセスメント、この法案をめぐる覚書すらまとまっていけない。本当に環境を重視して行政が対応しているのかどうか。対応するならば、本来ならばこういったことを一番先にしなきゃならぬ。

それなのに、民間会社が建てるという建物の中まで、また照明まで行政が関与していく。ここはちよつと行き過ぎではないか。むしろ経済的インセンティブに任ず。これは窓まで法案に書いてあるということになると、窓なんというのは大体日本では、北半球では南に窓をつけるのは常識なんです。そんなことまで一々指図していくというそういう今の行政の態度が何とも不可解なんです。そのあたりをどう考えていられるのか。

○政府委員(堤富男君) 地球環境に対処する方法として規制的な考え方というのもあるわけでございます。せんじ詰めますと割り当てをしてそれをぎりぎり守らせるという考え方ももちろんあるわけでございます。それから環境税といひますのも、例えばCO₂の排出をどのくらい企業がやっているのかということを一一つ調べて、それに税金をかけていくというやり方もあるわけでございます。

そういうハードな手法ではなくて、今回とりましたのはどちらかといいますと先ほど申し上げましたように企業の自主性をベースとしまして、その中で非常によくやった方には助成、それから非常に全体の努力を無にするような方にはこれは勧告、命令、あるいは場合によりますと罰金までいくようなおそれもあるという形で、非常に我々の気持ちといたしましては、手段の選択はなるべくソフトであるべきであるという考え方、今回はやったわけでございます。微に入り細に入りやる

というところの問題と、大きい意味で規制と税金それから助成あるいは企業の自主性という中で、一番ソフトなものを我々はとったつもりでございます。

しかも、それが先ほど申し上げましたように行政コストの拡大にならないように最大限の努力をさせていただいて、この法案を提出させていただいた次第でございます。

○古川太三郎君 行政コストはまあいいですよ。それよりもあめとむちの使い分けですね。だったら、その中間に基準があるはずですよ。その基準もあいまいなんです、今の話を聞いていますと。それはグロスではよくわかります。石油換算で三千万キロリットルですか、削減していくというような目標もよくわかります。しかし、それならばもっともつとほかにあるだろうに、こういう建物の基準まで、あるいは照明の基準まで、窓枠まで、そういったことの細かさの行政の関与というのが今国民から問われていることだと私は思うんです。

行政の権限が大きいだけあって、たくさん権限があつて、これを行使しないということについても、非常にこれは大きな政治問題を起こすわけなんです。例えば徴税権がある。税金を徴収するのには、あなたのところは徴収しますよ、あなたのところは無視してあげる、目つぶってあげましょう。あるいは公取の権限でも差別もできるんです。あるいは検察庁だって、この前は金丸さんに二十万円罰金だけで逮捕も何もしなかった。こういう行政権の行使によって非常に不平等なものができてくるわけです。そういうことを今なるべく不平等にしないようにしようというのが日本の国民の声なんです。

そういう声の中で、もつと通産省は通産省だけ、あるいは建設省は建設省だけの権限をたくさんつくる。しかもそれは助成や罰金までつける。もう一つは公表までするとかいうようなことで、非常に大きな権限を与えている。これは一人一人の一般法でやれば非常に私は反対したいと思

いますけれども、事業、特に工場とかそういうものはなるほどなという部分もあります。しかし、建物にしてどれだけ本来エネルギーが省略できるのか、省エネできるのかというようなことになる。計算もできてない部分でこういう権限を付与することについては大きく疑問を持つ。そこら辺のことをもう一度お尋ねしたいと思

○政府委員(堤富男君) 実際に与えられた承認権限ですとかそういうことに当たって、公平さをまず旨とすること。それからもう一つ申し上げたいのは、非常に明確性というんでしょうか、透明性というものを確保するという意味で、この法律、省エネ法も省エネ支援法の方も承認基準あるいは基本指針あるいは努力指針というようないふうなものについての明確性を、予見性を与えていく必要があるかと思っております。

今のところ承認基準につきましては、例えば省エネ法の方は、平均的な努力という意味では年率一％というような改善があつた場合、さらに支援法の場合には、その中でも特に努力をした方という意味では例えば年率三％の改善があつたというようないふうなことを、一つ一つを明確に定めることによりまして恣意性を排除していくということについては、意を用いてまいりたいと思っております。

○説明員(梅野捷一郎君) 照明設備等についての御指摘がございましたので若干説明をさせていただきます。現在の空調設備等につきましてもさようでございますが、建物全体についての省エネルギー性能を、現行で言いますと空調設備等についても全体については明確なる指数を決めてございます。基準として決めているわけでございます。今回新しく取り上げる点についてはこれから決めていくわけでございますが、同様に建物全体の照明設備の省エネルギー性能をあらわす数値として考えているわけでございます。具体的設計行為に対してまで規制に入っていくということとは全く考えていないということを御理解いただきたいと思います。

○古川太三郎君 そう言われると、窓とかあるいは外壁からの五メートルとか何とかいう法案の趣旨はどういうことですか。

○説明員(梅野捷一郎君) 一般の建物につきましてはかなり高度な技術者が設計をいたしますので、間接的な指標をあらわしているだけでございまして、それに対する設計は自由でござい

また一方、住宅につきましては、大変そういう数値だけでは理解がなかなかないという点から参考になるための具体的な仕様、例えばこういう窓をつけることとこれぐらいの省エネ効果があり壁のやり方ですとこれぐらいの省エネ効果がありますというのを公表はいたしておりますけれども、強制をしているものではないと思

○古川太三郎君 細かいことはわかりませんが、大ざっぱに言つてこれは合っているかどうか知りませんが、例えば天井を低くすれば省エネの効果は大きいだろう、天井を高くすれば省エネはちよつと難しいだろうというやうなことの判断基準までを国がやるべきことじゃないかと思

ね。もしそういうやうなことをやってしまうとだんだん天井が低くなつてきたり、非常に居住性が悪いとか、工場でもしそういうことがあれば労働者が働くのにも非常に環境が悪くなつてくるのか、いろいろどこかにしわが寄ってくるんです。だから、国家がそういう基準を持つのはやなくて、むしろ経済的にそこに住む人あるいはそれを扱う人がそういう考えから合理的にやつていく方がいんじゃないか。こういう法律をわざわざつくらなきやならぬその必然性がないように思

○説明員(梅野捷一郎君) ただいろいろいふ事例について御指摘がございましたけれども、あくまでこの法律で判断の基準を示しておりますのは、建物全体としての省エネルギー効果の性能をあらわす基準を決めているわけでございます。そ

れ以外の今御指摘ございましたような具体的なものにつきましては、技術的な情報の提供ということではやつてはいるということでございます。それをできるだけ有効に活用していただいて、先ほど申し上げました全体としての省エネルギー性というものに自主的な御努力をいただく、こういう組み立て方で現行法もできておりますし、今回の照明等についてもそういうことで考えてまいりたいというふうに考えているところでござい

○古川太三郎君 例えば、公民館にしろ補助金でやる場合には、これは東京の公民館も田舎の公民館も皆同じ形だとか、床面積が同じ平方メートルだとかいうやうな右へ倣えしていくやうな方向になるべくならないようにしたいという気持ちから申し上げるんです。決して省エネに反対だとかいう趣旨ではないんです。ただ、やはり行政というのはおのずから限度があるんじゃないかということ

を特に申し上げておきたいと思

きよう回つてきました附帯決議案も、行政の過度の介入は極力慎むことと原案では書いてあるのにそれがなくなつてい

いた人はやつぱりその分の危惧があつたと思

ですね。しかし、どういふ政治的な問題か知らないけれども、それが削除されている。やはり若干考えなきやならぬ。むしろ深くこのことは注意しなきやならぬことだ、こう申し上げておきたいと思

最後にいたしましたけれども、実際に一定水準を超えるやうなものについては公表だとかあるいは命令だとか、あるいはそういうことまで実際に本

○政府委員(黒田直樹君) 先ほど大臣から申し上げましたように、本

するやうなひどい場合という

て、私どもはそういうもの

○古川太三郎君 期待

人がいた場合に公表できるかどうか。この公表するということも、簡単でありながらなかなか難しいんです。政治的な有力議員が、あれはちょっと公表は困ると言われて、またぐらぐら。こういうようなのは交通違反でも何でもなくさんあるんです。そこら辺に幾らでも散らばっているんです。だから、本当に公表すると言いつつながら、法律で権限をかけながら不公平な執行をしていくことになる。これは大変なことになる。

そういう意味で、そういう権限を何でも持たないんだというような法律の態度には私は本当は反対したいんですけれども、全体的な法案として賛成はいたします。

○井上計君 午前から大変慎重な審議が重ねられておりますし、法案についての質疑もほとんど尽くされておるようであります。緊急を要する法案ということでありまして、特に私は法案についての具体的な質問は省略いたします。それからまた、質問通告をしておりましたけれども、これまた他の同僚議員からほとんど出尽くしておりますから、若干私の感じたことを申し上げながらひとつ質問をいたします、かように思います。

最初に、エネルギー庁長官にお伺いするんですが、最近といいますが、この五、六年来のエネルギーに対する環境の変化は大変著しいと思います。思い出しますと、第一次オイルショックあるいは第二次オイルショックのときにもう現在以上に省エネという問題が大きな政策として、また大変な関心事としていろいろと論議されたわけでありまして。

例の第四次中東戦争によって、昭和四十六、七、年ごろまで一バレルたしか二ドル七十セント平均ぐらゐの原油の輸入価格であったと思いますけれども、これが第一次オイルショックで一挙に約三倍になり、さらに第二次オイルショックのときには、その後一番高いときには一バレル三十七、八ドルになったことがあると思います。一躍十数倍になりました。その後若干落ちついておりますけれども、しかし現在でも安いときから見ると十倍ぐらゐの原油価格であるということでありまして。

したがって、第一次、第二次オイルショックのときには我が国の省エネ政策の基本は、石油が近い将来なくなるおそれがある、それから大変にコストが上がってくる、したがってそれについて代替エネルギーをどう開発していくかというのが当時主たる議論の中心であったというふうには私は記憶をしておるわけであります。その当時、代替エネルギーの開発のためには、随分と国も研究費あるいはまた助成をして太陽熱発電であるとか、太陽光発電であるとか、あるいは地熱発電、それから海水温度差などといったものが、私も当時エネルギー対策特別委員会として各地に視察に行ったことがあります。

その後最近、全くそのような研究等々が話題に上らぬようになりまして、今申し上げたようなそういうふうな代替エネルギーについての研究開発状況、あるいはあわせて核融合の開発、研究等々は最近どういう状況になっておるんですか。どうも思いつきの質問で申しわけありませんが、お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(黒田直樹君) 石油代替エネルギーの開発につきましては、時々のもちろんテーマあるいは進捗状況によって変わってまいりますが、基本的には第一次オイルショック以降いろいろな形で必要性がうたわれたものを引き続き実施をしてきている、こういう状況でございます。

具体的には、例えば石油代替エネルギーの中では、今先生いろいろおっしゃいましたけれども、太陽エネルギー、これについてはサンシャイン計画に基づきまして、過去昭和四十九年、したがって第一次オイルショック以降これまでに八百五十億円ぐらゐの研究開発投資を予算で計上いたしました。この間に太陽電池のコストといったものも相当安くなってきているわけでございます。ただ、まだ残念ながら現在の大容量の火力発電等には及びませんけれども、着々と実施してきているところ、かつまた今後とも進めていかなければなら

ない課題であるというふうに思っております。それから、例えば燃料電池につきましても技術開発を進めてきているところがございます。御承知のように燐酸型のタイプのものについてはほぼ実用化のめどがついてきています。若干コストが高い面はまだございまして、若干コストが高い面はございまして、今別途新しく溶融炭酸塩型のものについて研究開発に取り組んでいるのが現状でございます。その他、風力とかいた点についてもいろいろ努力をしておりますところでございまして、また石油代替エネルギーという意味では原子力もあるわけでございまして天然ガスもあるわけでございまして。これらは、研究開発というよりはむしろエネルギーの実際の実用化ということでございます。

先生よく御案内のように先ほど第一次オイルショックのときとの比較がございましたけれども、当時第一次オイルショックの段階では石油依存度が七八%ぐらゐあったかと思っております。現在、これが五八%ぐらゐまで二〇ポイントエネルギーの石油依存度が落ちてきているわけでございます。これを何で賄ったかと申しますと、原子力が大体一〇ポイント、それから天然ガスが大体一〇ポイントということで供給構造も変わってきているわけでございます。

そういうことで、実用化されるものはされ、研究開発が進められているものは進んでいる、そして一部成果も上がってきているというのが現状ではなからうかと思っております。

○井上計君 そこで、現時点での省エネの方針は、一般的に言いますと最近特にやかましく言われておる公害問題、特に地球の環境保全というふうなことのために化石エネルギーをできるだけ使わないようにというのが一般的な風潮だと思っております。これはこれで大変結構だと思っております。しかし、同時に安定的なエネルギー源の補給ということがまた大きな課題であるわけでありまして、これを両立していくためにどうするかということでありまして、私はその場合にやはりコス

トの問題を無視してはいけないう思っております。ところが、最近ではコストのことは余り言われないうで、何か二の次になっている。まず地球温暖化の防止、それから地球環境保全というふうなことを最優先して、こう考えるというところ。ところが、今後日本経済、特に世界経済全般を考えたときに、一定の成長率をやはり維持していく、そのためにはいろんなものをさらに開発していかななくてはいかぬ。

一例を挙げますと、労働時間の短縮を考えても、その場合には、労働時間の短縮の唯一という最大の対策は省力化、それから合理化だと思っております。これはまた大変なエネルギーを必要とするわけですね。それから、けさほど通産大臣が言われましたけれども、より文明社会というものが進んでいく、国民の願いはやはり豊かであるというところのある生活となつてきますと、そこにやはりどうしてもエネルギーを必要とするというふうなことになつてくる。さて、そこで両立をするのかどうか、両立をさせるのは大変難しいというふうな問題がこれから随所に起きてくるんではなからうかと思っております。

そこで、もう時間がありませんから私の意見も申し上げましても、大臣に御所見を承りました。

今後の省エネ対策として、そういう場合に問題にするのはやっぱりコストの問題。しかし、コストが上がってくる、それを抑えなくちゃいけないが、同時にコストが上がっても構わぬ、上がったコストについては例えて言うところ環境税のような考え方では生産者からこれを取るべきだという意見もあるんですね。これは大変なことだというふうには私は思いますが、それらのことについて、お差し支えなければ現時点で大臣はどのようにお考えであるのか。

それからいま一つは、省エネ政策というものはもつと行政が一元化していかなくちゃいかぬ。ただ単に通産省だけの問題ではありまして、農水省においても、運輸省それから建設でも、あらゆ

るところで省エネ政策というのは一元化させないとなかなか十分なる省エネというものの目的が達成できないのではなからうかな、こんなふうに考えるんですが、これにはもつと通産省が中心になつて各省のそのような問題等々を統括した中で今後の省エネ政策を強力に進めていただく必要がある、このように考えます。

地球規模でのエネルギー問題を考えるときには、従来以上に通産省にもつと頑張ってもらつて、エネルギー政策の一元化に向かって進んでいただかなきゃなりませんので、それらについて大臣がどのような構想、見解をお持ちであるのか。それから、先ほど申し上げました環境税ということについてこれからやはり議論されてくると思いますけれども、どんなふうなお考えであるのか。この二点を、意見を申し上げて、できれば大臣のお考えをお聞きをいたしたい、かように思っています。

○国務大臣(森喜朗君) これから世界全体を考えていく、いわゆる地球規模で人間の生存を考えていく、当然また人間の生存は経済成長がなくてはこれはあり得ないこととございます。そのバランスをとっていくことが極めて重要でございまして、そういう中で今度のような法律をお願い申し上げて、やはりみんなが自主的に取り組んでいくように進めていくこととこの考え方がまず基本的にあるわけでございます。

もう一つは、これもまた何回かこの委員会でも議論として出たと思いますが、地球全体の環境を考えていくわけでありまして、日本だけで物事を進めていくわけにはいかない。もちろん技術的なものをいろいろ取り入れてそれを世界全体に及ぼしていくという、この技術を指導していく、これは大変大事なことでございますけれども、例えば今御指摘のような環境税のようなことを日本側だけが仮に積極的に進めたといえども、むしろそういうことの可能でない国もたくさんあるわけでありまして、日本の経済成長が落ちると

いうのは環境のために成長が落ちるのではなくて、経済というのは生き物でありますからそういう負担の少ないところに動いてしまふ。負担の少ないところに動かすということとは、逆に言えば環境に対して少し甘いということになるわけですから、そこから公害が発生してくるということになりかねないということを考えますと、バランスをとった政策というものは極めて必要だということに私は個人的にもそういう考え方をいたしております。

いわゆる環境基本法をまとめた経緯がいろいろございまして、その経緯につきましましては、その直接の責任者でございます立地公害局長からその過程などを、御承知かもしれないけれども、答弁をさせていただきます。

○政府委員(堤富男君) コストの点が大変重要であるということでございますが、おっしゃるとおりでございます。規制がなかなか難しいということと、あと将来エネルギーについて制約があるということになりますと恐らくコストアップということのおそれがあるのではないかと考えております。したがって、環境税を入れるというふうな考え方は、その流れを前倒しにして早く国民にそういうことを気づかせるべきだという議論も一つあるわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、この考え方は経済の成長との関係では大変大きな影響もあることがわかっておりまして、経済成長を優先するか環境を優先するかという問題ではなくて、これは国際的にも両立を図らないと、この百年の長い地球を守る環境の関心には勝てないのではないかと。

むしろ、地球環境問題という裏には南北問題という非常に大きな、今八割の人たちが二割しかエネルギーを使っていない、この人たちが今後発展をしないといふ人口爆発がとまらないという非常に大きな問題を抱えているわけでございます。そういう問題を考えますと、むしろ日本はある程度の経済を成長させながら二つの方向、一つは技術開発、一つは経済協力というところに日本の経済成

長の成果を使つてこの百年の間に地球を守る技術を生み出すということが、日本がこれから進むべき道ではないかというふうに考えている次第でございます。

これにつきましては、地球温暖化防止行動計画等をつくりまして全省一致して一つの方向に向かってやっておる次第でございまして、時々新聞に出ますように小さな意見の違いはございますけれども、大きい流れといたしましては政府全体として取り組み、今回環境基本法を提出させていたでくような次第になったわけでございます。

○井上計君 終わります。どうもありがとうございます。

○小池百合子君 超ハードスケジュールでの訪米をなさつてお帰りになったばかりの通産大臣に伺いたいと思っております。

先ほど御報告いただきました中に大変興味深い御指摘があったと思うんですが、それはゴア副大統領がむしろ日本に学びたいというふうにおっしゃったという点でございます。四十六歳、四十四歳という、戦争というベトナム戦争の方を想起する世代の方々にとつて、日本との一種の経済戦争にむしろ敗北感を感じているというふうな、そういう表現がマスコミでも使われたりもするわけでございます。

一方で、太平洋戦争そして敗戦ということが歴史ではなく体験であるという世代が多い我が国といたしまして、もちろんアメリカでも大統領と副大統領が二人で一国を操っているわけではございませんで、先ほどもありましたようにペンツェンさんのように大変な重鎮もいらつしやるといふことですが、いずれにせよトップがベビーブーマー世代であるというところは、これまでの日米関係とまた若干スタンスであるとか、それからもしくはコミュニケーションの仕方であるとか、そういうことも変えていかねばならないのではないかと、このように感じるわけなんです。こういった世代間のギャップとか発想のスタートラインの違い、その辺のところをどうコミュニケーションをちや

んと持つていくのか、お帰りになつたばかりということであえて何かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) どの点からお答え申し上げます。いろいろわかりませんが、先生も持ち時間が短いのので、長くなるものとまた市川先生のときに怒られるんじゃないかと思ひますが……

大変いいポイントをお先生はつておられます。クリントン政権ができましたとき、やっぱり私は率直に思ひましたのは、戦後トルーマンからルーズベルトからきたといつてもいいんじゃないでしょうか。それから順序はちよつと違ふかもしれませんが、アイゼンハワーもありましたし、カーターもありましたし、ジョンソンもありました、そしてずつとレーガン、ブッシュとくるわけなんです。私は、これは自分でも一つの持論だと思ひつておるんですが、この世代というのは日本をやつてたんですね。日本をやつてたと言ふことはよくないんですが、日本と戦争して勝つた勝組なんです。ですから、勝つたということに対する意識がある。したがって、逆に言えば日本をさらに軍国化しちやいけないうとか、やはり日本を指導していかなくやならぬという面もあるでしょう。

もう一面、私も余り言つていいことかどうか迷うんですが、これも次に言つておく必要があると思ひますが、世界で初めて原子爆弾を落とされた、これからあつてはならないことだ。また、アメリカもそれを落とされたということについて、やはり相当な責任を感じておられる。そういう世代の人たちが、今日まで戦後の日本といふんな感情を持つてきた。ところが、今小池さんがおっしゃる通りにクリントンさんやゴアさんといふのは戦争世代ではないわけなんです。ですから、自分たちがある程度のことかわかつたときの日本はもう巨大な経済国家だった。

先生は、私よりはるかに若いんですが、私は小学校二年生のときに終戦だった。学校の先生に教わつた一番先のことは、アメリカは四人に一台自動車があるんですよ。片っ方は、軍艦や鉄はど

んだん当時ストリップミルなんていう高速圧延機でつくっているんですよ。日本はトンカチトンカチやっていたんですよ。そういう産業の違いというものを小学校のときに先生に教わったときに、非常に印象深く今でも覚えておるんです。私どもの石川県は、お隣の福井県、古川さんもそうだけれども、四人に一台自転車もリアカーもなかったんですから、大変な産業の違いなんです。圧倒的な段差を感じた。だから、アメリカというのはクライスラーだ、ビュイックだ、フォードだという、すごい車の国だと思った。

ところが、恐らく今のアメリカの子供は、私が文部大臣時代にアメリカの高校で講演したことがあるんですが、日本の印象を一言言ってみてくださいと言ったら、手を挙げたのが、ジャパン・イズ・グッドサン、ジャパン・イズ・ソニー、ジャパン・イズ・NECと言ったんですね。もうアメリカの子供たちにとっては、日本のイメージはそういうものになってしまっている。

それでは、クリントンが今政権をとって日本を見てどういうイメージになっているかというところ、巨大な経済国家で大変な科学技術を持った国だという見方をしています。そこが今までずっとトルーマンから始まったブッシュの世代の指導者と、これからの日本に対応していく指導者としての私は決定的なやっばり違いがある。そのことを念頭に置いたこれらの日米間というものを考えたおつき合いをしていくということが私は非常に大事なんではないだろうかというふうに思いました。

そういう意味で、谷畑さんのときに申し上げましたが、我が国は今予算審議をやっています。予算審議をやっているときに政府の閣僚が追加的補正予算を考えているんだと言ったら、恐らく国会はそれでとまっちゃった、昔は。今は、遠慮深くこつちも言っておりますけれども、そういう議論があっても割と皆さんが理解を示してくれる。それから、さっき言いましたようにいろいろなことがありました、日本の政治には確かにいろいろな不祥事があっても、何となく三月三十一日まで

の年度内に何とか上げようじゃないですかということを、与党はもちろん必死で守るけれども、野党の皆さんがむしろどうしたら守ることができるだろうかというところで大変な努力をしてくださっているというふうな、そういう考え方も向こうへ私はお話をしました。

やっぱり日本も大きく変わっていくんですね、そういう感想もゴア氏は言っておられましたけれども、そういうふうな本当に日米は新しい時代にいよいよ入っていくというところは私の一番の感想であります。長くなりまして申しわけありません。

○小池百合子君 ありがとうございます。

では、時間がございますので、この法案の方に入らせていただこうと思います。法案そのものというよりも、新人議員といましては、法律の名前というのはこんなものかと思えばそうなんですけれども、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律であるとか、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法ですが、こら辺からまず省エネしていただきたいなということをお願いしたい。

それから、省エネでございますけれども、私も省エネという言葉については非常に思い出もあるところなんです。省エネでございますけれども、第一、第二次オイルショック、そのたびにこの省エネという言葉が出て、そして元過ぎれば消えというところも、これまでおよそ二十年の間に繰り返して行われてきた。その間に、産業用の面での省エネというのは非常に進んだということもございまして、しかしながら、全体的、つまり民生用も含めて国民全体で省エネ意識が高まることというのは、やはり何といえども原油価格がアップする、それが最大の動機づけになっていることは否めないと思っております。

そこで、資源エネルギー庁長官に伺いたいんですが、ございますけれども、残念ながら日本は消費国というチョイスしかございませんので、供給サイド

のことについての今後の分析など、これをしつかりやることによって——これからひよつとしてまたまた起こるかもしれない、もしくは、需給バランスによって市場価格は決まってくるというものが最近の動向でございまして、今後こういう世界情勢が非常に不安定な中で、例えばロシアが最大の原油輸入国に転落するかもしれない。既にもう一千万バレル・パー・デーを切っているような状況でございまして、また逆にカザフであるとかトルクメニスタンであるとか、そういった新しい顔ぶれが出てくるかもしれない。

さらには、OPECにいたしましてもこれまでのような結果が見られず、例えばアルジェリアなどの脱会などもさやかれております。またOPECそのものにもまして、これは政治的ですが、けれどももきのうあたりではアルジェリアとイランの断交があったりとか、さまざまな世界的、政治的、経済的な要因というのが渦巻いていると思っております。

そこで、省エネということにも一番関連しているこういう原油を取り巻く情勢、これについての見方について伺いたいと思っております。

○政府委員(黒田直樹君) 石油の需要がどれくらいになっているかという点がまず第一にあるわけでございますけれども、これは発展途上国を中心といたしますエネルギー需要の伸び、この中でやはりある伸びを示していくことは間違いないだろうというふうに思っております。

それに対応する供給力の問題でございましてけれども、ちよつと午前中も申し上げたわけでございますが、第一次オイルショック以降、やはりOECD諸国での石油生産、具体的に北海であるとかアメリカであるとかいったものの石油生産が非常にふえて、その結果といたしまして中東依存度というものが下がったわけでございますけれども、御承知のように北海も時を越しつつありますし、アメリカは非常に生産が減退してきているというのが実情でございます。

さらにもう一方、今先生から御指摘がござい

した旧ソ連の石油生産、一時は千二百五十万バレルにまで落ちていたわけでございますけれども、最近の瞬間風速では七百万バレルにまで落ちているという状況でございます。ただ、この旧ソ連諸国の石油生産の状況はまだ域外には影響は出てきていないわけでございます、どういう形かよくわかりませんが、消費が減退してきている。ある意味で、輸出の方は出てきている状況でございます。

例えば、ロシアのチュメニ油田なんかの場合でも水攻法というものを非常にやり尽くしているという感じでございます。今は水丸に対して油がなくなっているところもかなり多くなっているというふうな聞いているわけでございます。その辺の維持、補修はどうなっているか。それから、今後新しい油田の、油田自体はあり得るわけでございます、その開発がどういふふうに進んでいくかというところが注目すべき点かと思っております。

何と申しても、やはり油の埋蔵量の三分の二は中東諸国にあるわけでございます。中東諸国になりますと小池先生の方がずっと私よりも詳しいわけでございますが、これは数字的に申し上げますと、IEAの見通しでは二〇〇五年のころに大体中東への依存度が三三％ぐらい、つまり三分の一ぐらいになると言われております。これはたまたまの一致でございまして、そうなるからそうなるというわけではございませんが、第一次オイルショックのときの中東依存度というのが三六％でございました。第二次オイルショックのときは三四％でございまして、そういうところから三分の一ぐらいの中東依存度が高まってくる、また危ないんじゃないかということをおっしゃる方もおられますが、それほど単純に私は考えておりません。

しかし、中東諸国にはいろいろ社会的、政治的に不安定な要因もあるわけでございます。湾岸戦争のときにもございましたようにちよつとした油の途絶等ではやはり価格も非常に高騰するという

よすな事態も予想されるわけでございます。

そういうことで、中東依存度が今後高まってい
くもので、そういう意味で中東での何か不安
定な要因が起きますとまた一時的な需給の逼迫
とかいった要因というのは今後十分あり得る
。また、そういった可能性という意味では、そ
ういふものを予想して政策当局として私どもも考
えていかなければならないと考えているわけで
ございます。そういうことで、明確に見通しを申し
上げるのは困難でございますけれども、かなり国
際石油情勢というの厳しくなっていくことを予
想していろいろな物事を考えておかなければなら
ない、こういうふうな考えでいる次第でございま
す。

ただ、今回お願い申し上げております省エネ法
案、そういった安定供給の問題と同時に、先ほど
小池先生は、原油がなくなるとあるいは高く
ならないと省エネはしないという一次オイル
ショック以降の経験をおっしゃったわけでござい
ますけれども、そこがまさにポイントでござい
ます。地球環境問題というのはきょうど
うな話ではないものですからなかなか難
しい問題がある。やはりそういったエネルギー情
勢、地球環境問題に対する要請、そういったもの
からくる省エネルギーの必要性、まだまだ私ども
PRが不十分だと思っておりますので、今後とも
一層のそういった啓蒙、広報活動に努力してい
たい、このように考えているところでございま
す。

○小池百合子君 今回の法案でございませうけれど
も、先ほど古川議員の方もおっしゃっておられま
したが、非常に細かく行政の介入が懸念されると
いう発言もございました。この二法を見てもみま
すと、省エネに關しましてそれぞれ対象となつて
いるのが事業者に限られているという点に若干疑
問を感じていられるところでございます。つまり、あ
めとむちを使い分けることができる、また特にむ
ちの方を使うことのできるのが事業者ではなか
らうかというふうに思います。

しかしながら、九〇年度で見ましても前年度比
で民生用については、エネルギー消費量の伸びが
四・五％と産業用の三・二％に比べて高い伸
びを示している。それから、産業用につきま
してはさまざまな方法で、またみずからのコストに
は返ってくる等々のことがあつて非常にインセン
ティブにもなりやすいということなんだと思いま
す。

しかし、民生用の部分で、特に家庭のエネル
ギー消費量というのが二〇一〇年には一九九〇年
に比べて四三％アップという通産省の数字がある
わけでございませうけれども、中でもこれから消費
の目玉になるであろうと言われるようなハイビ
ジョンであるとか、それから全館の冷暖房がさら
に充実していく。つまり、やはり一たんぜいたく
をし始めてしまふとなかなかそのレベルを下
げるといふのは人間らしいものがございます
で、ついついよりよい生活を求めてしまふわけ
でございます。これは否定することはできないと
思います。そこで、エアコンの燃費などを下げて
いくという産業面での努力、これに期待するところ
も多いわけですね。

いずれにいたしましても、民生用の伸びという
のをむちで抑えることはなかなか難しい。もしく
は、もちろん省エネを啓蒙していくという、大変
地道ではありますけれども、省エネをやっている
ことがシンブルライフを実践してなかなか格
好いいとか、そういうところまで持っていければ
いいんではないかと、なかなかそれも難しい点も
あるかと思ひます。

そこで、最近の景気対策も含めまして、先ほど
市川議員もおっしゃっていただいましょうか、住宅
建設との絡みということで伺いたいと思つており
ます。

先ほどもございましたけれども、現在省エネ住
宅振興の意味で住宅金融公庫から省エネ住宅向け
融資の上限額が二百九十万から三百九十万に引き
上げられたということがございます。省エネ住宅
にしますと、どうしてもまだまだ太陽電池であ

るとかそういったコストが高いものを使用したり
するので割高になつてしまふということ、その
分こういった融資でもってインセンティブをつけ
ようということがわかるわけなんです。省エネ住宅を建設することによつて、利
用者とすればランニングコストが下がるといつた
面が余りPRされていらないように思ふんです。こ
れは、最近住宅を例えれば吹き抜けの家にしてみ
たり、そういうことで最初は格好いいと思つてつ
くつた住宅がいざ住んでみると毎月十数万も十五
万円も電気代がかかるとか、そういったようなこ
とを実際に私の友人なども嘆いていたりするわけ
なんです。ですから、このランニングコス
ト感覚というのが意外と建設のときに欠けてい
る場合が多いように思ひます。

そこで、こういった省エネ住宅の振興につきま
しての建設省の方の御意見というか、御見解を伺
いたいと思ひます。

○説明員(梅野捷一朗君) 答えたいと思います。

住宅の省エネ化につきましては、従来から金融
公庫の割り増し融資制度等を活用してきたわけで
ございます。この省エネ法のできました五十四年
に、住宅についても断熱構造化に対する基準を設
けまして、それに向かつて自主的な御努力をいた
だく際に金融公庫で特別の割り増し制度を設けた
ということでございます。その点につきましまして
は、順次省エネという御理解が深まつたり、今御
指摘のようなランニングコストその他のこともお
考えになつた上で相当そのレベルでは広まりまし
たことから、平成元年にはほとんど一般のすべて
の住宅がその基準をクリアできるような状況に
なつてまいりました。融資の方も一般融資の中に
繰り入れてございます。

その後、昨年でございませうが、そういう状況を
踏まえて、さらに高いレベルを目標として皆
様方の御努力をお願いしようということにいたし
まして、それに向かつていろいろな御努力をいた
だく設備その他については再び金融公庫でさらに
割り増し制度を設けて誘導していこうという取り

組みをしていられるところでございます。
いすれにいたしましても、そういう誘導的な融
資制度を活用しながら、皆様方の御協力を得なが
ら進めていくべきだということに考えているところ
でございます。

○小池百合子君 そういった融資について積極的
に取り組んでいただくのは大変ありがたいと思
うんでございませうけれども、時としてユーザー側か
ら考えますと、建設省側からの融資を受けるとき
と通産省側からの融資を受けるときとちよつと縦
割り行政で、ユーザー側にすれば両方からある程
度コンビンして受けられるべきものが片方を
とつてしまふばこつちはだめとか、そういったこ
とがないようをお願いしたいんですけれども、そ
の辺はいかがでしょうか。

○説明員(梅野捷一朗君) 先ほど申し上げました
基準につきましても、通産省と私どもとは協力を
して内容の検討もしておりますし、それに対しま
すいろいろな方策についても、たまたま私どもが
住宅については金融公庫を持つていられるというこ
とから私どもの金融公庫で割り増し制度を使つてお
るというようにもございませう。また、一般
の建築物につきましても、開銀の融資であります
とかその他については通産省と十分御連絡をとり
ながら一緒にやつていられるというところで、少
なくともこの省エネ問題については双方でそを来
しているというのではないではないかというふう
に考えております。

○小池百合子君 常にユーザー側の立場に立つ
て、そしてユーザー自身がその融資に対してまた
インセンティブをそがれないようなそういう方策
をぜひ続けていただきたいということをお願いし
たいと思ひます。

こういった省エネルギー住宅というのは、これ
から全体の省エネということにもかかわります
し、また現在、この不景気の立て直しのためのさ
まざまな減税議論が行われておりますけれども、
その目玉となる住宅建設ということにも直接つな
がる可能性もございませう。省エネ住宅の建設の促

進といったような言つてみれば一石二鳥、こういったところで例えば住宅の減税をそういった省エネ住宅にまず優先するとか、そういったこともお考えになつてはどうかというふうに思ふんですが、これ大臣に伺つてよろしいですか。

○国務大臣(森喜朗君) こうした問題がだんだん国民に理解をされて浸透していきますならば、政治政策的にはいろんな形でこれからそうしたことを考えていけるふうになるんではないかと思ひます。

もう一つだけぜひ申し上げて、先生の御参考にさせていただきます。

私、一月にECへ参りましたときに、小池先生は女性ですからぜひ一度お会いになれたらいいと思ひますが、サッチャーさんにお目にかかつたんです。サッチャーさんに、正直言つて今までの日本は大量生産、大量販売、大量廃棄、こういう問題で非常に困つております。一方で景気を高めていく、一方でそうしたことの反省がある、非常に難しい問題ですが何かお知恵がございませうかと尋ねましたら、サッチャーさんはそれは違ひますよ、日本はこれからのいい家がどんどんできていくでしょうと。つまり、今先生がいふようなふうにおつしやつたようないわゆる環境やエネルギーやそういうものを考えていく、質の高い家を、どんなにこれから日本人はつくっていくますよ、日本人の知恵からいったらどんなふういうことを取り入れていくでしょう、必ずそういう意味で景気が別の意味で大きく上昇するはずですよ、こういうお話をしておられました。

今先生に御質問を受けながら私はふつとそのことを思ひ出しましたので、何とか答弁に指されなかなと思つて期待しておりました。そんなことだけちょっと感想として申し上げます。

○小池百合子君 突然大臣に指名さしていただいて恐縮だつたのでございますけれども、ちなみにサッチャーさんとはお目にかかせていただいております。

それから、これからのそういった省エネを図る

上で教育の面も非常に重要かと思ひます。最後、時間がございますので、この教育をさらに進めていく上でもぜひ、先ほどちょっと私申し上げたんですけれども、省エネというしぶんであるとか何かかけちくさいとか、そういったようなところをえ方をされることも多いんです。しかし、今のライフスタイル、「清貧の思想」などという本が売れる時代になりまして、ちよつとその辺も変わつてきたかなというふうに感じておりますけれども、今後の啓蒙、PRについてどういう方針なのか伺わさせていただきますと思ひますが、どうか。

○政府委員(黒田直樹君) 省エネの啓蒙の必要性、これはすべてのエネルギー消費者がやはりその背景を理解していただいて努力していただくことが必要でございまして、今後とも一層努力をしてまいりたいと思ひます。この二法案の国会審議の過程におきましても、いろいろな御意見をちょうだいいたしました。そういったことも参考にさせていただきます。また予算的には来年度、今年度の五倍以上の予算を広報予算として計上いたしておりますので、それらの活用を図りながら、またいろいろなアイデア等もいただきながら、啓蒙に最大限努力していきたいと考えております。

○小池百合子君 終わらせていただきます。

○委員長(斎藤文夫君) 他に御発言もないようです。から、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(斎藤文夫君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

松尾官平君から発言を求められておりますので、これを許します。松尾君。

○松尾官平君 私は、ただいま可決されましたエネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党、民主改革連合及び日本新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、内外におけるエネルギー情勢の変化及びエネルギー消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等に適確に対応していくことの重要性に鑑み、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 省エネルギーの必要性が国民の各界各層に十分に浸透するよう、マスメディア、学校教育、地域活動等を通じ、積極的に啓発活動を展開するとともに、基本方針の策定に当たっては、具体性、説得性のある内容とするよう努めること。

二 事業者等が自主的・積極的に省エネルギーに取り組めるよう、施策の一層の拡充等による誘導に努めること。

三 運輸部門並びに住宅、中小規模ビル等の建築物に係る省エネルギー化の促進を図るため、特定機器の指定に当たっては、可能な限り拡大するよう努めること。

四 「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」における海外協力事業に要する資金の支出については、それぞれの特別会計の目的に照らし、適切に対応すること。

五 新エネルギー、省エネルギー技術の研究開

発及びその成果の普及促進に積極的に取り組むとともに、分散型電源、未利用エネルギーの活用・普及を図るための環境整備に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(斎藤文夫君) ただいま松尾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(斎藤文夫君) 全会一致と認めます。

よつて、松尾君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、森通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森通商産業大臣。

○国務大臣(森喜朗君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法の適切な実施に努めてまいらる所存であります。

○委員長(斎藤文夫君) 次に、エネルギー等の利用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(斎藤文夫君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

吉田達男君から発言を求められておりますので、これを許します。吉田君。

○吉田達男君 私は、ただいま可決されましたエネルギー等の利用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公

明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党、民主改革連合及び日本新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、我が国経済社会を環境調和型経済社会に円滑に移行させるため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用等を促進することの重要性に照らし、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法の趣旨、内容について広く関係者に周知徹底するとともに、本法の助成対象となる「特定事業活動」及び「特定設備」について、本法の施行状況、環境の保全状況、関連技術の開発状況、関連設備の導入動向等を勘案し、必要に応じてその対象の拡大、助成措置の充実、強化に努めること。

二 多岐にわたる多様な事業実態を持つ事業者等が容易に特定事業活動に関する承認申請をすることができるよう、その目安となる承認事項について十分明確かつ具体的な内容を提示するとともに、特に中小企業者等の利用意欲を失わせることのないよう留意すること。
三 関係省庁は、本法に基づく施策が円滑かつ効果的に実施されるよう相互の協力を万全を期すること。

四 再生資源の利用の促進を図るため、再生品の需要の拡大、回収事業者の事業環境の整備に努めるとともに、関係省庁間、地方公共団体との連携を強化すること。

五 特定フロン等の全廃期限の前倒しに伴い、産業界、特に中小企業が特定フロン等の円滑な削減を行うことができるよう特段の対策を講ずるとともに、オゾン層非破壊型第三世代フロン等の開発に積極的に対応すること。

六 地球温暖化防止行動計画を実現するため、

今後同計画に盛り込まれている施策の一層の具体化を図るよう努めること。
右決議する。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○委員長(斎藤文夫君) ただいま吉田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)

○委員長(斎藤文夫君) 全会一致と認めます。よって、吉田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、森通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森通商産業大臣。

○國務大臣(森喜朗君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいります所存であります。

○委員長(斎藤文夫君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(斎藤文夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(斎藤文夫君) 次に、不正競争防止法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。森通商産業大臣。

○國務大臣(森喜朗君) 不正競争防止法案につきまして、その提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

不正競争防止法は、知的財産の保護と競争秩序の維持に重要な一翼を担う法律であります。昭和九年に工業所有権に関するパリ条約へ

改正条約に加盟するために制定されて以来、基本的枠組みを変えておりません。

この法律案は、多様かつ巧妙化する近年の不正競争に的確に対処するため、現行不正競争防止法の全部を改正するものであります。

なお、この法律案は、産業構造審議会において平成四年七月から慎重な審議を重ねられ、昨年十二月に提出されました同審議会の中間答申であります。「不正競争防止法の見直しの方向」を踏まえた内容となっております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、不正競争の類型の拡充であります。

具体的には、既存の類型に加え、物まね商品の被害を防止するため他人の商品の形態を模倣した商品の販売等を行う行為を、また自社イメージの維持向上に係る企業努力を保護するため著名ブランド等を無断で使用する行為を、さらにサービス業界における公正な競争を確保するためサービスの内容等を誤認させる行為を新たに差しとめ、損害賠償等の民事請求の対象とすることとしております。

第二は、不正競争により営業上の利益を侵害された者に対する救済面の充実を図ることとしております。

具体的には、不正競争による損害額の立証を容易にし、被害に対する適切な救済を図るため、不正競争による損害の賠償請求に関し、特許法等と同様に損害額の推定規定及び損害額の計算に必要な書類の提出命令規定を新たに設けることとしております。

第三は、不正競争に対する十分な抑止効果の確保であります。

具体的には、罰金額を引き上げるとともに、特に法人の業務活動に関連して行われる不正競争に対する抑止効果を確保するため、証券取引法、独占禁止法の例に倣い法人重課規定を設け、法人に対する罰金の限度額を引き上げることとしております。

加えて、法の目的及び不正競争の定義を明らかにし、国民にとってよりわかりやすい法律とするため目的規定を新たに設けるなど、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(斎藤文夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、不正競争防止法案

不正競争防止法案

不正競争防止法

不正競争防止法(昭和九年法律第十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の確実な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品等を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入

して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

三 他人の商品(最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。)の形態(当該他人の商品と同種の商品(同種の商品がない場合にあつては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品)が通常有する形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。))

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る

る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

十二 パリ条約(商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。)の同盟国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸

入し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。

3 この法律において「標準」とは、商標法第二条第一項に規定する標準をいう。

4 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

第三條 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

(損害賠償)
第四條 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八條の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によつて生じた損害については、この限りでない。

(損害の額の推定等)
第五條 不正競争によつて営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害

害された者が受けた損害の額と推定する。

2 第二条第一項第一号から第九号まで又は第十二号に掲げる不正競争によつて営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じ、当該各号に定める行為に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用
二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用
三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用

四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用
前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるに際して、これを参酌することができる。

(書類の提出)
第六條 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(信用回復の措置)
第七條 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

(消滅時効)

第八条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その行為の開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

（外国の国旗等の商業上の使用禁止）

第九条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記号であつて通商産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記号」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記号を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国国旗等類似記号を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の通商産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて通商産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府等類似記号」という。）をそ

の外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

（国際機関の標章の商業上の使用禁止）

第十条 何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして通商産業省令で定める国際機関をいう。以下同じ。）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて通商産業省令で定めるもの（以下「国際機関標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは国際機関標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

（適用除外等）

第十一条 第三条から第八条まで、第十三条第三号に係る部分を除く。及び第十四条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じ、当該各号に定める行為については、適用しない。

一 第二条第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通用いられ

る方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

二 第二条第一項第一号、第二号及び第十二号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）

三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が必要者の間に広く認識される前からのその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその

商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権限の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）

二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）

（経過措置）

第十二条 この法律の規定に基づき通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十号に掲げる不正競争を行った者

二 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者(前号に掲げる者を除く。)

三 第九条又は第十条の規定に違反した者

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して一億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の不正競争防止法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)

二 新法第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの

三 新法第二条第一項第十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用

いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの

第四条 新法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成三年六月十五日前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為

二 新法第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれらの行為により取得した営業秘密を使用する行為

第五条 新法第六条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 新法第七条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号、第三号又は第十号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十号ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

第八条 新法第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前

に開始した同条に規定する国際機関類似標章(旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第十三条(第三号に係る部分を除く。及び第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十一条 この法律の施行前にした行為に関する旧法第三条に規定する外国人が行う同条に規定する請求については、なお従前の例による。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項を次のように改める。

附則第八条第一項に規定する場合において、は、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法(平成五年法律第 号)第二条第一項第一号、第三号、第四号本文、第五号第一項、第二項(第一号に係る部分に限る。及び第三項、第六号、第七号、第十一号第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。))及び第二項、第十三条(第一号に係る部分に限る。並びに第十四条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装そ

他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。とあるのは「他の登録商標(商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第八条第一項に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。))と、「商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は」とあるのは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争(前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次項、次

条、第五条第一項、第六号及び第七号において同じ。))と、同条及び同法第十一条第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七号中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項及び第二項中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同項中「第二条第一項第一号から第九号まで又は第十二号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同項第二号中「第二条第一項第二号」とあり、同項第三号中「第二条第一項第三号」とあり、及び同法第十三条第一号中「第二条第一項第一号又は第十号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同法第五条第二項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十一条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料

とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。)とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同項第十号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。)」とあり、及び同項第十二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。)」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示」と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者(自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。)」とあるのは「自己の氏名を使用する

者」と、同項第二号中「他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者(その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。)」とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成五年四月二十二日印刷

平成五年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局